

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見及びその考え方

総論

意 見	再 意 見	考 え 方
意見 1 公正競争レビュー制度の実効性を更に高める観点から、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することを検討すべき。	再意見 1	考え方 1
■ 過去の行政指導に対する措置の再検証や監視機能の強化 2007～2011年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西殿が実施するとした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要と考えます。 また、電話・口頭での活動は証拠が残りにくく、ましてNTTグループやNTT東西殿内部の状況は認知すらできないため、競争事業者による実態調査には限界があります。 そのため、公正競争レビュー制度の実効性をさらに高める観点から、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することを検討すべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)	■ KDDI 殿、ケイ・オプティコム殿のご意見に賛同いたします。 本制度の運用を実効性あるものとするためには、競争セーフガード制度以来の課題である「検証スキームの透明性」を確保すべきです。具体的には、本制度の枠組みで意見された各事案は、電気通信事業法第166条に基づき総務省殿にて立入調査を実施することや、第三者機関による調査、検査することを検討すると共に、競争政策委員会等のオープンな場で調査審議することにより、課題と必要な措置の明確化を図る必要があると考えます。 (イー・アクセス) ■ 透明性を確保する観点から、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で審議会において調査審議する仕組みに変更すべきと考えます。 その結果、問題が生じている場合には、必要な措置を講ずるとともに、2014年度の包括	■ 「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」(平成24年5月策定。以下「公正競争レビュー制度運用ガイドライン」という。)に示しているとおり、本制度に基づく検証の結果は、透明性確保及び政策検討の観点から情報通信審議会へ報告することとしており、当該報告に加え、検証の対象となる各事項についての事前の意見公募及び再意見公募、検証結果の案についての意見公募と提出された意見等に対する総務省の考え方を付した検証結果の公表を行うことにより、透明性・客観性が確保されているものとする。 なお、情報通信審議会への報告に際し、同審議会において議論された内容を踏まえつつ、次年度の本制度の運用を行うことを予定している。 ■ 包括的な検証を待たずに直ちにNTTの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行う

	的な検証を待たずに直ちにN T Tの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うべきです。 (K D D I)	べきとの御意見については、次の点を踏まえて対応することとしている。 ・「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年法律第58号）附則第5条において、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」として規定されている。 ・ブロードバンド普及促進のための「基本方針」（平成22年12月策定。以下「基本方針」という。）において、「包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、更なる措置について検討を行う必要がある。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。」としている。
意見2 市場環境の変化を適時適切に捉えた競争ルールの見直しを行うためには、本制度の検証にて制度全般における課題、及び必要な見直し内容を明確化し、その結果を有機的に包括的検証に反映するためのPDCAサイクルを確立すべき。	再意見2	考え方2
■ 包括的検証を見据えたPDCAサイクルの確	■ K D D I 殿及びイー・アクセス殿の意見に賛	■ 本制度の検証結果を有機的に包括的な検証

立 ２０１２年１２月２０日付の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申により、本制度の運用状況や検証結果を踏まえて、２０１４年度に競争ルール全体の枠組みの見直しも視野に入れたに包括的検証を行う方針が示されました。 この包括的検証を有効なものとして、市場環境の変化を適時適切に捉えた競争ルールの見直しを行うためには、本制度の検証にて制度全般における課題、及び必要な見直し内容を明確化し、その結果を有機的に包括的検証に反映するためのＰＤＣＡサイクルを確立すべきであり、具体的には、以下２点の対応が必要と考えます。 従来の競争セーフガード制度で注視事項となっていた事例は、競争政策委員会等のオープンな場で審議し、公正競争上の問題の有無や必要な措置の明確化を図る。 包括的検証の実施を見据え、本制度の検証では制度の運用の適正性に留まらず、制度全般の有効性や適正性における課題等のレビューも実施。 なお、本制度の検証において、明らかに制度上の問題が浮き彫りになるような事例が発覚した場合には、包括的検証を待たずに適宜公正競争要件を見直すことも必要と考えます。 (イー・アクセス)	同します。弊社共意見書においても述べたとおり、現在市場において起きている問題の速やかな解決のため、措置を講ずるのはもちろんのこと、包括検証を待たず競争政策の在り方を見直すことも必要と考えます。 また、公正競争レビューにおいては、競争セーフガード制度の運用時のように情報通信審議会へ報告するのみにとどまらず、外部検証性を担保するため、同審議会で検証結果案を審議する仕組みを検討すべきと考えます。 (ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 透明性を確保する観点から、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で審議会において調査審議する仕組みに変更すべきと考えます。 その結果、問題が生じている場合には、必要な措置を講ずるとともに、２０１４年度の包括的検証を待たずに直ちにＮＴＴの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うべきです。 (ＫＤＤＩ) ■ 当社は、従来事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、改正事業法によるさらなる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じていることから、公正競争上の問題は特段生じていないものと考えます。 ・ むしろ、ＮＴＴグループ以外の事業者は、市	に反映するためのＰＤＣＡサイクルを確立すべきとの御意見については、公正競争レビュー制度運用ガイドラインに示しているとおり、本制度の運用状況や検証結果を踏まえ、「基本方針」に掲げる包括的な検証を実施するものであり、当該包括的な検証の結果、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、ＮＴＴの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びＮＴＴ等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の見直し等について検討することとする。 なお、上記ガイドラインに示しているとおり、「ＮＴＴ東西等における規制の遵守状況等の検証」の結果等を踏まえ、包括的な検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合、総務省は、必要に応じて情報通信審議会における審議も活用しつつ、所要の検討を行うものである。 ■ 市場環境や競争環境の変化を踏まえた検証を行うべきとの御意見については、本制度における検証は、 ①固定系ブロードバンドサービスのみならず、移動系ブロードバンドサービスについても対象としていること ②「関係主体の取組に関する検証」に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端
---	--	--

	場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社又は特定の他社のＦＴＴＨ等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でＮＴＴグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、ＮＴＴグループのお客様だけが不利益を被ることになり、ＩＰ・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。 したがって、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、電話時代を前提とした非対称規制の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直し又は撤廃していただきたいと考えます。 - また、公正競争レビュー制度に基づく検証及び包括的検証を行うにあたっては、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえた検証を行うていただく必要があると考えております。具体的には、ＦＴＴＨ、ＤＳＬ、ＣＡＴＶ等のサービス毎の市場に閉じた検証を行うのではなく、固定通信・移動通信を一つとして捉えたＦＭＣ市場の検証や、そのＦＭＣ市場が個々の市場に与える影響、さらには、上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響について検証を行う等、現在の市場環境を捉えた検証を行う必要があるものと考えます。 - 加えて、２０１２年５月１８日公表のブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果においては、政府が主体となったＩＣＴ利活用の促進策（予算確保、	末の各レイヤー間の関係についても着目していること ③「関係主体の取組に関する検証」に当たり、「ＩＣＴ利活用の促進」についても対象とした上で、本制度の趣旨に照らして重要と考えられるものについて整理を行っていることから、市場環境や競争環境の変化を踏まえたものとなっているものである。 ■ ＮＴＴグループに係る規制の在り方に関する御意見については、上記のとおり、包括的な検証の結果、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、ＮＴＴの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びＮＴＴ等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の見直し等について検討することとする。 ■ 外部検証性や透明性の確保に関する御意見については、考え方１のとおり。 ■ 包括的な検証を待たずに直ちにＮＴＴの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うべきとの御意見については、考え方１のとおり。
--	--	--

	事業推進、規制・制度等の見直し等）の一例が紹介されていますが、公正競争レビュー制度の検証においては、政府の取組みを紹介するだけでなく、その取組みがＩＣＴ利活用促進にどれだけ効果があったのか検証するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げた検証を行う必要があると考えます。 (ＮＴＴ東日本) ■ 包括的な検証に向けては、超高速ブロードバンドの普及促進を図るという視点での検証が必要であると考えます。 ・ そのためには、まずは、ＦＴＴＨに限らず、３０Ｍｂｐｓ以上のＣＡＴＶ、ＤＳＬ、無線ブロードバンド等を含めた超高速ブロードバンドサービスとしての市場を一括りとして捉え、少なくとも都道府県別に参入状況や普及状況を把握することが必要と考えます。 ・ その上で、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリ	
--	--	--

	ケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行っていただきたいと考えます。 - 一方、禁止行為規制等に関する検証に関しては、他事業者から提出される根拠の不十分な意見に基づき、当社に対する措置要請が行われることは、当社としての本来正当な事業活動を萎縮させることにもつながりかねません。 - これらを踏まえ、当社だけでなく、他の通信事業者や行政を含めた様々なプレイヤーが果たしてきた役割・成果や超高速ブロードバンドの市場実態を定量的かつ多角的に把握した上で、その普及促進に資するような客観的で総合的な検証を行う必要があると考えます。 (NTT西日本)	
意見3 競争セーフガード制度においては、多くの検証項目において注視という結果が繰り返されて検証プロセスそのものが形骸化したことや、検証対象である各規制・制度自体の検証が行われてこなかった。本制度については、運用方法等の抜本的な見直し等を実施すると共に、検証対象たる制度そのものの適正性の検証等も行うべき。	再意見3	考え方3
■ 情報通信は我が国の社会・経済活動の重要な基盤としての役割を果たしており、国民生活の利便性向上、経済活性化、国際競争力の強化等を実現する上で、ブロードバンドの普及促進が	■ 左記の意見に賛同します。 多くの検証項目に対して「注視」という結果では、問題として認識されている内容についても、これまでは実質的に何も対応できず、課題	■ 運用方法の抜本的な見直し等を実施すべきとの御意見については、本制度は、これまで運用してきた競争セーフガード制度等の取組を踏まえつつ、「基本方針」に掲げる「包括

重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、政府において、２０１５年頃を目途に全世帯でのブロードバンド利用の実現を目標に掲げ、「光の道」構想に係る「基本方針」及び「工程表」が策定されました。公正競争レビュー制度（以下、「本制度」という。）は、「光の道」の実現に向けた、我が国の基幹的政策であるブロードバンドの普及促進とその実現の前提条件たり得る公正競争環境の実現のため、毎年度の継続的なチェック及び包括的な検証を行うものであると認識しています。 本制度の前身と位置づけることが出来る競争セーフガード制度においては、指導の発出等により、一定の効果があったものの多くの検証項目において注視という結果が繰り返され、検証プロセスそのものが形骸化し、必ずしも十分に有効な制度として機能してこなかったことや検証対象である各規制・制度自体の検証が行われてこなかったこと等、課題が存在していたものと考えられます。本制度については、競争セーフガード制度の運用において得られた経験等も踏まえ、運用方法等の抜本的な見直し等を実施頂くと共に、本制度の検証対象たる制度そのものの適正性の検証等も行うことにより、現在市場において起きている問題を柔軟かつ実効的に解決しうる検証制度として頂くことを要望します。 なお、市場において、ＮＴＴグループの料金の請求・回収業務等の統合や東日本電信電話株式会社（以下、「ＮＴＴ東日本」という。）殿	の解決に至らないケースが多く見受けられました。過去の反省も含めて、今後運用される「公正競争レビュー制度」については、できる限り実質的に効果が期待できる対策が打ち出されることを期待します。 （テレコムサービス協会） ■ ソフトバンク殿のご意見に賛同いたします。 ２０１４年度に予定される競争ルール全般の見直しを視野に入れた包括的検証を有効なものとするためには、予め累次の公正競争要件における課題を洗い出すことが必要と考えます。 従って、市場環境の変化や通信事業者各社の業務実態等を踏まえ、本制度の枠組みで公正競争要件そのものの実効性や適正性を検証すべきと考えます。 （イー・アクセス） ■ 先般の当社提出意見においても述べたとおり、公正競争レビュー制度を運用するにあたっては、総務省において少なくとも四半期毎に精緻な調査・検証を行うべきであり、検証結果についても、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で公の場である審議会において調査審議する仕組みに変更し、透明性を確保すべきと考えます。 本意見募集においても、競争事業者各社から公正競争上の課題について意見が寄せられており、これらについては直ちに調査・検証し、必	的な検証」に資するため、毎年度の継続的なチェックを行う仕組みとして運用するものであり、この趣旨を踏まえた運用を行っていく。 ■ 検証対象である制度そのものの検証を行うべきとの御意見については、考え方２のとおり。 ■ 透明性を確保すべきとの御意見については、考え方１のとおり。
--	---	--

及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」という。）殿（以下、合わせて「NTT東西殿」という。）の活用業務に関する申請増によるなし崩しの業務範囲拡大等、長期的な視点において公正競争環境が損なわれる施策等が実施されており、ひいては一般消費者が利益を享受する機会を奪われることにもつながりかねません。また、NTT新社長の発言（2012年7月2日 通信興業新聞第1面）を見るに、グループ連携の強化、NTT東西の子会社を通じた業務拡大が示唆されていることも懸念されます。総務省殿においては、2009年のNTT西日本殿による接続情報の目的外利用に係る事案の発覚や未然の防止等に至らなかったこと等を踏まえ、同様の事態に至らないように、即時必要な措置を講じる等、対応頂きたいと考えます。 （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	要な措置を講じる等、厳格な運用を行うべきです。 （KDDI）	
意見4 指定電気通信設備制度の導入、及びNTTグループに係る累次の公正競争要件の設定がなされた当時とは競争環境が変化している。通信事業者のネットワークのみならずICT利活用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めた俯瞰した俯瞰的な観点から、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為等規制については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直し又は撤廃を行うべき。	再意見4	考え方4
■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非	■ 我が国では電気通信市場に競争を導入するこ	■ 考え方2のとおり。

常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。 移動通信市場においては、過去１０年間で、最大３８４Ｋｂｐｓ（当初）の通信が可能な３Ｇユーザ数は１０万から１．２億へと拡大し、固定通信市場に比べて約４倍ものユーザが、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、ＷｉＭＡＸやＬＴＥが商用化され、２０１２年３月末時点で約４６０万契約となり、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。 また、平成２４年度版情報通信白書に記載されているとおり、各事業者の携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は、約１０％（２０１０年度）から約４０％（２０１１年度）に急増し、その結果、２０１１年度のスマートフォンの販売台数は約２，５００万台を超えております。 このスマートフォンの利用者は、自宅ではＷｉＦｉ＋固定ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線ＬＡＮ、それ以外の屋外では３Ｇで利用する等、１つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。さらに、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社のＦＴＴＨ・ＣＡＴＶを組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えばＫＤＤＩ殿のａｕスマートバリューの契約数は既に１３３万となっています。	とにより、サービスの多様化や料金の低廉化といった形でＩＣＴの普及や利便性向上が実現されてきました。しかしながら、公社の流れを汲むＮＴＴは、依然として国が出資している特殊会社であり、ＮＴＴ東・西は固定通信市場において約７割、ＮＴＴドコモは移動体通信市場において約５割のシェアを保有するドミナント事業者となっています。 このようなドミナント事業者同士がサービスや営業等において連携を行い、ＮＴＴグループの一体化が進むことになれば、サービスの多様化や料金の低廉化といったこれまでの競争政策の成果は失われることとなり、ユーザの利便性は却って損なわれることになります。 したがって、第一種指定電気通信設備規制や禁止行為規制等、公正競争を担保するうえで必要な現行の規制については引き続き維持すべきです。 （ＫＤＤＩ）	
---	--	--

す（２０１２年６月３０日時点）。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したＦＭＣ市場が急速に拡大し、これが単体のＦＴＴＨ市場にも影響を与える状況となってきました。 ・ 加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばＧｏｏｇｌｅやＡｐｐｌｅ等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットＰＣやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。 ・ このように、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、ＦＭＣ市場の拡大、グローバルプレイヤーによる一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。こうした点は、サービスを提供する通信事業者が当初ＮＴＴ１社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。 ・ こうした状況にありながら、これまでの競争セーフガードや接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえずに、依然として固定通信と移動通信、通信		
---	--	--

レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課していますが、こうした規制は、ユーザの利便性を損ねているとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害になると考えます。 公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンドの普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークのみならずICT利活用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めて、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含めた全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等を可能とする等により、新たなビジネスの創出を促し、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、競争を通じてイノベーションが起こり、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上すると考えます。 したがって、公正競争レビュー制度に基づく検証を行うにあたっては、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえた検証を行っていただく必要があると考えており、具体的には、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎の市場に閉じた検証を行うのではなく、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の検証		
--	--	--

や、そのFMC市場が個々の市場に与える影響、さらには、上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響について検証を行う等、現在の市場環境を捉えた検証を行う必要があるものと考えます。 ・ 加えて、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、改正事業法によるさらなる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じていることから、公正競争上の問題は特段生じていないものと考えます。上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。 ・ また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は100%、NTT東西のフレッツ光のエリアカバー率だけでみても92%（2012年3月末）に達しており、ブロードバンド基盤は全国的に整備されてきておりますが、平成24年度版情報通信白書にも記載されているとおり、日本におけるICT利活用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ICT利活用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サー		
--	--	--

ビスや、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談、光iフレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携した校務システムやデジタル教材の提供等、医療、教育、行政等の分野におけるICT利活用の促進に向けた事業展開を進めてきておりますが、こうした取組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。 2012年5月18日公表のブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果においては、政府が主体となったICT利活用の促進策（予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等）の一例が紹介されていますが、公正競争レビュー制度の検証においては、政府の取組みを紹介するだけでなく、その取組みがICT利活用促進にどれだけ効果があったのか検証するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げた検証を行う必要があると考えます。 （NTT東日本） ■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の		
---	--	--

進展、F M C 市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。その結果、ユーザの選択肢も、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越えるようになってきており、ユーザも個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになっていきます。こうした点で、サービスを提供する通信事業者が当初は N T T 1 社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。 ・ 移動通信市場では、モバイルブロードバンド通信が可能なユーザが約 1. 2 億に拡大し、固定ブロードバンド通信ユーザの約 4 倍ものユーザがインターネットにアクセスできる環境にあります。更に、W i M A X や L T E が商用化され、それらサービスのユーザも約 4 6 0 万（平成 2 4 年 3 月末）になる等、モバイルブロードバンド通信の高速化も進んでいます。 ・ 携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は約 1 0 %（平成 2 2 年度）から約 4 0 %（平成 2 3 年度）に急増し、平成 2 3 年度のスマートフォン販売台数は約 2, 5 0 0 万台を超えるようになってきています。スマートフォン利用者は、自宅では W i F i 経由で固定ブロードバンド回線を、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線 L A N を、それ以外の屋外では		
---	--	--

モバイルブロードバンド回線をといた場合、1つの端末で、固定と移動の中から、最適な回線を選択しながらインターネットにアクセスするようになっていす。そのため、他事業者もスマートフォン利用者向けに、自社のモバイルブロードバンド通信と自社又は他社の固定ブロードバンド通信を組み合わせた割引サービスを提供開始する等、スマートフォンをトリガーとした固定通信と移動通信の融合が進んでいす。その結果、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数が既に133万（平成24年6月末）になる等、FMC市場が急速に拡大し、単体の固定ブロードバンド市場やFTTHサービス市場に影響を与えるようになっていす。 ・ GoogleやApple等のグローバルプレイヤーやSkype等の様々なアプリケーションサービスプロバイダが、スマートフォンやタブレット上で、これまで主に通信事業者が提供してきた電話やメール等の通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供するようになっていす。また、それら事業者は、端末とコンテンツ・アプリケーションサービスを一体的に提供するようになっていす。 こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、		
---	--	--

当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになるとすれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が損なわれるだけでなく、IP・ブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。 公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等して、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした自由なマーケットにおいてこそ、イノベーションが起こって、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。したがって、今回、公正競争レビュー制度に基づく検証を行うにあたっては、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎の市場に閉じた検証を行うのではなく、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の検証や、そのFMC市場が個々の市場に与える影響、更には、上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤ		
---	--	--

一が通信市場に参入することによる影響等、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえた検証を行っていただく必要があると考えます。 その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることから、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。 (NTT西日本)		
意見5 日本におけるICT利活用を促進するために、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していくことが必要。	再意見5	考え方5
■ また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は100%、NTT東西のフレッツ光のエリアカバー率だけでみても92%(2012年3月末)に達しており、ブロードバンド基盤は全国的に整備されてきておりますが、平成24年度版情報通信白書にも記載されているとおり、日本におけるICT利活用は、	■ 左記の意見には全面的に賛同いたします。さらに、ここに挙げられている医療、教育、行政に加えて、様々な産業の分野でICTの利活用を促進していくためには、NTT東西殿の意見にも書かれているように、より一層の「端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業」が求められる	■ 御意見のとおり、ブロードバンド普及促進のためにICT利活用の促進は重要と考えており、本制度における「関係主体の取組状況に関する検証」に当たっては、「ICT利活用の促進に関する取組」を対象としている。

例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ＩＣＴ利活用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サービスや、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談、光ｉフレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携した校務システムやデジタル教材の提供等、医療、教育、行政等の分野におけるＩＣＴ利活用の促進に向けた事業展開を進めてきておりますが、こうした取組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。 (ＮＴＴ東日本)	と考えます。 そのためには、ＮＴＴ東西殿が積極的にＮＧＮのオープン化を進め、多くの事業者が新たなサービスの提供のために簡単にＮＧＮを利活用できるような環境の構築を進めることが重要です。ＩＣＴの利活用促進に向けて、ＮＴＴ東西殿には、ＮＧＮ特有の機能のアンバンドル化なども含め、積極的にＮＧＮのオープン化を推進する姿勢に転換されることを強く望みます。 (テレコムサービス協会)	
意見６ 本制度の運用に当たっては、総務省において少なくとも四半期毎に精緻な調査・検証を行うべきであり、検証結果についても、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で公の場である審議会において調査審議する仕組みに変更し、透明性を確保すべき。	再意見６	考え方６
■ 公正競争レビュー制度を運用するにあたっては、総務省において少なくとも四半期毎に精緻な調査・検証を行うべきであり、検証結果についても、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で公の場である審議会において調査審議す	■ ＫＤＤＩ殿、ケイ・オプティコム殿のご意見に賛同いたします。 本制度の運用を実効性あるものとするためには、競争セーフガード制度以来の課題である「検証スキームの透明性」を確保すべきです。具体的には、本制度の枠組みで意見された各事	■ 考え方１のとおり。 なお、検証等の頻度に関する御意見については、本制度が「基本方針」に掲げる包括的な検証に資するため、毎年度の継続的なチェックを行う仕組みとして運用するものであることを踏まえつつ、規制の対象となる各事項

る仕組みに変更し、透明性を確保すべきです。 詳細は後述しますが、現状当社では以下の事項について、公正競争上の課題があると認識しており、注視するのみならず、直ちに調査・検証し、必要な措置を講じる等、厳格な運用を行うべきと考えます。 ・光屋内配線の転用率向上に関する課題の解消 ・利用部門と競争事業者とのリードタイム等同等性の確保 ・コロケーション・中継ダークファイバについての設備枯渇の解消 ・加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルール ・地中化エリアの光ファイバの開放 ・無派遣工事メニューの設定（NTT西日本） ・固定電話の番号ポータビリティ可能エリアの運用の見直し ・光配線区画の適正化と光配線区域情報のリアルタイム性の確保 ・F T T H販売に係る接続関連情報の利用 ・活用業務の認可制から届出制への変更 ・フレッツ・テレビの広告表示（NTT東日本） ・ドミナント事業者に対する禁止行為規制の維持 ・NTTファイナンスによる料金請求・回収業務の統合 ・NTTグループ各社の一体営業 ・NTT東・西／NTTドコモのグループ内I D連携	案は、電気通信事業法第166条に基づき総務省殿にて立入調査を実施することや、第三者機関による調査、検査することを検討すると共に、競争政策委員会等のオープンな場で調査審議することにより、課題と必要な措置の明確化を図る必要があると考えます。 （イー・アクセス） ■ K D D I 殿及びイー・アクセス殿の意見に賛同します。弊社共意見書においても述べたとおり、現在市場において起きている問題の速やかな解決のため、措置を講ずるのはもちろんのこと、包括検証を待たず競争政策の在り方を見直すことも必要と考えます。 また、公正競争レビューにおいては、競争セーフガード制度の運用時のように情報通信審議会へ報告するのみにとどまらず、外部検証性を担保するため、同審議会で検証結果案を審議する仕組みを検討すべきと考えます。 （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	への意見公募及び再意見公募、検証結果の案についての意見公募と提出された意見等に対する総務省の考え方を付した検証結果の公表等のプロセスの中で、様々な論点に関して継続的に調査・検証を行っているものである。
---	---	---

・ N T Tブランドの使用 ・ 光ポータブルによるグループ内サービスのセット販売 (K D D I) ■ 今後の検討に向けて 透明性を確保する観点から、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で審議会において調査審議する仕組みに変更すべきです。その結果、問題が生じている場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、2014年度の包括的な検証を待たずにN T Tの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うことを検討すべきです。 (K D D I)		
---	--	--

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

意 見	再 意 見	考 え 方
意見7 ネガティブリスト方式・端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を現行維持すべき。	再意見7	考え方7
■ ネガティブリスト方式・端末系伝送路設備の種別（メタル・光）の現行維持が必要 第一種指定電気通信設備の指定要件については、平成24年5月18日付の「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2011年度）の公表」にて総務省殿の考え方が示されました	■ 【現行の指定方法の見直しについて】 ・ 先般の当社意見で述べた通り、現行制度の下においては、N T T東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則	■ 現行の第一種指定電気通信設備（以下「一種指定設備」という。）の指定については、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年情通審第34号。以下「3月答申」という。）において、伝送路設備及び交換等設備に

が、現在においても、その考え方を変更すべき特段の事情は依然として認められない状況であるため、引き続き、ネガティブリスト方式の採用及び、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を継続することが必要と考えます。 （イー・アクセス） ■ 第一種指定電気通信設備の指定要件については、競争セーフガード制度の検証において示されている下記考え方について、特段の事情の変化が認められないことから、その考え方を踏襲するとされてきたところです。 ーポジティブリスト方式はボトルネック性を有する設備であるにも係らず一定期間指定されない場合が生じ得るリスクがあり、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西殿による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実やNTT東西殿を競争上不利な状況に置くまたはお客様利便を損ねている等の状況も認められないことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当。 ーメタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有	として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。 しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。 ・ なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を指定電気通信設備とすることは、過剰な規制であると考えます。 ・ このように、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申（2007年3月30日）の趣旨にも反していると考えます。 ・ 加えて、昨年度の競争セーフガード制度に基づき検証結果において「現時点においても、ネ	に対する指定方法をネガティブリスト方式（指定しない設備を具体的に列挙する方式）からポジティブリスト方式（指定する設備を具体的に列挙する方式）に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨が示されているところである。 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ネガティブリスト方式の採用が東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。また、NTT東日本とあわせて「NTT東西」という。）による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところである。 この点については、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられることに加え、競争セーフガード制度及び本公正競争レビュー制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。 ■ 端末系伝送路設備については、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において、
--	--	--

していることから端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある。 今年度のブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度（以下、「本制度」という。）においても、例えばＦＴＴＨ市場について、ＮＴＴ東西殿の契約数のシェアは７４％と依然として高いこと等を鑑みるに、上記考え方を変更すべき特段の状況の変化はみられないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことを継続すべきです。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	ガティブリスト方式の採用がＮＴＴ東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。 - また、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられる」とされておりますが、当社は、光ファイバ等のアクセス回線を当社（利用部門）と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドでＩＰ通信網を構築しサービスを展開していることから、アクセスのボトルネック性はネットワークとは遮断されおり、こうしたご指摘は当たらないと考えます。 - したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らか	メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてＮＴＴ東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。 また、ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないＣＡＴＶ回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしもいえない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。 ＮＴＴ東西の今回の再意見や、ＰＳＴＮからＩＰ網への移行に伴うアクセス回線の移行の進展状況を考慮しても、この考え方を変更すべき特段の事情は依然認められないことから、端末系伝送路設備については、引き続きメタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することが適当である。 ■ 加入光ファイバの指定を除外すべきとの再意見については、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ＮＴＴ東西は、全加入者回線の９割以上の回線を有しており、競争事業者にとって、ＮＴＴ東西の光ファイバを利用
--	---	--

	にし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。 【加入者光ファイバについて】 ・ 先般の当社意見で述べた通り、指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 － 線路敷設基盤は既に開放済みであり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。 － 現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、ＫＤＤＩ 殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。 － 「光の道」構想に関する意見募集（２０１０年８月１７日）において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争	することが欠かせないことから、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当としたところである。 以上の状況は現時点においても変わりはないことから、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当である。 なお、線路敷設基盤の開放については、情報通信審議会答申「ブロードバンドの普及促進に向けた環境整備の在り方」（平成２３年情通審第１０８号。以下「ブロードバンド答申」という。）において、設備競争の促進の観点から、課題が示されたところである。
--	--	---

	を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、８８％まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考える」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。 －ＫＤＤＩ殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。 －加入者光ファイバについては、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例は無いこと。 ・なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、メタル回線と光ファイバ回線は、 ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、 ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、 ③実態としてＮＴＴ東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、 から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気	
--	---	--

	通信設備として指定することとされております。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性は無いと考えます。 －メタル回線（DSLサービス）と光ファイバ（光サービス）との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係が無いこと。 －電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。 －当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。 また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性は無いこと。 ・ 現に、NTT東西の加入電話契約者数は、1998年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、2012年3月末時点では約3,100万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数（ch数）は、2012年3月末時点で約1,400万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,800万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外	
--	--	--

	の他社直収電話やＦＴＴＨサービス又は携帯電話等へ移行したものと想定されます。 ・ こうした状況は、お客様ご自身が自由にサービスを選択した結果であり、多種多様なお客様ニーズがあることを踏まえれば、メタル回線で提供される代替サービスについて、固定のブロードバンド回線の光ファイバに限定するという考え方は市場実態を反映したものではなく、光ファイバだけを抜き出して指定電気通信設備とする理由にはならないと考えます。 (ＮＴＴ東日本) ■【現行の指定方法の見直しについて】 ・ 殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。 ・ したがって、現行制度の下においては、ＮＴＴ東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされ	
--	---	--

	ないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式（ポジティブリスト方式）を採用すべきと考えます。 【加入光ファイバについて】 ・ 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 － 指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、ＩＰ・ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。 － 現に、光ファイバについては、電力会社が当社の約２倍の電柱を保有しており、電力系事業者は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、ＣＡＴＶ事業者も、通信と放送の融合が進む中、電力会社や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を	
--	---	--

	敷設し、過去１０年間で契約数を約１．８倍の約２，８６７万世帯（平成２４年３月末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、「再放送のみ」を含む。）に増加させていること。 これに関して、平成２２年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿からも、「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率８８％まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考える。」といった意見も提出されており、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。 ー主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。 これに関して、平成２２年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採ら	
--	---	--

	れています。」「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制等の障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見も提出されていること。 ・ なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の５０％以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないことになったとしても、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況等も踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。 ・ また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合やモバイル系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・ さらに、現行のシェア基準値（５０％超）に	
--	--	--

	よる規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 (NTT西日本)	
--	--	--

イ 指定の対象に関する検証

意 見	再 意 見	考 え 方
意見8 現在指定されている第一種指定電気通信設備について、引き続き指定を継続すべき。	再意見8	考え方8
■ 指定の対象は現行維持が必要 NGN、地域IP網及び、ひかり電話網、加入光ファイバ、WDM装置等の第一種指定電気通信設備の指定の対象は、平成24年5月18日付の「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2011年度)の公表」にて総務省殿の考え方が示されたとおり、現在においても状況は変わっていないため、引き続き、第一種指定電気通信設備の指定を行うことが必要と考えます。 【電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(H23年度3月末時点)】 NTT東西加入電話：約3,135万 直収電話：約386万 DSL：約670万 FTTH：NTT東西殿のシェア 74.2%	■ 先般の当社意見で述べたとおり、指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。 しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。	■ NGNについては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年情審通第53号。以下「NGN答申」という。)において示されたとおり、シェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ、利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること等から、NGNを一種指定設備に指定することとされたものであ

〇ＡＢＪ番号におけるＮＴＴ東西のシェア 65.5% (イー・アクセス) ■ ＮＴＴ東西殿の地域ＩＰ網や光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であること、ＮＴＴ東西殿の次世代ネットワーク（以下、「ＮＴＴ－ＮＧＮ」という。）や光ＩＰ電話用ルータについては、フレッツネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加によりＮＴＴ東西殿のシェアが依然として高い水準を維持していること等から、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備について、引き続き指定を継続すべきです。 (ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	現に、電力系事業者、ＫＤＤＩ殿、ＣＡＴＶ事業者といった固定系の事業者だけでなく、ＷｉＭＡＸやＬＴＥ等を用いた移動系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されています。また、ＮＴＴ東西の加入電話契約者数は、1998年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、2012年3月末時点では約3,100万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数（ｃｈ数）は、2012年3月末時点で約1,400万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,800万ものお客様が、ＮＴＴ東西の固定電話以外の他社直収電話やＦＴＴＨサービス又は携帯電話等へ移行したものと想定されます。 こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のＩＰ通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。 したがって、本年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」の無い設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 【ＮＧＮ、地域ＩＰ網及びひかり電話】	る。 ブロードバンド答申においても、同様の点について確認がなされた上で、「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるＮＧＮにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっている」とされたところである。 また、ＮＴＴ東西のＦＴＴＨユーザは、ＮＧＮの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、ＮＧＮはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上のボトルネック性が一層高いという特性を有している。 現在でもＦＴＴＨサービスにおけるＮＴＴ東西のシェアは73.4%、〇ＡＢ－ＪＩＰ電話におけるシェアも63.9%の状況にあることを踏まえると、これらの状況は現段階においても変わりはないことから、引き続き、ＮＧＮは、一種指定設備に指定することが必要と考えられる。 ■ 地域ＩＰ網については、ＮＧＮへの移行が進められているところであるが、現時点においてもＮＴＴ東西合計で160社のＩＳＰ事業者が地域ＩＰ網に接続している状況等から、地域ＩＰ網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点
---	--	---

	当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 (1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、 また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性は無いこと。 ・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は光ファイバや局舎コロケーションといった「素材」や、電柱・管路といった線路敷設基盤を最大限提供しております。 中継ダークファイバの提供実績： 164事業者、3,408区間、約5.0万芯（2008年3月末） ⇒154事業者、3,697区間、約6.8万芯（2012年3月末） 局舎コロケーションの提供実績： 100事業者、1,900ビル、約3.5万架（2008年3月末）	からも不可欠である状況に変わりはないと考えられる。 このため、地域IP網は、NGNへの移行の進展状況等に留意しつつ、当面は引き続き一種指定設備に指定することが必要と考えられる。 ■ ひかり電話網については、NGNへの移行が進められているところであるが、現時点においても、固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であり、また、OAB-JIP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは平成24年9月末時点で63.9%（番号ベース）であることから、NGN答申において一種指定設備に指定することが必要とされた状況に変わりはないと考えられる。 このため、ひかり電話網は、引き続き一種指定設備に指定することが必要と考えられる。 ■ メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない。 以上の点を踏まえれば、現時点においても、
--	--	--

	⇒96事業者、2,052ビル、約4.5万架（2012年3月末） ・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。 （2）競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網（NGNを含む）を規制する理由は無いこと。 ・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア（2012年3月末）は58.0%、特に首都圏では51.3%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。 ・FTTHサービスだけに市場を限定した場合でも、KDDI殿の本格展開に伴い、四半期別の純増数で見ると、当社のシェアは2011年度第3四半期では約77%であったのに対し、直近の2011年度第4四半期では約62%まで低下しています。さらに、純増数シェアをエリア別に見ると、例えば競争の激しい東京都は約43%、北海道や栃木県は約38%に逆転しております。 ・冒頭で述べたとおり、WiMAXやLTEが商用化され、超高速ブロードバンド	局内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外とすることは引き続き適当ではない。 なお、NTT東西からは、接続事業者が自前敷設した芯線数の割合が高いとの意見が示されているが、これについては、接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必要があり、「他事業者も計画的に所定の手続、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」との意見については、実態を十分に考慮した上で、更に検証することが必要である。 ■ WDM装置については、装置類の市場調達性のみから判断するべきではなく、中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの一部として機能するものであることから、ボトルネック性がないと判断することは適当ではない。 ■ イーサネットサービス等のデータ通信網については、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果に示したとおり、現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない。 このため、イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちに
--	--	---

	化が急速に進展してきていることや、スマートフォン等の高度な機能を有する端末の普及に伴い、固定系ブロードバンドは利用せずに移動系ブロードバンドのみを利用するユーザもいることを踏まえると、移動系を含めたブロードバンド市場全体の中の1つのネットワークとして当社のIP通信網（NGNを含む）を捉えることが適当であり、当該市場におけるNTT東西のシェア（2012年3月末）は11.8%に過ぎません。 （3）加入者光ファイバについて、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例は無いこと。 ・「光の道」構想に関する意見募集（2010年8月17日）において、米国電気通信協会殿から、 「米国では、高速大容量の光ファイバ網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」 「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制等の障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」	ボトルネック性がないと判断することはできない。 以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデータ通信網について、現時点において指定の対象外とすることは適当ではない。 ■ 加入者光ファイバについては、考え方7のとおり。
--	---	---

	といった意見が提出されております。 なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由については、以下のとおり、合理性は無いと考えます。 《NGNの検証結果》 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、当社のNGNについて、 ①NGNはシェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者（FVNO）や固定電話網・IP網等ネットワークを自ら構築し保有している事業者（FNO）にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、 ②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの収容ルータに収容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないこと、	
--	--	--

	③今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるN G Nにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっていること、 から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性は無いと考えます。 ・シェアについていえば、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係の無いこと。 ・また、シェアの見方についていえば、 －固定ブロードバンド市場における、当社のシェア（２０１２年３月末）は５８．０％、特に首都圏では５１．３％と熾烈な競争が展開されていること。 －ＦＴＴＨサービスだけに市場を限定した場合でも、四半期別の純増数で見ると、当社のシェアは２０１１年度第４四半期では約６２％まで低下していること。さらに、純増数シェアをエリア別に見ると、例えば競争の激しい東京都は約４３％、北海道や栃木県は約３８％に逆転していること。 －移動系を含めたブロードバンド市場全体におけるＮＴＴ東西のシェア（２０１２年３月末）は１１．８％に過ぎないこと。	
--	---	--

	・ F V N O や F N O にとっての不可欠性という観点についていえば、それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社の N G N のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 また、現に一般中継局ルータ等での接続は利用されておらず、仮に、今後、P S T N マイグレーションに向けて I P 網同士の直接接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社の N G N のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・ 当社の N G N は「他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有している」「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定される」とされていることについていえば、I P ・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話網と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社の N G N に依存することなく、お客様を獲得する競争構造となっていること。 加えて、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いることも踏まえれば、当社の I P 通信網（N G N を含む）は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎず、当社の N G N は必ずしも P S T N の移行先の基幹的なコア網となるわけではないこと。	
--	---	--

	・アクセスとネットワークの一体性について 例えば、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしくは、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されていること。 《地域 I P 網の検証結果》 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、地域 I P 網について、 ・現時点においても N T T 東西合計で 1 6 0 社の I S P 事業者が地域 I P 網に接続している状況等を踏まえれば、地域 I P 網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、 から、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性は無いと考えます。 ・当社の場合、I S P フリーのオープン型モデルを採用し、I S P 事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。 ・また、I S P 事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されてお	
--	--	--

	り、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。 《ひかり電話網の検証結果》 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ひかり電話網について、 ①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、 ②O A B～J I P 電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは平成23年6月時点で66.5%（番号ベース）であること、 から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性は無いと考えます。 ・それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・N T T 東西の加入電話やI S D N 以外の直収電話、O A B～J I P 電話、C A T V 電話、O 5 0 I P 電話の合計に占めるN T T 東西のO A B～J I P 電話シェアは41.5%（東西計：2012年3月末）に過ぎないこと。 また、そもそもシェアは各事業者がエリア	
--	--	--

	展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係の無いこと。 ・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは8.3%であり、ソフトバンクモバイル殿が2,800万契約を超えている中で、ひかり電話は1,370万番号（東西計：2012年3月末）に過ぎないこと。 【局内装置類及び局内光ファイバ】 メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 (1) メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。 (2) 局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した2001年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、81.9%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。	
--	--	--

	自前局内光ファイバの割合：８１．９％ （局内光ファイバ総数３８．７万芯のうち他 事業者の自前局内光ファイバ３１．７万芯 （２０１２年３月末）の割合） なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づ く検証結果では、局内装置類及び局内光ファイ バについて、「加入光ファイバと一体として設 置・機能するものであり、加入光ファイバのボ トルネック性とは無関係に、装置類だけを切り 出して、その市場調達性や一部事業者における 自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有 無を判断することは適当ではない」ことから、 指定電気通信設備の対象外とすることは適当で ないとされています。 しかしながら、当社の加入者光ファイバは、 はじめから競争下で構築されてきており、ボト ルネック性は無いことに加え、現に、他事業者 はオープン化された当社の加入者光ファイバや 自ら敷設したアクセス回線と、自ら設置したル ータ等の局内装置を組み合わせで独自のＩＰ通 信網を構築しております。 また、当社のＩＰ通信網も、オープン化され た加入者光ファイバと局内装置を組み合わせで 構築しているに過ぎず、当社の局内装置類及び 局内光ファイバは、加入者光ファイバと既に切 り離されていることから、上記の理由について は、合理性は無いと考えます。 【イーサネット系サービス等のデータ通信網】 イーサネット系サービス等のデータ通信網に	
--	--	--

	については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 (1) イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、19%（2012年3月末）であり、競争は十分に進展していること。 (2) また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。 なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、イーサネットサービス等のデータ通信網について、 ①現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、 ②イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性が無いと判断することはできないこと、 から指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないと考えられています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性は無いと考えます。 ・専用線等と伝送路を共用していることと、設	
--	---	--

	備のボトルネック性とは直接関係が無いこと。 ・現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネットサービス等のデータ通信網にボトルネック性が無いことの証左であること。 【WDM装置】 WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。 (NTT東日本) ■【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】 ・当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網（以下、NGN等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかです。 －他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるた	
--	---	--

	め、他事業者がこれらの設備を組み合わせ、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ー現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで49.9%、府県別では最小で約37%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約40%に過ぎないこと。さらに、モバイル系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか10%程度に過ぎないこと。 ーひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～JIP電話、CATV電話、O50IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは41%程度（平成24年3月末）、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば8%程度（同上）に過ぎないこと。 ーアクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無	
--	---	--

	の判断にあたって直接関係がないこと。 ー主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。 ・ 上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 【局内装置類及び局内光ファイバについて】 ・ イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（OLT）、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 - ー他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれ	
--	--	--

	らの設備を組み合わせることで当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ー現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせ、もしくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。 ーアクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 ・ なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと思います。 ・ 局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 (NTT西日本)	
--	--	--

意見 9 設備ベース競争の進展に鑑み、不可欠性のない設備については、早急に第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。	再意見 9	考え方 9
■【指定電気通信設備規制に対する基本的な考え方】 指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。 しかしながら、ＩＰ・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のＩＰ通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、当社のＮＧＮをはじめとするＩＰ通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。 現に、電力系事業者、ＫＤＤＩ殿、ＣＡＴＶ事業者といった固定系の事業者だけでなく、ＷｉＭＡＸやＬＴＥ等を用いた移動系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されています。 また、ＮＴＴ東西の加入電話契約者数は、１９９８年３月末時点のピーク時に約６，３００万でしたが、２０１２年３月末時点では約３，１００万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数（ｃｈ数）は、２０１	■ ＮＴＴ東・西は、ＮＧＮをはじめとするＩＰ通信網に固定電話網のような不可欠性はない旨主張していますが、ＮＧＮをはじめとするＩＰ通信網はボトルネック設備であるアクセス回線と一体で構築されていることから不可欠性があることは自明です。平成２４年５月１８日付の「競争セーフガード制度に基づく検証結果（２０１１年度）の公表」において「指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当」と総務省の考え方が示されており、現在においても指定対象を見直さなければならない特段の状況とはなっていないことから、これらの設備については引き続き指定設備の対象とすべきです。 （ＫＤＤＩ）	■ 一種指定設備の対象については、競争セーフガード制度及び本公正競争レビュー制度による運用を通じて毎年度検証することとしており、今年度においても公正競争レビュー制度運用ガイドラインに規定する考え方に基づき検証し、その妥当性・適正性の確保に努めることとしている。

2年3月末時点で約1,400万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,800万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTHサービス又は携帯電話等へ移行したものと想定されます。 こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まれば、当社のIP通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。 ・ したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 (NTT東日本) ■【指定電気通信設備規制に対する基本的な考え方】 ・ 指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線や加入者交換機を自ら設置して、当社と同等のネットワークを自前構築することは実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するためには、当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。 ・ しかしながら、IP・ブロードバンド時代に		
--	--	--

は、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自のＩＰ網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイバ等を利用してサービス提供しているところであり、現に、電力系事業者、ＫＤＤＩ殿、ＣＡＴＶ事業者といった固定系の事業者だけでなく、ＷｉＭＡＸやＬＴＥ等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されていることから、当社のＮＧＮをはじめとするＩＰ網には当社の固定電話網のような不可欠性はありません。 ・ また、ＮＴＴ東西の加入電話契約者数は、平成１０年３月末時点のピーク時に約６，３００万でしたが、平成２４年３月末時点では約３，１００万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数（ｃｈ数）は、平成２４年３月末時点で約１，４００万足らずに留まっており、加入電話契約者数のピーク時と比べると、約１，８００万ものお客様が、携帯電話や他社直収電話に移行したものと考えられます。これらに加えて、特に、最近の傾向として、スマートフォン等しか持たないお客様が増えてきていることも踏まえれば、当社のＩＰ網は、携帯電話網を含め、各事業者が提供する多様なネットワークに係る選択肢の一つに過ぎないと考えます。 ・ したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」がない設備については、早急に指		
--	--	--

定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 (NTT西日本)		
意見10 NGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築するなど、ボトルネック性はないことから、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。	再意見10	考え方10
■【NGN、地域IP網及びひかり電話】 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 (1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、 また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。 ・ 他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は光ファイバや局舎コロケーションといった「素材」や、電柱・管路といった線路敷設基盤	■ NGN、地域IP網及びひかり電話網については、以下の理由から利用者及び接続事業者にとっての不可欠性が高いと考えられるため、引き続き第一種指定電気通信設備（以下、一種指定設備）の対象とすることが必要と考えます。 ①NTT東西殿がブロードバンド市場において競争が進展していると主張するものの、依然としてNTT東西殿のFTTHにおける市場シェアは74.2%、OABJ-IP電話65.5%（※1）と独占化傾向にあること。 ②2010年11月に、NTT東西殿がPSTNの概括的展望を示し、現在、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場にて、IP網同士の接続への移行を前提として議論されていることから、今後NGNをはじめとしたNTT東西殿のIP網との接続の重要性が更に高まると考えられること。 ③メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションの進展により、「メタル・PSTNサービス（加入電話、ISDN、ADSL等）におけるNTT東西殿の顧客基盤」及び、「PSTNの廃止に伴いサービス基盤を	■ NGN、地域IP網及びひかり電話網については、考え方8のとおり。

を最大限提供しております。 中継ダークファイバの提供実績： 164事業者、3,408区間、約5.0万芯（2008年3月末） ⇒154事業者、3,697区間、約6.8万芯（2012年3月末） 局舎コロケーションの提供実績： 100事業者、1,900ビル、約3.5万架（2008年3月末） ⇒96事業者、2,052ビル、約4.5万架（2012年3月末） - また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。 （2）競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網（NGNを含む）を規制する理由はないこと。 - 固定ブロードバンド市場における、当社のシェア（2012年3月末）は58.0%、特に首都圏では51.3%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。 - FTTHサービスだけに市場を限定した場合でも、KDDI殿の本格展開に伴い、四半期別の純増数で見ると、当社のシェアは2011年度第3四半期では約77%で	失う競争事業者によるサービス（マイライン、ドライカップパ電話、ADSL等）」にて、NTT東西殿のFTTH、OABJ-IP電話への移行が進み、独占が拡大する虞があること。 （※1）電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ（2012年3月末） （イー・アクセス） ■ NTT東西殿の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）、地域IP網やひかり電話網については、アンバンドルが十分に行われておらず、競争事業者の事業展開に支障が生じています。現に、NTT東西殿の契約数シェアは、FTTHで74.2%、OABJ-IP電話では65.5%（2012年3月末時点）と依然として高いシェアを占めており、競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備である状況に依然として変化がありません。そのため、より一層競争を促進する施策を講じる必要があると考えます。 さらに、NTT-NGN、ひかり電話網については、高いシェアを有するNTT東西殿の固定電話網や地域IP網のユーザが将来的に移行していくことが想定され、競争事業者にとって事業展開上の不可欠性等がより高いと言えます。 これらを踏まえると、NTT-NGN、地域IP網及びひかり電話網については、競争促進	
---	--	--

あったのに対し、直近の２０１１年度第４四半期では約６２％まで低下しています。さらに、純増数シェアをエリア別に見ると、例えば競争の激しい東京都は約４３％、北海道や栃木県は約３８％に逆転しております。 - 冒頭で述べたとおり、WiMAXやLTEが商用化され、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきていることや、スマートフォン等の高度な機能を有する端末の普及に伴い、固定系ブロードバンドは利用せずに移動系ブロードバンドのみを利用するユーザもいることを踏まえると、移動系を含めたブロードバンド市場全体の中の１つのネットワークとして当社のＩＰ通信網（NGNを含む）を捉えることが適当であり、当該市場におけるNTT東西のシェア（２０１２年３月末）は１１．８％に過ぎません。 （３）加入者光ファイバについて、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと。 「光の道」構想に関する意見募集（２０１０年８月１７日）において、米国電気通信協会殿から、 「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」	の観点から、引き続き、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。 （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（平成２０年３月２７日）にて整理されたとおり、NGNをはじめとするＩＰ通信網については第一種指定電気通信設備への指定を維持すべきです。 NGNをはじめとするＩＰ通信網は、ボトルネック設備であるアクセス回線と一体で構築されていることから不可欠性があり、NGNと一体で構築されているNTT東・西のFTTHの契約数シェアは７４．２％（「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成２３年度第４四半期（３月末）」）と依然として高止まりしており、NTT東・西が市場支配力を拡大する結果となっています。 そのため、競争を機能させる観点から、指定の継続は当然であると考えます。 （ＫＤＤＩ）	
--	---	--

「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」 といった意見が提出されております。 なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由については、以下のとおり、合理性はないと考えます。 《NGNの検証結果》 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、当社のNGNについて、 ①NGNはシェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者（FVNO）や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者（FNO）にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、 ②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの収		
--	--	--

容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないこと、 ③今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるNGNにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっていること、 から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 ・シェアについていえば、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係のないこと。 ・また、シェアの見方についていえば、 －固定ブロードバンド市場における、当社のシェア（2012年3月末）は58.0%、特に首都圏では51.3%と熾烈な競争が展開されていること。 －FTHサービスだけに市場を限定した場合でも、四半期別の純増数で見ると、当社のシェアは2011年度第4四半期では約		
--	--	--

62%まで低下していること。さらに、純増数シェアをエリア別に見ると、例えば競争の激しい東京都は約43%、北海道や栃木県は約38%に逆転していること。 ー移動系を含めたブロードバンド市場全体におけるNTT東西のシェア（2012年3月末）は11.8%に過ぎないこと。 ・FVNOやFNOにとっての不可欠性という観点についていえば、それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 また、現に一般中継局ルータ等での接続は利用されておらず、仮に、今後、PSTNマイグレーションに向けてIP網同士の直接接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・当社のNGNは「他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有している」「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定される」とされていることについていえば、IP・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話網と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、お客様を獲得する競争構造となっていること。		
---	--	--

加えて、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いることも踏まえれば、当社のＩＰ通信網（ＮＧＮを含む）は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎず、当社のＮＧＮは必ずしもＰＳＴＮの移行先の基幹的なコア網となるわけではないこと。 ・アクセスとネットワークの一体性についていえば、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしくは、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されていること。 《地域ＩＰ網の検証結果》 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、地域ＩＰ網について、 ・現時点においてもＮＴＴ東西合計で１６０社のＩＳＰ事業者が地域ＩＰ網に接続している状況等を踏まえれば、地域ＩＰ網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、 から、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 ・当社の場合、ＩＳＰフリーのオープン型モデ		
--	--	--

ルを採用し、ＩＳＰ事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。 ・また、ＩＳＰ事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。 《ひかり電話網の検証結果》 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ひかり電話網について、 ①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、 ②ＯＡＢＪ－ＩＰ電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは平成２３年６月時点で６６．５％（番号ベース）であること、 から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 ・それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。		
---	--	--

・ N T T 東西の加入電話や I S D N 以外の直収電話、O A B J－I P 電話、C A T V 電話、O 5 O I P 電話の合計に占める N T T 東西の O A B J－I P 電話シェアは 4 1. 5 %（東西計：2 0 1 2 年 3 月末）に過ぎないこと。 また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係のないこと。 ・ 更携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは 8. 3 % であり、ソフトバンクモバイル殿が 2, 8 0 0 万契約を超えている中で、ひかり電話は 1, 3 7 0 万番号（東西計：2 0 1 2 年 3 月末）に過ぎないこと。 （N T T 東日本） ■ 【N G N、地域 I P 網及びひかり電話網について】 ・ 当社の N G N、地域 I P 網及びひかり電話網（以下、N G N 等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかです。 他事業者が I P 網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、I P 網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせると当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能		
---	--	--

となっていること。 →別添 1 現に、他事業者は当社の N G N 等に依存することなく、独自の I P 網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社の N G N 等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで 4 9 . 9 %、府県別では最小で約 3 7 %、 F T T H 市場での競争が激しい関西エリアでは、2 府 4 県でシェアが約 4 0 %に過ぎないこと。→別添 2 さらに、モバイル系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、N T T 東西のシェアはわずか 1 0 %程度に過ぎないこと。→別添 3 ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、O A B J - I P 電話、C A T V 電話、O 5 0 I P 電話の合計に占める N T T 東西のシェアは 4 1 %程度（平成 2 4 年 3 月末）、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば 8 %程度（同上）に過ぎないこと。→別添 4 アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の N G N 等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 主要国において、ブロードバンドサービスの		
---	--	--

ネットワーク部分をアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。

→別添5

・ 上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。

(別添1)

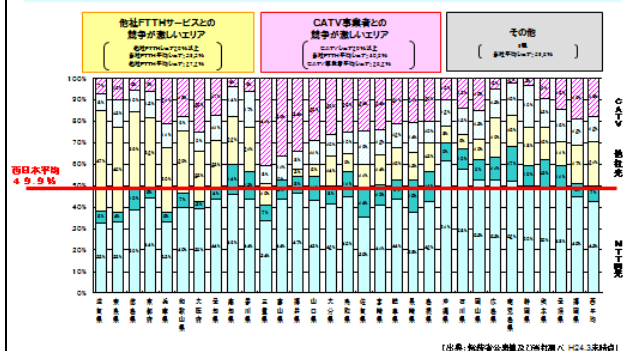
【別添1】当社の線路敷設基盤、アクセス回線、ネットワークは十分にオープン化
 ・電柱・管路等の線路敷設基盤、アクセス回線、NGN等のネットワークは十分にオープン化されており、他事業者は当社が提供する素材を自由に組み合わせて、独自のIPネットワークを構築可能

	NTT西/東	電力系・CATV事業者 KDDI 東電エリア・CTC)	KDDI SBB等DSL事業者	【想定】 CATV事業者等
接続形態	NTT西/東 NGN等	自前 IPネットワーク	自前 IPネットワーク NTT西/東に 30ヶ所以上	NTT西/東 NGN等
アクセス	光ファイバ メタル回線 ドライカハ等	自前光ファイバ 自前回線	光ファイバ メタル回線 ドライカハ等	自前光ファイバ 自前回線
契約数 (NTT西/東計)	FTTH:1,656万契約 ADSL:232万契約	FTTH:574万契約 CATV:591万契約	ADSL:438万契約	0契約
NTT西/東が 提供する素材	-	線路敷設基盤 (電柱・管路等)	光ファイバ・加入タークファイバ メタル回線(ドライカハ等) 周波数コシケーション	NGN等の 収容用接続機能
貸出実績 (NTT西/東計)	-	電柱:461万本 管路:とう通・4,619km	加入タークファイバ:72万本 ドライカハ等:758万契約 周波数コシケーション:8.5万本	平成13年からアンバンドル しているが、利用実績は着目

(別添2)

【別添2】固定ブロードバンドサービス市場（FTTH、CATV、DSL）のシェア

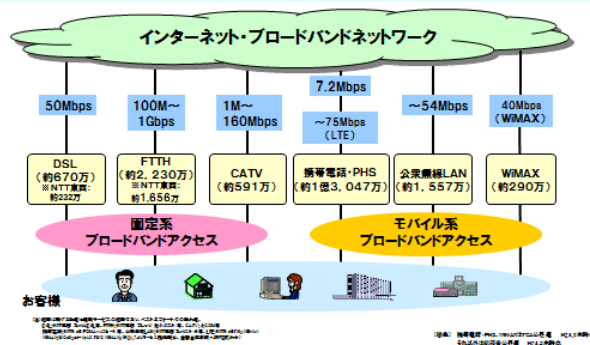
- ・30府県中10府県で当社シェアが50%を下回っており、熾烈な競争が展開されている。
- 10府県にて電力系事業者のFTTHサービスと熾烈な競争が展開
- 11県にてCATV事業者と熾烈な競争が展開



（別添3）

【別添3】多様なブロードバンドアクセスが展開

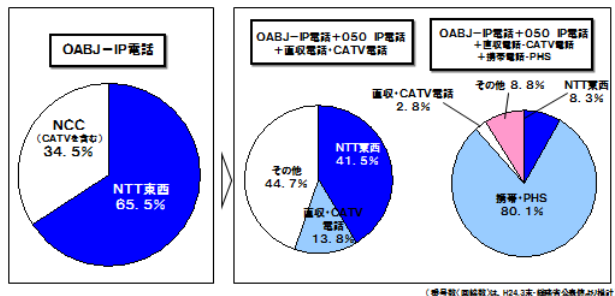
- ・固定系ブロードバンドアクセスであるDSL・FTTH・CATVに加え、携帯電話、公衆無線LAN等のモバイル系ブロードバンドアクセスも展開されており、お客様は多様なアクセス手段も選択可能。



（別添4）

【別添4】IP電話市場の競争状況

- ・市場を広く捉えると、当社のひかり電話は、市場支配的であるとは言えない。
- 050 IP電話、直収・CATV電話を合わせると、41.5%
- 050 IP電話、直収・CATV電話、携帯電話・PHSを含めると、8.3%



（別添5）

【別添5】主要国とのブロードバンド規制比較

- ・主要国において、光インターネットのアクセス部分（光ファイバ）やネットワーク部分（IP網）をアンバンドルし、提供義務があるのは日本のみ。

＜主要各国のドミナント事業者に対するブロードバンドの規制状況＞

		日本	韓国	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス
接続規制 （アンバンドル）	メタル						
	アクセス						
	回線共用 （ラインシェアリング）	あり	あり	あり→なし (2003年に取消)	あり	あり	あり
	光	あり	なし	あり→なし (2003年に取消)	なし	あり→なし (2003年に取消)	なし
	IP網	あり	なし	なし	なし	なし	なし

（NTT西日本）

意見11 NTT東西の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバと既に切り離されていることから、指定電気通信設備の対象から除外するべき。

- 【局内装置類及び局内光ファイバ】
メディアコンバータやOLT、スプリッタ等

再意見11

- 局内装置類及び局内光ファイバは、2010年11月にNTT東西殿がPSTNの概括的展

考え方11

- メディアコンバータやOLT等の装置類、局内光ファイバ及びイーサネットスイッチについ

の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 (1) メディアコンバータやＯＬＴ、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。 (2) 局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した２００１年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、２００３年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、８１．９％が他事業者による自前敷設となっていること。 自前局内光ファイバの割合：８１．９％ (局内光ファイバ総数３８７千芯のうち他事業者の自前局内光ファイバ３１７千芯（２０１２年３月末）の割合) なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における	望を示したことにより、今後ＩＰ化の進展が見込まれることを考慮すれば、利用頻度が一層高まることが想定されるため、引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。 特に、メディアコンバータやＯＬＴ等は、昨年度末の接続委員会にて接続事業者の強い要望とともに議論された「ＧＣ接続類似機能」や「ファイバシェアリング」を利用する上で必要不可欠な設備です。これら接続形態については、実現性について結論が得られなかったものであり、継続的な議論が必要と認識しております。 従って、メディアコンバータやＯＬＴ等は継続的に一種指定設備の対象とすべきと考えます。 (イー・アクセス) ■ 競争セーフガード制度の２０１１年度の検証において総務省殿が考え方を示されているとおり、「メディアコンバータやＯＬＴ等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものである」こと、同様にＷＤＭ装置については、「中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの一部として機能するものである」ことから、これらの加入光ファイバや中継ダークファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出してその市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもってボトルネック性の有無を判断することは適当ではないと考えま	ては、考え方８のとおり。
--	---	---------------------

自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、指定電気通信設備の対象外とすることは適当ではないとされています。 しかしながら、当社の加入者光ファイバは、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はないことに加え、現に、他事業者はオープン化された当社の加入者光ファイバや自ら敷設したアクセス回線と、自ら設置したルータ等の局内装置を組み合わせて独自のＩＰ通信網を構築しております。 また、当社のＩＰ通信網も、オープン化された加入者光ファイバと局内装置を組み合わせて構築しているに過ぎず、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバと既に切り離されていることから、上記の理由については、合理性はないと考えます。 (ＮＴＴ東日本) ■【局内装置類及び局内光ファイバについて】 ・イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（ＯＬＴ）、光局内スプリッタ、ＷＤＭ装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 他事業者がＩＰ網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展して	す。 また、イーサネット系サービス等のデータ通信網についても、ネットワークの一部に過ぎないイーサネットスイッチの市場での調達の可能性や、一部の事業者におけるネットワークの自前構築の実績をもって、直ちにボトルネック性がないと判断することは適切ではありません。 加えて、上記判断は、ボトルネック性を有する加入光ファイバや中継ダークファイバ等と一体的に運用が取り扱われている関係性等をも考慮し判断されるべきと考えます。 従って、局内装置類、局内光ファイバ、ＷＤＭ装置並びにイーサネット系サービス等のデータ通信網は、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。 (ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ メディアコンバータやＯＬＴ等の局内装置類や局内光ファイバについては、指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されるものであるため、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断するべきではないと考えます。 ボトルネック設備はいつでも競争事業者が利用できる状況にしておかなければ 競争を担保できなくなるおそれがあります。ドライカップ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用	
---	---	--

おり、ＩＰ網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、もしくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。 アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 ・ なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたＷＤＭ装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。 ・ 局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の	の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきです。 (ＫＤＤＩ)	
--	---	--

対象から除外していただきたいと思います。 (N T T 西日本)		
意見 1 2 イーサネット系サービス等のデータ通信網については、指定電気通信設備の対象から除外すべき。	再意見 1 2	考え方 1 2
■【イーサネット系サービス等のデータ通信網】 イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 (1) イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、19% (2012年3月末) であり、競争は十分に進展していること。 (2) また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。 なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、イーサネットサービス等のデータ通信網について、 ①現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、 ②イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可	■ 競争セーフガード制度の2011年度の検証において総務省殿が考え方を示されているとおり、「メディアコンバータやO L T等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものである」こと、同様にWDM装置については、「中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの一部として機能するものである」ことから、これらの加入光ファイバや中継ダークファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出してその市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもってボトルネック性の有無を判断することは適当ではないと考えます。 また、イーサネット系サービス等のデータ通信網についても、ネットワークの一部に過ぎないイーサネットスイッチの市場での調達の可能性や、一部の事業者におけるネットワークの自前構築の実績をもって、直ちにボトルネック性がないと判断することは適切ではありません。 加えて、上記判断は、ボトルネック性を有する加入光ファイバや中継ダークファイバ等と一体的に運用が取り扱われている関係性等をも考慮し判断されるべきと考えます。 従って、局内装置類、局内光ファイバ、WD	■ イーサネットサービス等のデータ通信網については、考え方8のとおり。 ■ メディアコンバータやO L T等の装置類、局内光ファイバ及びWDM装置については、考え方8のとおり。

能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないこと、 から指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないとされています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 ・専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネットサービス等のデータ通信網にボトルネック性がないことの証左であること。 (N T T 東日本)	M装置並びにイーサネット系サービス等のデータ通信網は、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ イーサネットサービス等のデータ通信網についても、指定設備である加入光ファイバ等と一体で設置・構築されるものであることから、ボトルネック性を有している加入光ファイバ等から切り出して判断すべきではないと考えます。 (K D D I)	
意見 1 3 加入者光ファイバについて、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。	再意見 1 3	考え方 1 3
■ 【加入者光ファイバの非指定設備化】 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の 1 / 2 以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。 しかしながら、指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめ	■ 加入光ファイバは、以下の理由から利用者及び接続事業者にとっての不可欠性が高いと考えられるため、引き続き第一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。 ① F T T H における N T T 東西殿の市場シェアは 7 4 . 2 %、設備シェアは 7 7 . 3 %（※ 2）と依然として独占化傾向にあり、加入光ファイバの指定はサービス競争の展開に必要不可欠であること。 ② メタル・P S T N から光・N G N へのマイグ	■ 加入光ファイバについては、考え方 7 のとおり。 ■ 端末系伝送路設備におけるメタル・光の種別の区別については、考え方 7 のとおり。

から競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ・線路敷設基盤は既に開放済みであり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。 ・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、ＫＤＤＩ殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。 ・「光の道」構想に関する意見募集（２０１０年８月１７日）において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、８８％まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を	レーションの進展により、「メタル・ＰＳＴＮサービス（加入電話、ＩＳＤＮ、ＡＤＳＬ等）におけるＮＴＴ東西殿の顧客基盤」及び、「ＰＳＴＮの廃止に伴いサービス基盤を失う競争事業者によるサービス（マイライン、ドライカップ電話、ＡＤＳＬ等）」にて、ＮＴＴ東西殿のＦＴＴＨ、ＯＡＢＪ－ＩＰ電話への移行が進み、独占が拡大する虞があること。 ③「光の道」構想、及びブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度（以下、本制度）の枠組みで進められているブロードバンドの普及促進においては、ＦＴＴＨ市場におけるサービス競争の促進による料金低廉化や利用者におけるサービス選択制の確保が必要不可欠であること。 （※２）平成２３年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況 （イー・アクセス） ■ ＮＴＴ東西殿は、公社時代から引き継いだ電柱や管路等の線路敷設基盤や、それらを利用して構築される光ファイバ回線等の大半を有している市場支配的事業者である一方、競争事業者がこれらの設備を自ら敷設することは容易ではなく、ＮＴＴ東西殿の光ファイバを利用することが欠かせない状況であることに変化はありません。 なお、２０１０年１２月公表の「グローバル時代におけるＩＣＴ政策に関するタスクフォー	
--	--	--

持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。 ・ K D D I 殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。 ・ 加入者光ファイバについては、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと。 なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、メタル回線と光ファイバ回線は、 ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、 ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、 ③実態として N T T 東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、 から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 ・ メタル回線（DSL サービス）と光ファイバ（光サービス）との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。	ス「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」においても、「競争事業者は、N T T 東西のボトルネック設備（加入光ファイバ等）を利用してサービス提供することが不可欠であるため、N T T 東西の接続料の低廉化等は、事業者間競争を活性化し、ユーザ料金の低廉化を促進する上で重要となる」とされているところであり、加入光ファイバについては、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定することはもちろんのこと、その接続料の低廉化等の導入を推進することが適切と考えます。 （ソフトバンク B B、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ メタル回線のみならず N T T 東・西の光ファイバ回線についても、公社時代から引き継いだ局舎、電柱、管路、とう道などの線路敷設基盤のうえに構築されており、ボトルネック性が存在しています。また、同様に公社時代から引き継いだ加入電話の顧客基盤を保有している N T T 東・西は、競争事業者に比べ営業上優位な立場にあります。これらに起因する N T T 東・西の市場支配力が行使されている結果、加入者光ファイバのシェアが高止まりしていることから、加入者光ファイバについては指定を維持することが必要です。 なお、公社時代からの基盤を引き継いで、依然シェアが高止まりしている N T T 東・西の加入者光ファイバと、ゼロから敷設をしている C A T V 回線や高速無線アクセスとを同列に扱う	
---	--	--

・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。 ・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。 また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。 現に、NTT東西の加入電話契約者数は、1998年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、2012年3月末時点では約3,100万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数（ch数）は、2012年3月末時点で約1,400万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,800万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTHサービス又は携帯電話等へ移行したものと想定されます。 こうした状況は、お客様ご自身が自由にサービスを選択した結果であり、多種多様なお客様ニーズがあること踏まえれば、メタル回線で提供される代替サービスについて、固定のブロードバンド回線の光ファイバに限定するという考え方は市場実態を反映したものではなく、光フ	のは適切ではありません。 (KDDI)	
--	--------------------------------	--

ファイバだけを抜き出して指定電気通信設備とする理由にはならないと考えます。 (NTT東日本) 【加入光ファイバについて】 ・ 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IP・ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。 現に、光ファイバについては、電力会社が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者も、通信と放送の融合が進む中、電力会社や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を約1.8倍の約2,867万世帯（平成24年3月末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、「再放送のみ」を含む。）に増加させていること。		
--	--	--

これに関して、平成２２年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿からも、「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率８８％まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え。」といった意見も提出されており、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。→別添５ これに関して、平成２２年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」 「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があります。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意		
--	--	--

見も提出されていること。 ・ なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の５０％以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないことになったとしても、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。 ・ また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合やモバイル系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・ さらに、現行のシェア基準値（５０％超）による規制は、事業者間のシェアが５０％前後で拮抗する場合でも、５０％超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。		
--	--	--

(N T T 西日本)		
意見 1 4 WDM装置については、指定電気通信設備の対象から除外すべき。	再意見 1 4	考え方 1 4
■【WDM装置】 ・ WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。 (N T T 東日本) ■【局内装置類及び局内光ファイバについて】 ・ イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（O L T）、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ・ 他事業者が I P 網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、I P 網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ・ 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該	■ WDM装置については、現状WDM空き波長のアンバンドルが、当社をはじめとした接続事業者にとって中継 D F の空きが無い際の有効な代替手段となっており、ネットワークを円滑に構築することに寄与しているため、引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。 (イー・アクセス) ■ 競争セーフガード制度の 2 0 1 1 年度の検証において総務省殿が考え方を示されているとおり、「メディアコンバータや O L T 等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものである」こと、同様にWDM装置については、「中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの一部として機能するものである」ことから、これらの加入光ファイバや中継ダークファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出してその市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもってボトルネック性の有無を判断することは適当ではないと考えます。 (ソフトバンク B B、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ WDM装置については、平成 2 2 年 2 月 1 9	■ WDM装置については、考え方 8 のとおり。

装置類を組み合わせ、もしくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。 ・アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 ・なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。 (N T T 西日本)	日付の「競争セーフガード制度に基づく検証結果（２００９年度）の公表等」にて示された総務省の考え方を変更すべき特段の状況変化は認められず、指定設備の対象外とすべきではないと考えます。 (K D D I)	
意見１５ 第一種指定電気通信設備の指定については、サービス開始前に認可申請が必要になるなど、競争上不利となることから、ネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に見直すとともに、必要最小限のものに限定すべき。	再意見１５	考え方１５
■【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】 現行制度の下においては、N T T 東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の	■ ポジティブリスト方式を採用すれば、ボトルネック性を有する設備が一時指定対象とならない場合が生じ、例えば、接続事業者が迅速なサービス提供に支障が出るといった公正競争環境	■ 一種指定設備の指定の方式については、考え方７のとおり。

有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。 しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。 なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を指定電気通信設備とすることは、過剰な規制であると考えます。 このように、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申（２００７年３月３０日）の趣旨にも反していると考えま	を阻害する状況が懸念されるため、引き続きネガティブリスト方式を採用する必要があると考えます。 （イー・アクセス） ■ ２０１１年度の本制度の検証において「現時点においても、依然ＮＴＴ東西殿が指摘するような「ＮＴＴ東西を競争上不利な状況に置く」または「お客様利便を損ねている」等の状況も認められない。」と総務省殿の考えが示されたところですが、現在もその状況に変化はないため、引き続きネガティブリスト方式の採用を維持すべきと考えます。また、ＮＴＴ東西殿の設備が指定電気通信設備として指定されているものの、他事業者が必要とする機能開放が十分に行われていない状況にあり、そうした中で、指定方式そのものをポジティブリスト方式に変更することは、決して認められるべきではありません。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ 第一種指定電気通信設備の指定の対象・指定要件については、平成２４年５月１８日付の「競争セーフガード制度に基づく検証結果（２０１１年度）の公表」にて総務省の考え方が示された後、現在においても状況は変わっていないため、ネガティブリスト方式の採用及び、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せずに現状どおり指定を行うことを継続すべきで	
--	---	--

す。 加えて、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がN T T東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。 また、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられる」とされておりますが、当社は、光ファイバ等のアクセス回線を当社（利用部門）と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドでI P通信網を構築しサービスを展開していることから、アクセスのボトルネック性はネットワークとは遮断されおり、こうしたご指摘は当たらないと考えます。 したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具	す。 (K D D I)	
---	----------------------------	--

体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。 (N T T 東日本) ■【現行の指定方法の見直しについて】 ・ 殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。 ・ したがって、現行制度の下においては、N T T 東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる		
--	--	--

設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式（ポジティブリスト方式）を採用すべきと考えます。 （ＮＴＴ西日本）		
意見１６ 集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザ単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザが事業者を選択できるようにすべき。	再意見１６	考え方１６
■ 光屋内配線の転用に関する課題の解消について 屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けのＦＴＴＨサービスについては、ＮＴＴ東・西がマンションデベロッパーやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザーが、競争事業者のＦＴＴＨサービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。 現在、ＮＴＴ東日本と具体的な既存マンションにおける光屋内配線転用トライアルに向けて協議を続けているところではありますが、事業者間で課題の整理に至っていません。一方、今後新規に建設するマンションやビルについては、ＭＤＦ室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースを確保するとともに、ＮＴＴ東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザ単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化する等、集合住宅やビル向けに通信	■ 戸建て光屋内配線については、ＦＴＴＨ市場におけるＮＴＴ東西殿の市場シェアが７４．２％と依然として独占化傾向にあり、接続事業者がサービス競争を展開する上で必要不可欠な設備と考えられるため、引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。 加えて、ＫＤＤＩ殿から指摘されている通り、集合住宅の光屋内配線についてもサービス競争可能な環境を構築するために、指定設備化及び転用ルールの整備等を検討する必要があります。 （イー・アクセス） ■ ＮＴＴ東西殿が加入者回線と一体で敷設を行っている集合住宅やビル向けの屋内配線について、戸建て向け同様、他事業者がユーザ単位で利用可能となるよう転用ルールを早期に整備の上、ＮＴＴ東西殿の接続約款への規定を行うべきと考えます。 従って、ＫＤＤＩ殿の意見のとおり、関連	■ マンション向け光屋内配線については、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成２１年情審通第６９号。以下「接続ルール答申」という。）において、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中で、ＮＴＴ東西のＦＴＴＨのシェアとマンション向け屋内配線のシェアが連動しないこと等から、一種指定設備には該当しないものと整理されている。 また、ブロードバンド答申においても、この点について改めて検討が行われ、「マンション向け屋内配線には光配線方式、ＬＡＮ配線方式、ＶＤＳＬ配線方式の３種類があり、そのうち光配線方式がＮＴＴ東西のマンション向けＦＴＴＨサービスに占める割合は、接続ルール答申時（平成２１年１０月）には約３％であったが、平成２３年３月末時点では約１７％（ＮＴＴ東日本）、約１６％（ＮＴＴ西日本）まで上昇している。これに対し、ＶＤＳＬ方式は接続ルール答申時には約９

事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザーが事業者を選択できるようにすべきです。 (KDDI)	設備の第一種指定電気通信設備への対象追加等を含むルール化についても、引き続き検討していくことが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■【マンション向け光屋内配線の指定設備化及び転用ルールの整備】 ・ マンション向け光屋内配線については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(2011年12月20日)(以下、ブロードバンド答申)において「光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられ、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当である」旨示されており、現段階においてもその状況に変わりはないことから、マンション向け光屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。 - また、本答申において「転用手続きや条件等の転用ルールに係る具体的内容が出来る限り速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当である」旨示されているとおり、当社としては、マンション向け光屋内配線の取扱いについては、相互転用を前提に、まずは事業者間協議に委ねるべきと考えます。 ・ 相互転用の実施にあたり、当社は様々な設備形態毎に想定される具体的な課題の整理、	7%であったが、平成23年3月末時点では約80%(NTT東日本)、約84%(NTT西日本)に低下している。以上の状況は光屋内配線の法的位置付けを変えるまでには至っていないと考えられ、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当」とされたところである。 光配線方式がNTT東西のマンション向けFTHサービスに占める割合は、平成24年3月末時点で、NTT東西とも約23%、VDSL方式の比率は約74%(NTT東日本)、約77%(NTT西日本)となっているが、この状況は光屋内配線の法的位置付けを変えるまでには至っていないと考えられる。 ■ マンション向け光屋内配線の転用ルールについては、接続ルール答申において、関係事業者間の協議により定めることが適当な事項について、関係事業者間等で速やかに協議し内容を整理することが適当とされている。 また、ブロードバンド答申においても、この点について改めて検討が行われ、「マンション向けFTHの場合、マンション一棟ごとに一の事業者が契約を獲得するケースが多く、屋内配線の転用が出来ない場合には、既存事業者による顧客ロックイン効果が一層高くなることから、屋内配線を転用する必要性・有用性は戸建て向けFTHの場合より
--	--	---

	検証が必要であると考えており、ＫＤＤＩ殿との協議では、ＫＤＤＩ殿から提示をいただく個別物件でのトライアルを通じて、課題整理を実施していくことで合意しております。 ・ ＫＤＤＩ殿から提示を受けた候補物件のうち、トライアル対象物件について合意後、具体的な工事方法等の検討にあたり、実際の設備状況等を確認する必要があることから、本年８月に双方立会いのもと現地調査を実施したところです。 ・ 現在、現地調査結果を踏まえ、トライアル実施に向けた申込方法、工事方法、転用料金等の諸課題について、検討を双方で行っているところであり、１０月以降準備が整い次第、トライアルを実施していきたいと考えております。 【新規に建設するマンションやビルにおけるマンション向け光屋内配線の扱い】 ・ デベロッパやオーナー様等がＭＤＦ室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースを確保していただくことは、当社としても円滑なサービス提供につながり、競争を促進する観点からも望ましいと考えます。 ・ ＫＤＤＩ殿より、「ＮＴＴ東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザ単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化する」とのご指摘がありますが、パッチパネルや光コンセントについては、当社以外の事業	高いと考えられる。この点、マンションの設備設置形態は千差万別であり、転用ルールの整理に当たっては、具体的な要望内容を整理する必要がある。現在ＮＴＴ東日本とＫＤＤＩの間で具体的なマンションにおける相互転用協議を続けている状況にあることから、これを引き続き注視することとし、転用手順や条件等の転用ルールに係る具体的内容が出来る限り速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当」とされた。 これを踏まえ、平成２４年８月に開催された情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会「以下「競争政策委員会」という。」において、ＮＴＴ東日本とＫＤＤＩの間で実施されている協議の状況について報告したところである。 したがって、ＮＴＴ東西及び関係事業者においては、引き続き事業者間協議やトライアルの実施を進めることが適当である。
--	---	--

	者が設置する設備がある他、マンション管理組合やデベロッパの設置する設備が混在していることから、当社が設置する設備のみを第一種指定電気通信設備として開放するよう義務化するのではなく、マンション向け屋内配線と同様に、当社以外の事業者も含め、双務主義に基づく相互転用ルールを整備していく必要があると考えます。 (NTT東日本) ■ マンション向け光屋内配線については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（平成21年10月16日）において、「屋内配線は、NTT東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合等多様な形態が存在すること、また、マンション向けFTTHでは、NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられること等から、一種指定設備に整理する必要はないと考えられる」とされ、その後、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（平成23年12月20日）（以下 ブロードバンド答申 ）においても、「光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられ、一種指定設備として指定する必要性については、引き	
--	--	--

	続き状況を注視していくことが適当である」とされたところですが、現在もなお、その状況には変わりがないことから、マンション向け光屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。 ・ また、平成２１年答申において、「マンション向け屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、ＮＴＴ東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるという考え方を採用することが適当である」とされ、その後、平成２３年１２月答申においても、「転用手続きや条件等の転用ルールに係る具体的内容が出る限り速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当である」とされたことを踏まえ、当社としては、マンション向け光屋内配線の転用等の取扱いについては、相互転用を前提に、転用を要望される事業者と協議を進めていく考えです。 ・ 相互転用の実施にあたっては、当社は様々な設備形態毎に想定される具体的な課題の整理、検証が必要であると考えており、ＫＤＤＩ殿との協議では、ＫＤＤＩ殿から候補提示いただける個別物件でのトライアルを通じて、課題整理を実施していくことで合意しているところですが、現時点ではＫＤＤＩ殿から個別物件の提示は受けておりません。今後、提示があれば、双方の設備状況等を確認のうえ、課題の整理、検証を進めていく考え	
--	--	--

	です。 ・ なお、今回、ＫＤＤＩ殿は、「ＮＴＴ東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化する」とのご意見を提示されていますが、パッチパネルや光コンセントについても、ＫＤＤＩ殿がご要望されるのであれば、マンション向け屋内配線と同様、ＫＤＤＩ殿が設置されたパッチパネルや光コンセントの取り扱いを含め、双務主義に基づく相互転用ルールの整備に向けた協議を進めていく考えです。 (ＮＴＴ西日本)	
意見１７ ＦＴＴＨサービスの戸建て向け屋内配線については、第一種指定電気通信設備から除外すべき。	再意見１７	考え方１７
■【ＦＴＴＨサービスの屋内配線】 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（２００９年１０月１６日）において、戸建て向け屋内配線については第一種指定電気通信設備とすることが適当とされ、２０１０年３月より接続約款に網使用料等を規定したところですが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。 （１）屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。	■ 戸建て光屋内配線については、ＦＴＴＨ市場におけるＮＴＴ東西殿の市場シェアが７４．２％と依然として独占化傾向にあり、接続事業者がサービス競争を展開する上で必要不可欠な設備と考えられるため、引き続き第一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。 加えて、ＫＤＤＩ殿から指摘されている通り、集合住宅の光屋内配線についてもサービス競争可能な環境を構築するために、指定設備化及び転用ルールの整備等を検討する必要があると考えます。 (イー・アクセス)	■ 接続ルール答申において示されたとおり、屋内配線はサービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設備であり、屋内配線に係る公正競争環境を整備することは、接続事業者の事業展開及び利用者利便の向上の観点から重要な意味を有する。 ＮＴＴ東西のＦＴＴＨサービスについて、その戸建て向け屋内配線は、ＮＴＴ東西が自ら設置するため、ＮＴＴ東西のＦＴＴＨシェア（約７３％）と戸建て向け屋内配線のシェアは基本的に同水準になると考えられる。現在、コスト削減の観点から、「引き通し」形

(2) 現に、ＦＴＴＨサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信（ＰＬＣ）等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者（ＣＡＴＶ事業者）等、様々であること。 (3) また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。 (ＮＴＴ東日本) ■【ＦＴＴＨサービスの戸建て向け屋内配線について】 戸建て向け屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。屋内配線の設置工事は、他事業者も同様に実施することが可能であり、現に実施していることを鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。 (ＮＴＴ西日本)	■ ＦＴＴＨサービスの屋内配線については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（平成２１年１０月１６日）における整理を変更すべき特段の状況変化は認められず、ＮＴＴ東・西の設置する戸建て向け屋内配線について引き続きは、第一種指定設備に該当するという判断が妥当と考えます。 また、いわゆるフレッツマンション（フレッツのみの利用を条件に、ＮＴＴ東・西が費用負担して光屋内配線を敷設するケース）については、第一種指定電気通信設備として指定化されている加入ダークファイバと一体的に光屋内配線が敷設されていることからボトルネック性が高く、このような集合住宅向け屋内配線についても一種指定設備に指定とすべきと考えます。 (ＫＤＤＩ)	態による屋内配線の設置が進められているが、一種指定設備である引込線と一体となった屋内配線の設置は、引込線を設置しているＮＴＴ東西のみが可能であり、接続事業者には可能とはいえない。この点からも、外壁の内外で位置付けを違える取扱いは、イコールフットィングを確保できない状況を招来するため、適当ではない。 以上の点から、接続ルール答申において、ＮＴＴ東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理されたところであり、平成２２年９月に戸建て向け既設屋内配線の転用についてＮＴＴ東西の接続約款の変更を認可している。 以上の状況は現時点においても変わりはないことから、ＮＴＴ東西の設置する戸建て向け屋内配線は引き続き一種指定設備に指定することが適当である。 ■ マンション向け光屋内配線については、考え方１６のとおり。
--	---	--

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

意 見	再 意 見	考 え 方
意見 18 NTT東西は、技術的可能で過度に経済的な負担がない機能については、アンバンドル化することを前提として他の事業者と協議すべき。	再意見 18	考え方 18
■ アンバンドル化の3条件のうち、『具体的な要望』は基準が曖昧で、実際の運用上では意味を持ちません。NTT東西は、技術的可能で過度に経済的な負担がない機能については、アンバンドル化することを前提として他の事業者と協議すべき。 NTT東西のNGNにおいて、以前から同等なサービスが提供されているIP電話サービス等を除き、セッション管理機能や帯域制御機能などのNGN特有の機能に関するアンバンドル化は、商用サービス開始後4年以上経過しても依然として行われていません。本来、NGNの段階的発展に対応して、①具体的な要望があり、②技術的に可能で、③過度に経済的な負担がない場合には、要望があった機能のアンバンドル化を行うことが定められています。しかし、この「①具体的な要望」の定義が極めて不明確であり、NTT東西に対してアンバンドル化を要望しても、全く協議が進まないのが現状です。 一方、NTT東西のNGNにおいて、現状ではその特有の機能を活用した新たなサービスはほとんど登場していません。IP電話とインターネットアクセス以外にはほとんど利用されて	■ テレコムサービス協会殿の意見に賛同いたします。NGNの利活用推進のためにNTT殿自らが積極的にオープン化していただきたいと考えます。 (Zip Telecom) ■ KDDI殿、テレコムサービス協会殿からは、「設備構築情報の取得タイミングにおける同等性確保が必要」や「リードタイムの同等性確保の徹底が必要」、「NGNにおけるアンバンドル提供条件の同等性の確保」といった意見が述べられておりますが、これらは、現行のNTT東西殿の体制に「ボトルネック設備利用の同等性」における課題があることを示していると考えます。 従って、本制度の検証において、各社から挙げられた課題を整理し、例えば、KDDI殿が主張する「設備構築情報の扱い、開通までの期間、アンバンドル機能の利用条件等の同等性に係る検証基準の規定」や、前回意見書にて当社が主張した「システムの物理的分離」、「コスト削減目標の設定などによるインセンティブの付与」といった必要な追加措置を講じる必要があると考えます。	■ ブロードバンド答申において、アンバンドルは、他事業者が多様な接続を実現するためのものであり、アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時より接続料は低減することとなり、それが利用者料金の低減や多様なサービス提供に繋がれば、電気通信市場における競争促進にも資することから、積極的に推進すべきものとされている。 また、NGNのアンバンドルの要否については、ブロードバンド答申において、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されているNGNの特性や、PSTNからのマイグレーションの動向を踏まえ、NGNにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方（①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的な負担がないことに留意」）が整理されたところである。 以上を踏まえてNGNのオープン化の検討がなされることにより、NGNにおける公正競争環境が整備されることが期待される。

いないのが実状です。これを打破するには、N G Nが持つ特有の機能をできるだけアンバンドル化し、多くの事業者がさまざまな使い方を工夫する環境を整備することが必要だと考えます。 例えば、N G Nにおいて「技術的に可能で」、「N T T東西に過度な負担がない」アンバンドル化の候補となる機能をN T T東西が自らリストアップして公開し、その中で関連事業者の要望が多いものから優先的にアンバンドル化するような施策等が有効と考えます。まず、N T Tが自ら「オープン化可能なインタフェースはオープン化する」姿勢を示すべきです。その結果、N G N上でさまざまなアプリケーションサービスの利活用が促進され、利用者の利便性が向上すると共にN T T東西のN G N自体の発展にもつながると考えます。 (テレコムサービス協会)	(イー・アクセス) ■ テレサ協殿の意見に賛同します。ブロードバンド普及促進の観点から、積極的にN T TーN G Nのアンバンドル化について対応をして頂きたいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 「N T T東西は、技術的可能で過度に経済的な負担がない機能については、アンバンドル化することを前提として他の事業者と協議すべき」「この「①具体的な要望」の定義が極めて不明確であり、N T T東西に対してアンバンドル化を要望しても、全く協議が進まない」との意見を提示されていますが、上述のとおり、ただ漠然と機能のアンバンドルを要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいかわからないこと、また、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に検討に係わる稼働コストや開発コストが嵩むこととなることから、新たな機能の開発・提供については、接続事業者からの具体的な要望を踏まえて検討する必要があると考えます。 また、テレコムサービス協会殿とは、2008年6月から協議を実施し、2008年10月の協議において、A N IやI S Cのオープン化の要望をいただきましたが、当社からは、現時	■ なお、ブロードバンド答申において、「具体的な要望があること」については、以下に該当する各機能に関し、具体的な要望の有無との関連を見直すことが適当とされている。 ・ P S T N（及びアクセス回線）においてアンバンドルされている機能で、N G Nへのマイグレーション後もN T Tにおいて提供予定のユーザサービスを実現するために必要と認められる機能 ・ P S T Nにおいてアンバンドルされている機能は、競争環境の異なるN G Nにおいて必ずしもその全てを実現すべきとまでいえないものの、N G Nへのマイグレーションに伴いP S T Nで実現していた公正競争環境が著しく損なわれる場合に、こうした競争環境の変化をN G Nにおいて真に補完する必要があると認められる機能 ・ P S T Nにおいて実装されていない機能ではあるが、事業者の創意工夫を阻害しないことに留意しつつも、オープン化されることでN G Nの利活用やブロードバンドの普及促進につながると認められる機能 また、同答申においては、上記機能がアンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当とされている。
--	---	--

	点、当社のNGNでは、いわゆる「プラットフォーム機能」を具備していないため、更なる検討を進めるためには、具体的なサービスイメージ等、具体的な要望内容をご提示いただくよう依頼しているところですが、現在に至るまでこうした要望内容は提示いただいていない状況です。 ・ なお、上述の通り、当社は従前より「オープン&コラボレーション」の取り組みを推進してきたところですが、本年4月からSNIサービス等に関し、テレコムサービス協会殿と定期的に意見交換する場を設けたところであり、今後とも実施していくこととしています。 また、当社としては、テレコムサービス協会殿以外のプラットフォーム事業者やコンテンツプロバイダ等に対しても、当社サービスのご提案やSNIサービスに対するニーズの把握を行い、より使いやすいメニューや新たなサービスの検討を行っていく考えです。 (NTT東日本) ■ 「NTT東西は、技術的可能で過度に経済的な負担がない機能については、アンバンドル化することを前提として他の事業者と協議すべき」、「この「①具体的要望」の定義が極めて不明確であり、NTT東西に対してアンバンドル化を要望しても、全く協議が進まない」とのご意見を提示されていますが、上述のとおり、ただ漠然と機能のアンバンドルを要望されても、どのような機能をどのように提供すればよ	
--	--	--

	いか分からないこと、また、様々な事業者の要望を当社が想定して開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に検討に係る稼働コストや開発コストが嵩むこととなることから、新たな機能の開発・提供については、接続事業者からの具体的な要望を踏まえて検討する必要があると考えます。 ・ また、テレコムサービス協会殿とは、平成20年6月から協議を実施し、平成20年10月の協議において、ANIやISCのオープン化の要望をいただきましたが、当社からは、現時点、当社のNGNは、いわゆる「プラットフォーム機能」を具備していないため、更なる検討を進めるためには、まずはどのようなサービスを実現したいのかといったサービスイメージ等、具体的な要望内容をご提示いただくよう依頼しているところですが、現在に至るまでこうした要望内容は提示いただいていない状況です。 ・ なお、上述のとおり、当社は従前より「オープン&コラボレーション」の取り組みを推進してきたところですが、本年5月からSNIのオープン化について、テレコムサービス協会殿と定期的に意見交換する場を設けたところであり、今後とも実施していくこととしています。 また、当社としては、テレコムサービス協会殿以外のプラットフォーム事業者やコンテンツプロバイダ等に対しても、当社サービスのご提案やSNIサービスに対するニーズの把握を行	
--	--	--

	い、より使いやすいメニューや新たなサービスの検討を行っていく考えです。 (NTT西日本)	
意見19 NGN上のサービスにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図るため、NGNの段階的发展に対応したアンバンドルの考え方について、NTT東西が適切に対応を行っているかどうか検証すべき。	再意見19	考え方19
■ NTT-NGNの指定電気通信設備化については、サービス開始前から議論がなされ、PSTNでの競争政策議論を活かしたネットワーク構築が当初より可能であったと考えます。しかし、NTT東西殿は、自ら構築したNTT-NGNについては指定電気通信設備の対象外という独断的考え方を当初より主張しており、その結果接続事業者には開放されない閉鎖的なネットワーク構築思想で推し進められたことは、過去に経験したPSTNと同等の論争（独占かつ閉鎖的ネットワークの開放論議）を繰り返す状況となっています。 弊社共グループは、フレッツ光ネクスト（NTT-NGN）上で新たなサービス提供を行うため、以前よりNTT東西殿に対し優先制御等のアンバンドルを求めてきましたが、その回答及び対応については、必ずしも前向きな検討をしていただけていないとの認識を持っています。 この状況から、今後の協議等を円滑に進めるためには、NTT東西殿において、積極的な情	■ 左記の意見に賛同します。 ブロードバンドの利活用促進のためには、NGNが持つ特有の機能を利用して、多くの事業者が様々なサービスをNGN上で提供するような環境の実現が必要と考えます。しかし、現実にはNGNのオープン化が全く進んでおらず、新たなサービスもほとんど出現していない状況です。 この状況を進展させるためには、ソフトバンクグループ殿が主張されるように、「競争事業者から出されるアンバンドル要望は、全て具体的な要求とみなす」ことで、NGNのオープン化を促進させることが必要と考えます。 (テレコムサービス協会) ■ 通信事業者が当初NTT1社しかなく、サービスも音声通信しかないPSTNと異なり、IP網は、最初から多数の事業者が競争下で自ら構築しており、サービス提供にあたってはネットワークのみならずコンテンツ・アプリケーションや端末までも垂直的に統合した事業を多様	■ NGNのアンバンドルの要否については、考え方18の前段のとおり。 ■ なお、「①具体的な要望があること」については、ブロードバンド答申において、NTT東西から「具体的な要望もない中で、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行ったとしても、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に開発コストが嵩むこととなる」との主張がなされていることも踏まえ、アンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当とされたものであり、御指摘のように接続事業者から出される要望を全て具体的な要望とみなすことは適当ではないと考えられる。 「②技術的に可能であること」については、ブロードバンド答申において、技術的に不可能でない限り、技術的に実現可能な範囲の機能を特定した上で、必要なアンバンドルを行うと整理することが適当とされている。接続事業者が

報の開示と迅速な検討及び対応を強く求めます。N T T－N G N上のサービスにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図るため、N T T－N G Nの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方について、それぞれ以下の観点を踏まえ、N T T東西殿が適切に対応を行っているかどうかの検証を求めます。 ①具体的な要望があること 『「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方（答申）」（2011年12月20日）』において、「上記機能がアンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当である。」とありますが、N T T東西殿からの開示情報が限られている状況下であることを考慮すれば、接続事業者から出されるアンバンドル要望については、全て「具体的な要望」とみなすこと ②技術的に可能であること 『「接続の基本的ルールの在り方について（答申）」（1996年12月19日）』において「なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。」との整理がなされた通り、N T T東西殿が技術的に実現不可能であることを具体的かつ明確に示すべきであると考えており、仮に技術的に実現不可能であることを示す場合	なプレイヤーが展開し、しかもグローバル化しています。 こうした中、当社としても、異業種・他業界の皆様との協業を通じて、多彩なブロードバンドサービスを、より多くのお客様に低廉で安心・便利にご利用いただけることを目指してN G Nを構築し、サービス開始に先立ってフィールドトライアルを実施する等、接続事業者の要望も踏まえ、自主的にオープン化の推進にも取り組んできたところです。 ・ このように当社としては、他事業者との競争下において、自主的に「オープン＆コラボレーション」に取り組むことによってビジネスベースで新しいサービスや価値を創造していくことを目指してN G Nを構築してきたところであり、N G N構築後に当社のN G Nが指定電気通信設備とされた以降においても、当社は、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申（2008年3月27日）において、N G Nにおけるアンバンドルが必要な機能は、『フレッツサービス（収容局接続）に係る機能』『I P電話サービス（I G S接続）に係る機能』『イーサネットサービスに係る機能』『中継局接続』の4つと整理されたことに基づきアンバンドル機能を設定するとともに、I P v 6ネイティブ接続機能など、その後の接続事業者の要望に応じ新たに機能を開発・提供する等、適時適切に対応してきています。 ・ 以上の点から、ソフトバンク殿の「接続事業者には開放されない閉鎖的なネットワーク構築	らN T T東西に対し要望があった場合には、事業者間協議を通じて実現可能な範囲の機能を特定することが適当である。 アンバンドルを実現するために必要とする費用負担の在り方及びシステム開発の必要性の協議については、平成24年7月に策定された「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（以下「円滑化ガイドライン」という。）において、「接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することが適当である。また、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、十分な説明を行うことが適当である。」とされていることを踏まえ、まずはN T T東西と接続事業者の間で十分な協議を行うことが適当である。 また、アンバンドルに伴う費用負担の在り方については、アンバンドルされる機能が、多くの事業者が共通的に利用することとなる、「基本的な接続機能」に該当する場合には、当該機能のアンバンドルに要する費用は、個別の接続事業者による負担ではなく、各事業者がネットワークの利用見合いで広く負担することとなる。
--	--	---

であっても、NTT東西殿は、接続事業者が検証可能なように技術仕様書等を利用した説明を行うこととし、代替提案を行う場合については、その代替提案に関する情報提供を行うこと また、接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用した説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つこと ③過度に経済的な負担がないことに留意 アンバンドルを実現するために必要とする費用であったとしても、一律に接続事業者負担とするのではなく、本来、基本機能として具備する機能やNTT東西殿の独自仕様等に起因することで追加発生する費用等については、その費用負担のあり方については、協議をもって解決すること また、システム開発の必要性については、その費用対効果、相互の仕様合理性についても、接続事業者側で検証が行えるように、十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者においても開発費用等の低減のため提案が行えるよう、NTT東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うこと (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	思想で押し進められた」とするご指摘はあたらないと考えます。 加えて、「PSTNと同等の論争（独占かつ閉鎖的ネットワークの開放論議）を繰り返す状況となっている」とご指摘されていますが、そもそも、IP時代はPSTN時代とは異なり、誰しものがネットワークを構築しサービスを提供できる環境にあるにもかかわらず、IP時代をPSTN時代と同列に位置づけた議論を行っていること自体が、現在の市場・競争環境の実態に即しておらず、適切ではないと考えます。 また、ソフトバンク殿の「以前よりNTT東西殿に対し優先制御等のアンバンドルを求めました」との意見がありますが、NGNの商用開始前のフィールドトライアル時において優先制御等のアンバンドルに関する具体的な要望はいただいております、また、NGN商用開始から1年以上経過した2009年10月に、NGN上でのOAB～J IP電話サービスの提供に関する接続要望を初めていただき、当社としては、協議や質問のやり取り通じて要望内容の具体化を図ろうとしましたが、その途中段階でソフトバンク殿からの連絡が途絶え、協議が中断しておりました。その後、ソフトバンク殿から本格的な協議要望をいただいたのは、2011年9月に入ってからであり、こうした表現は適切ではないと考えます。 さらに、現時点、本件については具体的な実現方式や実現時期等について協議中の状況ですが、協議が長期化しているのは、	
---	---	--

	ーソフトバンク殿のご要望が漠然としたものであり、必ずしもご要望内容が明確でないこと ー協議を経る中で当社から不明瞭な点等を指摘させていただいたところ、検討の前提について度々変更が生じていること ー当社としては、変更の都度検討を行い、度重なる協議においてご質問・ご説明する必要があったこと が主な要因と考えております。 本件に関して、当社としては、引き続き協議を行っていく考えであり、「必ずしも前向きな検討をしていただけていないとの認識を持っている」というご指摘はあたらないと考えますが、協議にあたっては、ソフトバンク殿において要望内容の明確化・具体化についてもご協力いただきたいと考えています。 また、ベストエフォートと様々な優先トラヒックが混在するNGNにおいて、それぞれの通信に影響を与えることなく何をどのように優先させるかは、それ自体がサービス提供の肝となるものです。したがって、あるトラヒックを常時優先で伝送することについては、義務的なアンバンドル機能としてではなく、サービスとしてビジネスベースで検討するものであると考えます。 ・ ①「具体的な要望があること」について、 「接続事業者から出されるアンバンドル要望については、全て具体的な要望とみなすこと」とのご意見については、ただ漠然と機能のアンバンドルを要望されても、どのような機能をどの	
--	--	--

	ように提供すればよいかわからないこと、また様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に検討に係わる稼働コストや開発コストが嵩むこととなることから、新たな機能の開発・提供については、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要です。 ・ ②「技術的に可能であること」について、 「接続事業者が検証可能なように技術仕様書等を利用した説明を行うこととし、代替提案を行う場合については、その代替提案に関する情報提供を行うこと」とのご意見については、当社は、接続事業者からのご要望に対し、現在でも、協議の場等において適時適切に技術的な条件等について提示させていただいております。 また、代替提案については、当社では接続事業者のシステム仕様等が分からず、接続事業者の要望に即しているかも不明であることから、当社から提示させていただいた技術的な条件等参照していただき、接続事業者において代替方式の具体的な提案をしていただきたいと考えております。 さらに、「接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用した説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つ	
--	--	--

	こと」とのご意見については、上述のとおり、これまでも、代替提案であるかどうかに係わらず、協議してきたところであり、今後とも引き続き、同様に対応させていただく考えです。 ・ ③「過度に経済的な負担がないことに留意」について、「（アンバンドルを実現するために必要とする）費用負担のあり方については、協議をもって解決すること」とのご意見については、当社としては、個別の接続事業者が必要とする個別の機能をアンバンドルするための費用については、受益者負担の観点から、その全額を当該機能を利用する接続事業者が負担すべきと考えており、当社を含め、当該機能を利用しない接続事業者に費用負担を求める考えはありません。 また、「（システム開発の必要性については）十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者においても開発費用等の低減のため提案が行えるよう、NTT東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うこと」とのご意見については、当社としては、これまでも接続事業者が利用するシステム開発を行う場合は、接続を要望する事業者のご要望を十分にお聞きしながら、その機能や仕様を決定し、それに係る費用及びその負担方法について十分な説明を行ってきたところです。さらに、システムの利用に必要な改修内容の説明や情報開示をより充実させる観点から、 －接続事業者のご意見・ご要望を考慮のうえ、システム改修内容を検討するため、年２回、	
--	--	--

	意見交換会を実施すること ーシステムの運用開始予定時期の原則約6ヶ月前までに、運用手続きの変更内容についてご案内すること の新たな取組みを実施することについて、本年5月30日に接続事業者に当該内容をご説明し、同日、第1回目の意見交換会を実施したところであり、今後も同様の取組みを継続していく考えです。 (NTT東日本) ■ 他事業者が加入者回線や加入者交換機を自ら設置して、当社と同等のネットワークを自前構築することが実質的に困難であり、また、サービスも音声通信しかなかった電話の時代と異なり、IPの時代には、各事業者がルータ等の局内装置を自ら設置して独自のIP網を構築し、IPブロードバンドサービスを提供するだけでなく、グローバルプレイヤーやアプリケーションサービスプロバイダも、端末からコンテンツ・アプリケーションサービスまで垂直的に統合したサービスを提供するようになっています。 ・ こうした中、当社も、より多くのお客様に安心・便利にIPブロードバンドサービスをご利用いただけるようNGNを構築するとともに、サービス開始に先立ってフィールドトライアルを実施する等、「オープン&コラボレーション」の取組みを通じ、お客様に多彩なコンテンツ・アプリケーションサービスをご利用いた	
--	---	--

	だけよう異業種・他業界の皆様との協業を進め、新しいサービスや価値の創造に取り組んできたところです。 ・ その際には、当社は、接続事業者のご要望も踏まえて、自主的にNGNとの相互接続条件を公表する等、オープン化の推進にも取り組んできたところですが、さらに、NGNが指定電気通信設備とされて以降には、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申（平成20年3月27日）で、「NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、『フレッツサービス（收容局接続）に係る機能』、『IP電話サービス（IGS接続）に係る機能』、『イーサネットサービスに係る機能』、『中継局接続』の4つと整理されたことを受け、それら機能をアンバンドルするとともに、その後の接続事業者のご要望に応じて、IPv6ネイティブ接続機能等の新たな機能を開発・提供する等、適時適切な対応を行ってきたところです。 ・ 以上の点から、当社としては、ソフトバンク殿の「NGNについては接続事業者には開放されない閉鎖的なネットワーク構築思想で推し進められた」とのご指摘はあたらないと考えます。 ・ 加えて、ソフトバンク殿の「PSTNと同等の論争（独占かつ閉鎖的なネットワークの開放論議）を繰り返す状況となっている」とのご指摘についても、上述したとおり、IPの時代には、各事業者がルータ等の局内装置を自ら設置して独自のIP網を構築することが可能となっ	
--	---	--

	ており、NGNは独占的なネットワークとは言えない状況にあることを踏まえると、IPの時代を電話の時代と同列に位置づけて議論すること自体、不適切であると考えます。 ・ また、ソフトバンク殿から「以前よりNTT東西殿に対し優先制御等のアンバンドルを求めてきました」とのご意見をいただいておりますが、NGNの商用開始前のフィールドトライアル時には、優先制御等のアンバンドルに関する具体的なお要望をいただいていませんでしたし、NGNの商用開始から1年以上が経過した平成21年10月に初めて、NGN上でのOAB～JIP電話サービスの提供に関する接続要望をいただき、当社が協議や質問回答のやり取りを通じて要望内容の具体化を図ろうとしたものの、その途中段階でソフトバンク殿からの連絡が途絶え、協議が中断してしまいました。その後、ソフトバンク殿から本格的な協議再開のご要望をいただいたのは平成23年9月に入ってからであったことを踏まえると、ご意見のような記載は適切でないと考えます。 ・ さらに、現時点、具体的な実現方式や実現時期等について協議中ですが、協議が長期化しているのは、 －ソフトバンク殿のご要望が漠然としたものであり、ご要望内容が必ずしも明確でなかったこと －協議において当社から不明瞭な点等を確認させていただくと、検討の前提条件に度々変更が生じたこと	
--	---	--

	ー検討の前提条件が変更される都度、当社も改めて検討を行い、協議において必要な確認・説明を行う必要があったことが主な要因と考えています。 ・ 本件に関しては、当社としては、引き続き協議を行っていく考えであり、「必ずしも前向きな検討をしていただけていないとの認識を持っている」との指摘はあたらないと考えますが、協議にあたっては、ソフトバンク殿において要望内容の明確化・具体化についてもご協力いただきたいと考えています。 (NTT西日本) ■ ①「接続事業者から出されるアンバンドル要望については、全て具体的な要望とみなすこと」とのご意見について、ただ漠然と機能のアンバンドルを要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいか分からないこと、また様々な事業者の要望を当社が想定して開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に検討に係る稼動コストや開発コストが嵩むこととなることから、新たな機能の開発・提供については、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要です。 ・ ②「接続事業者が検証可能なように技術仕様書等を利用した説明を行うこととし、代替提案	
--	--	--

	を行う場合については、その代替提案に関する情報提供を行うこと」とのご意見について、当社は、接続事業者からのご要望に対し、現在でも、協議の場等において適時適切に技術的な条件等を提示させていただいています。 また、代替提案について、当社では接続事業者のシステム仕様等が分からず、接続事業者の要望に沿った内容になっているかどうか不明であることから、当社から提示させていただいた技術的な条件等を参照していただき、接続事業者において代替方式の具体的な提案をしていただきたいと考えております。 さらに、「接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用した説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つこと」とのご意見については、上述のとおり、これまでも、代替提案であるか否かにかかわらず、ご要望をいただければ協議に応じてきたところであり、今後も同様に対応させていただく考えです。 ・ ③「過度に経済的な負担がないことに留意」について、「（アンバンドルを実現するために必要とする）費用負担のあり方については、協議をもって解決すること」とのご意見について、当社としては、個別の接続事業者が必要とする個別の機能をアンバンドルするための費用は、受益者負担の観点から、その全額を当該機能を利用する接続事業者に負担していただく必要があると考えており、当社を含め、当該機能	
--	--	--

	を利用しない接続事業者に費用負担を求める考えはありません。 また、「（システム開発の必要性については）十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者においても開発費用等の低減のため提案が行えるよう、NTT東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うこと」とのご意見については、当社としては、これまでも接続事業者のみが利用されるシステム開発を行う場合には、接続事業者のご要望をお聞きしながら、その機能や仕様を決定し、それに係る費用及びその負担方法について十分な説明を行ってきたところです。さらに、システムの利用に必要な改修内容の説明や情報開示をより充実させる観点から、 －接続事業者のご意見・ご要望を考慮のうえ、システム改修内容を検討するため、年２回、意見交換会を実施すること －システムの運用開始予定時期の原則約６ヶ月前までに、運用手続きの変更内容についてご案内すること の新たな取組みを実施することについて、本年５月３０日に接続事業者にご説明し、同日、第１回目の意見交換会を実施したところであり、今後も同様の取組みを継続していく考えです。 （NTT西日本）	
意見２０ NGN等に係るアンバンドル機能のうち、機能の提供開始以降、実需や他事業者による利用実績がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外すべき。	再意見２０	考え方２０

■【NGN等に係るアンバンドル機能】 NGN等に係るアンバンドル機能のうち、機能の提供開始以降、実需や他事業者による利用実績がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと思います。 ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・イーサネットフレーム伝送機能 なお、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（2011年12月20日）では、アンバンドルについて、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三つの要件の考え方が整理されたところですが、それぞれについて、以下の観点を踏まえた上で、アンバンドル要否の判断をする必要があると考えます。 ①「具体的な要望があること」については、まずは、ご要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどのような接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要と考えます。 ②「技術的に可能であること」については、理論的には開発等を行うことによって機能提供そのものは技術的に可能である場合でも、その機能・装置自体が国際標準化されていない	■ これまでにNTT東西殿からは、下記の4種類の機能がアンバンドル化されています。 他社の電話網とのIGS接続 アクセス網を持つ事業者との収容局接続 他社のNGNとの中継局接続 他社のイーサ網との接続 この中で、現実に利用されているのは①のみということになります。この中で、②と④については接続事業者からの利用希望がなければ対象から除外しても構わないと考えます。ただし、③については将来他の事業者がNGNを構築する際の接続機能として残しておくべきと考えます。 なお、NTT東西殿は上記の4つのアンバンドル化をもって「NGNは既にオープン化されている」と主張されてきたと思いますが、実際には利用されているのは電話網としての接続だけであり、他の接続事業者が希望するような「帯域制御等のNGN特有の機能」は全くオープンにされていないことになります。ブロードバンド普及促進、特にICTの利活用の促進に向けて、NGNのアンバンドル化も含めて、多くの事業者が簡単にサービスを提供できるよう、さらなるサービスメニューの充実を強く要望いたします。 （テレコムサービス協会） ■ 弊社は2011年より、NTT殿とOAB-J IP電話実現のため優先制御機能等のアンバンドルを協議してきましたが、1年経過した現	■ 収容局接続機能については、NGN答申において示されたとおり、①競争事業者からはアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられることから、フレッツサービスに係る機能のアンバンドルは当面必要とされたところである。 また、同機能については、ブロードバンド答申において、「地域IP網と異なり100Mといった小口の接続料単位のメニューが存在せず、その分獲得する必要のあるユーザ数が多くなること等から、接続事業者が収容局接続機能を利用して電話サービスやインターネット接続サービス等を提供することについては一定の課題がある」とされ、「接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化について検討を行うことが適当」とされたところである。 NGN答申における②及び③については現時
---	--	--

技術によるものであれば、当社のNGNの「ガラパゴス化」を招くこととなるため、少なくともそのような開発を伴うアンバンドルは実施すべきでないと考えます。 ③「過度に経済的な負担がないことに留意」については、過度に経済的な負担がかからないことは当然のこととして、アンバンドルの実現に必要な開発コスト等については、実際にかかったコストに基づき、原則として要望事業者から速やかに回収すべきものであると考えます。 いずれにしても、アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境等を総合的に勘案したうえで、個別に検討・判断すべきと考えます。 (NTT東日本) ■ 当社のNGN等、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。 【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】 ・ フレッツサービスに係る機能（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ	時点においても協議の成果はありません。NTT殿は協議の中で「具体的要望をいただきたい」と一貫して主張されますが、弊社はNTT殿からNGNがもつ機能や構成等は開示されないため、より「具体的な要望」で、且つ「技術的実現可能性」の高い接続方式を提案することは不可能です。 NTT殿が接続事業者からの「要望」が受け入れられない場合は、「具体的代案とその理由」の開示を義務付けるなど、NTT殿がもつ「網の情報に対する優越的地位」を考慮した制度としていただきたいと考えます。 (Zip Telecom) ■ NGN等に係る各アンバンドル機能については、以下の理由から、引き続き指定対象とすることが必要と考えます。 ① 2010年11月に、NTT東西殿がPSTNの概括的展望を示し、現在、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場にて、IP網同士の接続への移行を前提として議論されていることから、今後NGNをはじめとしたNTT東西殿のIP網との接続の重要性は更に高まると考えられること。 ② IP化の進展に伴い、接続事業者によるNGNを利用した創意工夫あるサービスの提供が期待されること。 (イー・アクセス) ■ 「接続の基本的ルールの内実について（1	点においても依然として妥当であり、かつ、ブロードバンド答申においても今後の利用に向け、上記のような課題が挙げられていることから、収容局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。 ■ 中継局接続機能については、NGN答申において示されたとおり、①地域IP網では、既に中継局接続に該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしており、②また、NTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われている。③更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続が減少し中継局接続が増えていくことが想定される。 また、同機能については、ブロードバンド答申において、「現在のNGNの中継局接続機能は、IGS接続機能やPSTNにおけるGC・IC接続機能と異なっており、この点がIP網同士の直接接続の実現に向けた課題となっている可能性がある」、「ブロードバンド普及促進のためには、PSTN又はメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かないことや、事業者の積極的なIP網への移行が妨げられないことが重要であると考えられる。また、NGNならではの多種多様なサービスの提供を通じたユーザ利便の向上が図られることも重要である。以上から、NGN又は光フ
--	--	--

接続ルーティング伝送機能)については、地域IP網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで10年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・ 中継局接続に係る機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能）についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】 ・ 光信号伝送装置（OLT）は平成13年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで9年ないし10年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・ イーサネットスイッチに係る接続料（イーサネットフレーム伝送機能）についても、他事業者からの強い接続要望を受け、平成22年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者を含む事業者からの利用要望がないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。	996年12月19日、電気通信審議会答申)」において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」と示されているとおり、NTT東西殿の設備利用部門と接続事業者との同等性確保という観点から、接続事業者が要望を挙げた時点で常に接続可能な状態であることがアンバンドルの原則と考えます。従って、接続事業者との接続実績がない状況が続いている等といった現時点の状況のみを捉えて、アンバンドルの対象可否を議論すべきではないと考えます。 （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ 弊社共は、フレッツ光ネクスト上で新たなサービス提供を行うため、以前よりNTT東西殿に対し優先制御等のアンバンドルを求めてきましたが、議論が円滑に進展していないといった事態が発生しています。 NTT東西殿は「どういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要」といわれますが、弊社共はNTT-NGNの具備する機能等の詳細を把握していないため、具体化することは困難です。 従って、協議等を円滑に進めるためには、NTT東西殿のNTT-NGNに係る積極的な情報の開示が必要と考えます。 また、その費用負担の在り方については、その機能が、本来、開放を前提としたネットワー	アイバ回線においても実質的な公正競争環境を確保する必要がある」とされており、これらを踏まえ、「NTT東西のNGNと接続事業者のIP網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークのIP網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能の更なるオープン化（設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化）を図るために必要な措置をとることが適当」とされたところである。 NTT東西のNGN間の接続においては現に中継局接続機能が相互に利用されており、NGN答申においてIP網同士の直接接続の実現に向けた課題が挙げられ、現在それを踏まえた検討が進められていることから、中継局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。 ■ イーサネットフレーム伝送機能については、NGN答申において示されたとおり、イーサネットサービスはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、また今後イーサネットサービスに係る需要が拡大することが想定されることに鑑みると、NTT東西が従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であり、競争事業者からの接続要望があることを踏まえると、イーサネットサービスに係る機能（イーサネット接続機能）については、引き続きアンバンドルの
---	---	---

(NTT西日本)	クであれば、基本機能として具備していた機能か、またNTT東西殿の独自仕様等に起因することで追加発生する費用なのか等を考慮した上で検討すべきものと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ NGNをはじめとするIP通信網は、第一種指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されるものであるため、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断すべきではないと考えます。 ボトルネック設備はいつでも競争事業者が利用できる状況にしておかなければ競争を担保できなくなるおそれがあります。ドライカップ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきです。 (KDDI)	対象とすることが適当である。 なお、他事業者からの接続の申込みが手続上取り下げられたことをもって、直ちに接続の要望がなくなったとまで判断することは必ずしも適当でない。 ■ なお、地域IP網に係る機能のアンバンドルについては、地域IP網からNGNへの移行の進展状況等に留意しつつ対応することが適当と考えられる。 ■ OLT等の局内装置類については、現在、加入光ファイバと接続する場合においては、接続事業者が自前で設置しており利用実績がないものも存在するが、今後、多様な事業者が加入光ファイバへの接続を希望するところである。OLT等の局内装置については、今後も拡大が予想されるFTHサービスの提供に必要な装置であるため、現時点で利用実績のない装置について、その理由が具体的な接続要望等の不存在によるものかどうか将来的に判断する必要があることに留意しつつ、現時点では引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。 ■ NGNのアンバンドルの要否については、ブロードバンド答申において、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されているNGNの特性や、PSTNからのマイグレーションの動向を踏まえ、NGNにおける公正競争環境
-----------------	--	---

		を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方が整理されたところである。 今後必要となるものと想定される機能はネットワークの段階的発展に応じて多種多様なものとなると考えられることから、ブロードバンド答申において整理された考え方の個々の機能への当てはめは、これまでどおり、個別具体的にを行うことが適当である。
意見21 IP電話サービスに係る機能（IGS接続機能）については、アンバンドルの対象外とすべき。また、当社よりも高い接続料を設定する事業者から、算定根拠の開示をいただけない場合は、総務省において必要な措置を講じていただきたい。	再意見21	考え方21
■ また、ひかり電話網と他事業者網との接続は、独立したネットワーク同士の接続であり、互いに接続料を支払う関係にあることから、当社のひかり電話網のみを指定電気通信設備とすることはバランスを失っており、関門交換機接続ルーティング伝送機能については、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 仮に、当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、現在、当社よりも高い接続料を設定する事業者に対し、算定根拠の開示を求めているものの、一切情報が開示されない状況にあることから、2012年7月27日に示された、「事業者間協議の円滑化に関するガ	■ NGN等に係る各アンバンドル機能については、以下の理由から、引き続き指定対象とすることが必要と考えます。 ① 2010年11月に、NTT東西殿がPSTNの概括的展望を示し、現在、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場にて、IP網同士の接続への移行を前提として議論されていることから、今後NGNをはじめとしたNTT東西殿のIP網との接続の重要性は更に高まると考えられること。 ② IP化の進展に伴い、接続事業者によるNGNを利用した創意工夫あるサービスの提供が期待されること。 （イー・アクセス）	■ IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについては、NGN答申において示されたとおり、①他事業者からは、NGNやひかり電話網を一種指定設備に指定した上で、接続料設定を求める意見が示されていること、②ひかり電話網では、IGS接続の接続料が設定されており、当該接続料設定が技術的に実現不可能とはいえないこと、③当該接続料を相対取引で決定される場合、相手側事業者によって接続料水準が異なり、公正競争上大きな問題となるとの意見が示されていること等から、引き続き、IP電話サービスに係る機能をアンバンドルの対象とすることが必要と考えられる。

イドライン」に示されている通り、当社より求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないように情報開示をすべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合、当該事業者は当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと思います。 なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるように、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと思います。 (NTT東日本) ■【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】 - 音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、各事業者は相互に接続料を支払い合う関係に立つこととなります。当社のひかり電話網と他事業者網との接続も、このような対等な関係にあるため、当社のひかり電話網のみを指定電気通信設備とすることはもちろん、ひかり電話サービスに係る機能（閉門交換機接続ルーティング伝送機能）のみをアンバンドルの対象とすることはバランスを失することになります。 - したがって、当社のひかり電話網について	■ NGNをはじめとするIP通信網は、第一種指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されるものであるため、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断すべきではないと考えます。 ボトルネック設備はいつでも競争事業者が使用できる状況にしておかなければ競争を担保できなくなるおそれがあります。ドライカッパ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきです。 (KDDI)	■ NTT東西の意見にある算定根拠の開示については、円滑化ガイドラインに示したとおり、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当であるから、非指定事業者においても、協議の要望を受けた場合には、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、当該接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい。
--	---	---

は、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、当該機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。 - また、現在、当社のひかり電話網と接続する他事業者網の接続料の中には、他事業者網の着信ボトルネック性が一因となって、当社よりも高い水準の接続料が設定され、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が生じている場合があります。 - 当社から当該事業者に対し、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠を提示いただくよう再三求めています。当該事業者には全く応じていただけない状況にあることから、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）にあるとおり、当社から求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示を行うべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合には、当該事業者には当社と同程度の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。 - それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、接続料の水準や算定方法の適正性を検証できるよう、算		
---	--	--

定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるために必要な措置を講じていただきたいと考えます。 (N T T 西日本)		
意見 2 2 コロケーション・中継ダークファイバについて改善すべき。	再意見 2 2	考え方 2 2
■ コロケーション・中継ダークファイバの利用 ルールの改善について 競争事業者がエリア展開を行う際、収容局ビルによっては、コロケーションや中継ダークファイバ等の空きがない等の理由によって、長期間に渡ってN T T 東・西の設備を利用できない問題が生じています。長期間Dランク（利用不可）となっている収容局ビルについては、今後の需要も考慮した上でDランク解消に向けた設備計画を立てるよう、措置を講じるべきです。 また、N T T 東・西の利用部門と接続事業者との間で、以下の点について同等性が確保されているか、引き続き検証が必要と考えます。 (具体的な検証項目例) - 全局舎の情報がタイムリーに開示されているか。 - 接続事業者は、N T T 東・西利用部門と同じタイミングで同じ情報を取得できているか。 (K D D I)	■ K D D I 株式会社の意見に賛同いたします。 Dランクが解消される事により、良質なサービスが国内の隅々まで提供できる下地となり公正な競争が促進され「光の道」で謳われた、超高速ブロードバンド基盤 1 0 0 %整備の実現に近づくものと考えます。 (アットアイ) ■ 「Dランク（利用不可）となっている収容局ビルについては、今後の需要も考慮した上でDランク解消に向けた設備計画を立てるよう、措置を講じるべき」とのご指摘については、仮にDランクビルでの増設の義務化を要望されているとのことであれば、コロケーションスペースの増設については、当社は増設してまで貸し出す義務は負っていないものと認識しております。この点、ブロードバンド答申においても、「N T T 局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではない。」と示されております。 ・ なお、当社管理部門としては、各事業者が必	■ コロケーションスペースの空きがない状態となっている局舎については、ブロードバンド答申において、「Dランクとされた局舎におけるN T T 東西の取組みも踏まえて、今後本格化する移行を円滑化する観点から現在の対応について見直すべき点があるか検討することが適当」 「なお、その際、N T T 局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではなく、むしろ、接続事業者の予見性を高める観点から、数ヵ月先の設備計画をN T T 東西が情報開示することも含めた適切な対応を検討することが必要である点に留意すべき」とされた。 このような考え方を踏まえ、平成 2 4 年 8 月に開催された情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会において、Dランク局舎に係る調査結果を報告するとともに、平成 2 4 年 1 0 月 1 8 日に平成 1 3 年総務省告示第 3 9 5 号（電気通信事業法施行規則第 2 3 条の 4 第 3 項の規定に基づく情報の開示に関する件。以下「情報開示告示」という。）を改正し、N T T 東西に対し、コロケーションスペー

	要な設備を設置できるよう、コロケーションリソースや中継ダークファイバの有効活用に向け、過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等適宜必要な取り組みを実施してきたところです。 - また、当社は、コロケーションリソース・中継ダークファイバの空きが無いビルにおいて、空きが発生した場合は、速やかに開示情報の更新や、メールによる通知を行う等、リソース管理や情報開示を適切に実施しています。 加えて、コロケーションリソース・中継ダークファイバの増設計画を行う際は自主的に、決定後速やかに当社ホームページに増設予定時期の情報を開示し、接続事業者の予見性確保に努めており、接続事業者は当社利用部門と同一タイミングで当該情報を入手することが可能であり、同等性が確保されていると考えます。 - 更に、今後、設備撤去等によりコロケーションリソースに空きが発生する時期が判明した時点で、予定時期の事前開示を行う等、更なる予見性確保に努めていく考えです。 (NTT東日本) ■ 「Dランク（利用不可）となっている収容局ビルについては、今後の需要も考慮した上でDランク解消に向けた設備計画を立てるよう、措置を講じるべき」とのご指摘の趣旨が、仮にDランクビルでのコロケーションスペースの増設の義務化の要望であるとして、当社としては、コロケーションスペースを増設してまで貸し出	スの空きがない局舎について新たに空きが生じる場合に、その予定時期の開示を義務付けることとしたところである。 ■ 中継光ファイバについては、接続ルール答申において「他の選択肢を採用することが経済的に見て現実的でなく、他の有効な手段がない場合は、WDM装置の設置が最終的な手段として期待されるところである」とされているところである。 接続事業者の予見性は引き続き高めるよう努めることが望ましいものの、Dランク区画であったとしてもWDM装置が新たに設置された際には、NTT東西のウェブサイトにおいて無償で情報公開を行っていることから、現時点において、「向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入」すべきとまではいえない。 ■ NTT東西利用部門と接続事業者の間の情報開示に係る同等性については、考え方50のとおり。
--	--	---

	す義務は負っていないものと認識しています。 この点、ブロードバンド答申においても、「N T T局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではない。」とされています。 ・ 当社は、各事業者が必要な設備を設置してサービス提供できるよう、コロケーションリソースや中継ダークファイバの有効活用に向け、過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等、適宜必要な取り組みを実施してきたところです。 また、コロケーションリソースや中継ダークファイバの空きがないビルで、新たに空きが発生した場合には、速やかに開示情報を更新するとともに、希望する事業者にメール通知を行う等、リソース管理や情報開示を適切に実施しています。 加えて、コロケーションリソースや中継ダークファイバの増設を行う際には、増設計画を決定後速やかに当社ホームページにおいて増設予定時期を自主的に開示することで、接続事業者の予見性確保に努めています。更に、今後は、設備撤去等によりコロケーションリソースに空きが発生するケースでも、空きが発生する予定時期が判明した時点で、速やかに当該情報を開示する等、更なる予見性確保に努めていく考えです。	
--	---	--

	以上のとおり、接続事業者は、当社利用部門と同じタイミングで、同じ情報を入手することが可能となっており、情報の内容や取得可能時期に係る同等性は確保されていると考えます。 (N T T 西日本)	
意見 2 3 加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルールを徹底すべき。	再意見 2 3	考え方 2 3
■ 加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルールについて 開通までのリードタイムや開通に必要な要員配置が N T T 東・西利用部門と接続事業者の間で同等となるようリードタイムの実績を引き続き検証し、運用の同等性確保を徹底する必要があると考えます。 (K D D I)	■ 加入者光ファイバの利用手続きについては、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しており、同等となっています。 ・ また、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、自社・他社の手続に係る工事完了までの平均日数等のリードタイム及び接続約款に規定する納期の遵守率により検証した結果を報告していることから、総務省殿においてリードタイムに係る検証を実施できる状況になっており、公正競争の確保について問題は無いものと考えます。 (N T T 東日本) ■ 加入ダークファイバの利用手続きについては、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しており、同等となっています。 ・ また、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、自社・他社の手続に係る工事完了までの平均日数等のリードタイム及び接続約款	■ 加入光ファイバの提供可能時期の実績に係る同等性については、考え方 5 0 のとおり。 このため、現時点においては、開通までのリードタイムについて N T T 東西の利用部門と接続事業者の間で同等性が確保されていない状況は解消されているものと考えられるが、今後も接続事業者に起因しない事情により N T T 東西の利用部門と接続事業者との間における同等性が確保されない状況が発生しないよう、N T T 東西においては事業者間で協議等の取組を引き続き行っていくことが適当である。

	に規定する納期の遵守率により検証した結果を報告していることから、総務省においてリードタイムに係る検証を実施できる状況になっており、公正競争の確保について問題はないものと考えます。 (NTT西日本)	
意見24 地中化エリアにおける光ファイバの部分的開放を進めるべき。	再意見24	考え方24
■ 地中化エリアにおける光ファイバの開放について 地中化による無電柱化等が進行しているエリアでシェアードアクセスやダークファイバの利用によらず管路内に光ファイバを敷設してFTTHサービスを展開する場合、各戸・ビルへの引込部の管路径が狭隘であったり、掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないことから競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が存在していますが、このようなエリアについて、競争を促進し、ユーザーの選択肢を確保することが必要です。 現状の接続ルールにおいては、NTT東・西が敷設した光ファイバについて、「NTT局舎～各戸」までひと続きで借りることしかできません。「電柱（クロージャ）～管路～各戸」の部分的な開放については、事業者間で工法上・運用上の課題があります。 (KDDI)	■ 光ファイバの部分的開放は、後発事業者等の事業展開を容易にし、ユーザへの多様なサービス提供に資すると考えられることから、課題解決に向けて、一層の事業者間協議を推進すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 地中化エリアにおける光ファイバの開放（き線点（電柱）からお客様宅までの部分的な貸出し）については、ブロードバンド答申において「ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当である」旨示されているとおり、要望事業者からの具体的な要望を踏まえて接続条件や追加費用等について検討していく考えですが、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。 一柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BOXと当社クロージャ内への引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケ	■ 光ファイバの部分的な開放は、競争事業者が地中化された地域において追加的に光ファイバを敷設できない場合に、NTT東西が既に敷設した光ファイバのうち必要な部分のみ設備を借りることで効率的な事業展開を可能とするものであり、NTT東西においては光ファイバの利用率を上げるとともに、一定程度の光ファイバ設備を有する他事業者においては事業展開の柔軟性を高め、（競争事業者が上部区画の光ファイバを敷設・活用するという点で）設備競争を促進する効果が期待されるものである。 この点について検討が行われ、ブロードバンド答申において、「メタル回線において部分的な開放を行った際と異なり、①相互接続点における光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性、②下部区画が上部区画と切り離されることによる一種指定設備としての位置付けの整理、③部分的な開放を行うために必要となるコストの特定などが必要となるため、まずは事業者間協議において光ファイバの部分的な開放に係る具体的な課題を整理する必要があるが、東日本大震災の影響もあり、3月以来協議が十分

	ースがあること。 ー現状、光ファイバをき線点（電柱）下部区間のみを管理することができないため、保守、運用等が困難であること。 ・ なお、これまでに具体的な協議は1件ありましたが、ご要望いただいた地中化エリアについては、当社局舎から当該エリアまでの当社光ファイバにき線点が存在していなかったため、通常の加入者光ファイバをご利用いただく旨代替案を提案させていただいているところです。（N T T 東日本） ■ 地中化エリアにおける光ファイバの開放（き線点（電柱）からお客様宅までの部分的な貸出し）については、ブロードバンド答申においても、「事業者間協議において光ファイバの部分的な開放に係る具体的な課題を整理する必要がある」とされているところです。これまでのところ、K D D I 殿を含め、接続事業者から具体的な要望をいただいているものの、今後、具体的な要望が寄せられれば、協議を通じて接続条件や追加費用等について検討していく考えです。 ・ なお、例えば、K D D I 殿の意見にあるように、電柱上からお客様宅までの区間だけを貸し出す場合、現時点、以下のような課題があると想定されます。 ー柱上にP O I－B O Xを設置するとともに、P O I－B O Xと当社クロージャー内の引込線接続端子の間をつなぐケーブルを設置する	に進んでいない状況にある。したがって、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当」とされた。 これを踏まえ、平成24年8月に開催された競争政策委員会において、N T T 東西と接続事業者の間で実施されている協議の状況について報告したところである。 したがって、N T T 東西及び接続事業者において、接続事業者からの具体的な要望を踏まえて、事業者間協議を進めることが適当である。また、事業者間協議を踏まえたルール化に向けた課題の整理を受けて、総務省において検討を行うこととしたい。
--	---	--

	必要がありますが、電柱の強度やスペースの不足等により、それら設備を設置できないケースがありうること。 ー現状の設備管理システムでは、光ファイバの部分的な貸出しを想定しておらず、部分的な貸出しに係る設備管理を行うことができないため、保守、運用等に支障が生じうること。 (NTT西日本)	
意見25 早期に宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューを設定・利用することでサービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現すべき。	再意見25	考え方25
■ NTT西日本における無派遣工事メニューの設定について 光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、平成23年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申における総務省の考え方でも示されたとおり、早期に宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューを設定・利用することでサービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現すべきです。 しかしながら、NTT東日本においては無派遣工事メニューが設定されているにもかかわらず、事業者間において運用上の課題が解決されておらず、実際に利用できないメニューになっています。また、NTT西日本においては未だにメニュー自体が設定されていない状況です。実際の利用を進めることにより、早期にユーザー利便の向上を図る必要があると考えます。	■ KDDI殿の意見に賛同します。既設光屋内配線を活用することで、ユーザ利便性の向上が見込まれることから、宅内工事を行わない工事メニューの早期実現に向けた積極的な対応を要望します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 加入者光ファイバ（シェアド方式）に係る「宅内無派遣工事メニュー」については、当社がお客様宅内に立ち入らないため、当該光ファイバの正常性確認のための試験を、宅内を含めた工事完了後に他事業者にて実施いただくことが前提となります。 ・ したがって、現在、KDDI殿には、具体的な試験方法や、当社への試験結果の連絡方法について、検討をお願いしているところであり、ユーザ利便の向上を図るためにも、早期に返答	■ NTT東日本において導入されている宅内工事を行わない光屋内配線工事については、利用者利便の向上にも資するものであることから、NTT西日本においても、速やかにその運用が可能となるよう、引き続き関係事業者間で具体的な課題等について協議を行うことが適当である。 また、NTT東日本においても、宅内工事を行わない光屋内配線工事メニューに係る運用上の課題について、引き続き関係事業者間で協議を行うことが適当である。

(KDDI)	いただき、協議を進めていきたいと考えます。 (NTT東日本) ■ 加入ダークファイバ（シェアド方式）に係る「宅内無派遣工事メニュー」については、KDDI殿との間で、開通時に不具合が生じた場合の対応等、運用上の課題について整理を図った上でメニューの提供を開始することで合意し、現在、KDDI殿にも、具体的な実施フロー等に係る検討をお願いしているところです。今後、宅内無派遣工事メニューの実現に向けて、双方協力して協議を実施していきたいと考えています。 (NTT西日本)	
意見26 ロケーションポータビリティの拡大に向けて、NTT東西は番号ポータビリティの運用ルールを直ちに見直すべき。	再意見26	考え方26
■ 加入電話番号ポータビリティの運用見直しについて 平成23年12月20日付け情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」において示された考え方のとおり、利用者利便の向上を図るため、可能な限り早期に、NTT東・西の利用者が番号を持ち運べる地域を現在の収容局単位の運用から番号区画単位まで拡げるなど、ロケーションポータビリティの拡大に向けて、NTT東・西は番号ポータビリティの運用ルールを直ちに見直すべきです。 (KDDI)	■ 当社としては、加入電話番号を持ち運べるエリアを、現在の収容区域内とする運用から、例えば番号区画内まで拡げる等、ロケーションポータビリティのエリアを拡大することについては、 - 一収容区域外に移転されたお客様が他事業者から当社加入電話に戻る際には同一番号での利用ができないことはお客様にご迷惑をおかけすること - 一現在のPSTNでの実現にあたっては交換機の改修が必要になること 等多くの課題があり、PSTNで実現することは難しいと考えております。	■ 番号ポータビリティの運用の見直しについては、ブロードバンド答申において、「固定電話の電話番号が有する地理的識別性に配慮しつつ、PSTNからIP電話への移行を促進し、利用者利便の向上を図るため、可能な限り早期に、NTT東西の利用者が番号を持ち運べる地域を、現在の収容局単位から、例えば番号区画単位まで拡げるなど、ロケーションポータビリティの拡大が求められる」とされているところである。 NTT東西及び関係事業者においては、ロケーションポータビリティの拡大に向けて、「PSTNマイグレーションに係る意識合わせの

	・ また、ＩＰ網時代における双方向番号ポータビリティを前提としたロケーションポータビリティの検討にあたっては、 －事業者間でロケーションポータビリティのエリアを合わせた場合でも、現行のロケーションポータビリティのエリアと異なる場合には、番号の地理的識別性を利用して提供されている各種サービスの見直しが必要になる等の影響があること －事業者間でロケーションポータビリティのエリアが異なる場合には、同じ０ＡＢ～Ｊ番号を利用するサービスであるにもかかわらず、サービス・事業者によって、同一番号を持ち運べるエリアが異なる等、現行のＰＳＴＮでの課題を解決できないこと 等の課題が想定されることから、事業者や利用者に与える影響等について、多岐に亘る観点から検討し、事業者共通のルール化を進めていく必要があると考えており、「ＰＳＴＮマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」において、引き続き検討を進めていく考えです。 (ＮＴＴ東日本) ■ 当社としては、加入電話の番号を持ち運べるエリアを、現在の收容区域内とする運用から、例えば番号区画内まで拡げる等、ロケーションポータビリティのエリアを拡大することについては、 －收容区域外に移転されたお客様が他事業者か	場」等において引き続き検討を進めていくことが適当である。
--	--	-------------------------------------

	ら当社加入電話に戻る際に同一番号での利用ができなくなるため、お客様にご迷惑をおかけすること －現在のPSTNでの実現にあたっては交換機の改修が必要になること 等多くの課題があり、PSTNで実現することは難しいと考えています。 ・ また、IP時代における双方向番号ポータビリティを前提としたロケーションポータビリティの検討にあたっては、 －事業者間でロケーションポータビリティのエリアを合わせた場合でも、現行のロケーションポータビリティのエリアと異なる場合には、番号の地理的識別性を利用して提供されている各種サービスの見直しが必要になる等の影響があること －事業者間でロケーションポータビリティのエリアが異なる場合には、同じOAB～J番号を利用するサービスであるにもかかわらず、サービス・事業者によって、同一番号を持ち運べるエリアが異なる等、現行のPSTNと同じ課題が生じること 等の課題が想定されることから、事業者や利用者に与える影響等について、多岐に亘る観点から検討し、事業者共通のルール化を進めていく必要があると考えており、「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」において、引き続き検討を進めていく考えです。 (NTT西日本)	
--	--	--

(その他)

意 見	再 意 見	考 え 方
意見27 事業者のネットワーク構築における予見可能性を確保するためには、「機能概要」、「スケジュール」及び「装置の開発や更改の有無」等の情報について、十分な期間を確保して公表するといったルール整備を「情報開示告示」の改正も含めて検討すべき。	再意見27	考え方27
■ IPv6の利用進展に伴う設備の開発・更改に係る情報開示 NTT東西殿は2012年7月にIPv4／v6デュアルスタック対応の網終端装置、及び集約装置の導入を発表しましたが、当該情報が公開された時期が装置の新規申込受付の前日となっているなど、接続事業者側では、当該装置の利用開始可能時期を予見して効率的なネットワーク構築計画を立てることが難しくなるケースが有り得る状況です。 今後は、NTT東西殿による光サービスの集約「Bフレッツ・光プレミアムから光ネクストへのマイグレーション」やIPv6アドレス普及促進によるIPv4専用装置の提供終了などの要因から網終端装置等の接続事業者が利用する装置の開発・更改が想定されます。 従って、接続事業者事業者のネットワーク構築における予見可能性を確保するためには、上記における「機能概要」、「スケジュール」、及び「装置の開発や更改の有無」等の情報につ	■ 左記の意見に賛同します。 今後のNTT東西殿の事業展開の中で、PS-TNからIP網へのマイグレーション、およびBフレッツのNGNへの統合に伴うIPv6インターネットへの接続サービスの提供は、NTT東西殿と接続するあるいはNTT東西殿のサービスを利用する事業者にとって非常に影響が大きな事象です。左記の意見にあるように、これらに関する「機能概要」、「スケジュール」等については、十分な期間を確保して公表するといったルール整備を望みます。 (テレコムサービス協会) ■ イー・アクセス殿の意見に賛同します。事業者が新たな機能等に対応しユーザに不便のないよう円滑なサービス提供を可能とするためには、設備改修を早期に進める必要があることから、NTT東西殿による情報の早期開示が必要と考えます。 また、「ブロードバンド普及促進のための環	■ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第33条第15項において一種指定設備を設置する電気通信事業者（以下「一種指定事業者」という。）は他の電気通信事業者が接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めなければならないとされている。 このため、NTT東西においては、接続事業者の予見可能性を担保することにより円滑な接続を可能とする観点から、接続事業者が利用する装置の開発・更改について、可能な限り早期に接続事業者への情報提供を行うよう努めることが適当である。 なお、情報開示告示においては、ルータ等により新たな網機能を導入する場合について、当該新たな網機能の提供予定時期の90日前までに情報の開示を行うことを規定しているが、御指摘のIPv4／IPv6デュアルスタック対応の網終端装置及び集約装置の導入に係る情報の公開は、これに比較しても、実施までに十分

いては、十分な期間を確保して公表するといったルール整備を「情報開示告示」の改正も含めて検討頂く必要があると考えます。 (イー・アクセス)	境整備の在り方」意見募集の際にも意見をしましたが、情報開示告示に示される情報開示のタイミング（現行ルールでは90日前まで）については、より早期化（例えば、6ヶ月前までに各種情報開示）して頂くことを併せて要望します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 網終端装置等のIPv4/v6デュアルスタック対応については、早期に対応できるよう検討を進めた結果、2012年12月から接続開始いただけることとなり、その決定後、速やかにISP事業者向け説明会を開催致しました。 その際、できるだけ早期に手続きを始められるよう、翌日より新規申込み受付を開始することとし、周知させていただいたものです。 ・ 当社としては、これまでも可能な限り早期に情報開示を実施し、接続事業者の予見可能性の確保に努めてきたところであり、本件についても、接続事業者の予見可能性に最大限配慮し、早期に情報開示を実施したものです。 今後も、接続事業者のご要望も踏まえながら、引き続き早期の情報開示に取り組む考えです。 (NTT東日本) ■ 網終端装置等のIPv4/v6デュアルスタック対応について、接続事業者の早期の提供要望に応えられるよう検討を進めた結果、本年1	な期間をおいており、特段接続事業者に不利益な取扱いとはなっていないと考えられる。 以上を踏まえると、現状においては、現行の情報開示告示等の規定に加えて新たなルールの整備を行うまでの必要性があるとは認められないと考えられる。
--	--	---

	2月から接続開始いただける目処が立ったことを受けて、速やかにその情報をお知らせするため、本年7月にISP事業者向け説明会を開催いたしました。 ・ その際、デュアルスタック対応を要望されるISP事業者が、早期に手続きを開始することができるよう、説明会の翌日より申込みを受け付けることとしたものです。 ・ 当社としては、これまでも可能な限り早期に情報開示を実施し、接続事業者の予見可能性の確保に努めてきたところであり、本件についても、接続事業者の予見可能性に最大限配慮し、早期に情報開示を実施したものです。 今後も、接続事業者のご要望も踏まえながら、引き続き、早期の情報開示に取り組む考えです。 (NTT西日本)	
意見28 光配線区域の適正化について、NTT東西が自ら利用する光配線区画も含めて行われるべきであり、総務省において光配線区画の適正化状況等について検証し、不十分な場合には、是正措置を講じるべき。	再意見28	考え方28
■ 光配線区域の適正化と光配線区域情報のリアルタイム性担保について 平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申にあるとおり、光配線区画の適正化の方法については、NTT東・西は、主に接続事業者向けに新たな配線区画を設定することで対応するとしており、NTT東・西が自ら利用する光配線区間（以下、「既存光配線区	■ 現在、既存の光配線区画については、地理的条件や需要、開通納期、保守等を総合的に勘案し設定・構築しているところです。 ・ また、既存の光配線区画は既に全国で構築・利用されており、見直しにあたっては、一つひとつのエリアの状況を見て、既に構築済みの設備をどう活用するのかといった投資効率も含め、その見直しの可否・方法等を検討していく	■ 光配線区画の見直しの状況については、加入光ファイバ接続料の算定に関する検討に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成24年情郵審第33号）を踏まえ、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請（補正）の認可に当たり、NTT東西に対し、光配線区画の見直しが完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告を行うことを条件とし

画」という。)については、需要が疎なエリアで適宜適正化を行っていくと公言しているのみです。ＦＴＴＨ市場の競争を促進するためには、全国でシェアドアクセスの収容率を高めていくことが不可欠であることから、光配線区間の適正化の検証は、全国の既存光配線区画も含めて行われるべきです。 また、既存光配線区画の適正化については、対象となる区間や時期が示されていない状況であることから、ＮＴＴ東・西においては、ユーザーニーズを踏まえて実施スケジュール等の情報を迅速かつ具体的に開示すべきであり、総務省においては、接続委員会等の公の場において四半期毎に光配線区画の適正化状況等について検証し、不十分な場合には、是正措置を講じるべきと考えます。 その際、既存光配線区画については、本来はシェアドアクセスの対象になり得ない中規模マンション（主に４階建て以上の建物）や、１つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数がカウントされているなど、ＮＴＴ東・西が表明している光配線区画当たりの世帯数（※）が実際には確保されておらず、現在もカバー世帯の少ない配線区画が存在していることを考慮し、これらが適正化されているかを十分検証する必要があります。 ※ＮＴＴ東日本は約５０世帯、ＮＴＴ西日本は約４０世帯と公言している。 (ＫＤＤＩ)	ことから、相応の稼働・時間が必要となります。 他方、本年１２月より接続事業者向け光配線区画のトライアルを予定しており、今後の本格実施に向けて、接続事業者向けの配線区画を利用するのか、見直しを行った既存の光配線区画を利用するか、接続事業者が選択できるようにしたいと考えております。 こうした状況を考慮し、当社としては、トライアルが終了する概ね１年後には、当社が行う既存光配線区画の見直し内容・時期等について、明らかにしたいと考えております。 また、既存光配線区画がカバーする世帯数について、「ＮＴＴ東・西が表明している光配線区画当たりの世帯数が実際には確保されておらず、現在もカバー世帯数の少ない配線区画が存在していることを考慮し、これらが適正化されているかを十分検証する必要があります。」という意見がありますが、既存の光配線区画については、上述のとおり、地理条件や需要、開通納期、保守等を総合的に勘案し設定・構築しており、その設定については、設備投資を行い、当該設備を管理・運営する当社設備管理部門自らが行うべきものと考えます。 なお、既存の光配線区画が使い難いということであれば、当社は、上記トライアルにおいて、接続事業者向けの光配線区画の本格実施に向けた様々な検証を行う考えでいることから、当該トライアルに参加いただきたいと考えます。	て付した。当該報告には、ＮＴＴ東西の既存の光配線区画に関する状況についてもその内容として含まれるものである。 今後とも、ＮＴＴ東西からの他事業者向けの新たな配線区画導入に係るトライアルに関する状況報告等を踏まえ、総務省において、見直しの状況を注視するとともに、情報通信行政・郵政行政審議会において適宜の時機に報告することとする。
---	--	--

	(NTT東日本) ■ 既存の光配線区画は、地理的条件、需要や投資効率、開通納期、設備の保守性等を総合的に勘案し、当社自身が設定しているものです。 ・ 既存の光配線区画の見直しにあたっては、一つ一つの状況を見て、区画内で既に構築済みの設備をどう有効活用するかといった点を含め、その見直しの可否・方法等を検討していく必要がありますが、光配線区画は既に全国で設定されているため、その見直し等には相当の時間が必要となる見込みです。 当社は、接続事業者向けの光配線区画のトライアルが終了する時期（概ね１年後）には、接続事業者に、接続事業者向けの光配線区画を利用するか、既存の光配線区画を利用するかを、適切に選択していただけるよう、当社が行う既存の光配線区画の見直し内容等を明らかにしていく考えです。 (NTT西日本)	
意見２９ 光配線区域情報をウェブサイト等で開示すべき。	再意見２９	考え方２９
■ また、光配線区域情報については、事業者の要望を受けてから一定期間経過後に有料で公開される運用になっていますが、光配線区域情報については、事業者の収容効率等に直結する重要な情報であり、事業展開や設備構築に必要な情報であることから、最新の光配線区域情報をタイムリーかつ容易に入手できるように、ウェブサイト等で開示すべきと考えます。	■ KDDI殿の意見に賛同します。「電気通信事業法施行規則第２３条の４第３項の規定に基づく情報の開示に関する件（平成１３年総務省告示第３９５号）の一部を改正する告示案」でも意見を述べておりますが、FＴＴＨサービスを提供するうえで、光配線区画の情報は非常に重要な情報であることから、戸建てと集合住宅の世帯数の区分やFＴＴＨ契約者数の開示等更	■ 光配線区画に係る情報については、平成２４年１０月１８日の情報開示告示改正により、NTT東西に対し、収容局ごとの光配線区画の外縁に位置している電柱等の位置情報及び当該情報の開示を受けた光配線区画における加入電話等の回線数に係る情報の開示が義務付けられたところである。NTT東西においては、同告示に基づき、光配線区画に係る情報を開示するこ

(KDDI)	なる情報開示がされることが望ましいと考えます。また、開示される情報についても事業者が活用しやすい形での提供かつ効率的な運用及び低廉な費用となることが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 光配線区域情報の開示については、ブロードバンド答申を踏まえ、要望事業者と協議を行い、具体的な要望を踏まえながら、光配線区域情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に向けて取り組んでいるところです。 ・ 具体的には、「最新の光配線区域情報をタイムリーに安く入手したい」とのご要望を踏まえ、当社から以下のような取組み・提案を実施しました。 －光配線区域情報の開示に係る納期については、従来、数十ビルの調査に3～4ヶ月程度要していた期間について、数百ビルの調査で2ヶ月以内に対応可能とした。(昨年9月に実施済み) －新たな情報開示方法として光配線区画の外縁電柱情報を開示することを提案。現在、利用意向について回答をお待ちしているところ。 なお、上記情報の作成にあたってはお申込みの都度、情報の抽出・突合等に稼働がかかることから、当該稼働分の費用については要望事業者にご負担いただくこととしています。 ・ さらに、総務省殿にて現在検討されている情報開示告示の改正に対応できるよう、「収容局	とが必要である。 ■ なお、戸建てと集合住宅を区別した加入電話等敷設数については、開示の対象とすることは望ましいと考えられるものの、戸建てと集合住宅を区別した加入電話等敷設数についてはNTT東西において把握しておらず、これを把握するためには新たなシステム開発等に係るコストが発生すると考えられる。したがって、現時点においては、戸建てと集合住宅を区別した加入電話等敷設数を開示の対象とすることは困難であると考えられる。 また、FTH契約数の開示については、平成24年10月18日の情報開示告示改正においては、現時点において追加的なシステム開発等を行うことなく把握可能な指標の中で、実際の世帯数に最も近い数値を示すものであると考えられることから加入電話等契約数を開示対象としたところであり、現時点においては、FTH契約数の開示について情報開示告示に規定することは必要でないと考えられる。 なお、総務省においては、光配線区画ごとの世帯数に係る情報の開示の在り方について、引き続き検討することとしたい。
---------------	--	---

	ごとの光配線区画の概況に関する情報」のＨＰによる無償開示や「光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査」の個別開示についても実施する方向で検討しているところです。 （ＮＴＴ東日本） ■ 光配線区域情報の開示については、これまでも要望事業者と協議を行いつつ、タイムリーな情報提供に取り組んでいるところですが、さらに接続事業者の加入光ファイバ利用の円滑化を図るべく、「収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報」や「光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査」の開示に向け、検討を進めているところです。 （ＮＴＴ西日本）	
意見３０	再意見３０ ＯＮＵ一体型ルータをユーザや接続事業者が自由に選択可能な環境を整えるべき。速やかにオープンな場で議論を開始すべき。	考え方３０
なし	■ 現在、ＮＴＴ－ＮＧＮユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置（ＯＮＵ）はＮＴＴ東西殿の事業用電気通信回線設備としてＮＴＴ東西殿が設置し、ユーザへレンタル提供しています。さらに、ＮＴＴ東西殿が提供するＯＡＢＪ－ＩＰ電話サービス「ひかり電話」のユーザには、ルータ機能、ファイアーウォール機能、ＰＰＰｏＥによるＩＳＰ接続機能、ひかり電話機能等本来ユーザ設備で自由に設置できるはずの多くの機能をＯＮＵと一筐体にしてユーザに提供しています。これらの機能を一筐体にして提供し得るのは、唯一ＮＧＮのアクセス回線を	■ ＦＴＴＨサービスにおけるＯＮＵの是非及びその在り方に関しては、利用者による端末設備の接続の考え方、これまでの端末開放の経緯等を踏まえ、ブロードバンドの普及を促進する観点から、ブロードバンド答申において、技術的課題の整理など、必要な検討を行うことが適当とされている。このためには、関係事業者から情報を得つつ、必要な検討を進め行くことが望ましいことから、まずは具体的な技術的課題の洗い出しを行うべく、ＮＴＴ東西は、ＯＮＵとＯＳＵが協調して動作することで同一芯線内に複数ユーザの通信を同時に流していることに関

	提供しているNTT東西殿のみであり、ユーザや、ISPをはじめとした接続事業者には不可能です。また、各種サービス・プロバイダが独自の端末を開発・設置したい場合であっても、現状は、NTT東西殿が機能を一筐体にして提供しているため、実質的に提供困難な場合があります。これらの状況は、NTT-NGNにおけるOABJ-IP電話と同様に他接続事業者との同等性が担保されているとは言えないことや、端末メーカやサービス・プロバイダをはじめとした多くの企業の新規参入意欲を減退させることなど、様々な面において競争が阻害されていると考えます。 従って、過去の事例（DSLモデムやDSU等）と同様に、ONU一体型ルータをユーザや接続事業者が自由に選択可能な環境を整えるべきです。NTT-NGNにおいて、ユーザや接続事業者によって独自のONU一体型ルータを接続可能とすれば、月額費用の低廉化、機器の価格、機能、デザイン、そして機器を活用したサービス等多面的な競争促進による発展や、回線開通における時間や費用の削減等ユーザに多くの利益をもたらします。先の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申（平成23年12月20日）」において、「FTTHサービスにおけるONUの開放の是非及びその在り方に関しても、（中略）技術的課題の整理等、必要な検討を行うことが適当である。」とされていることから、速やかにオープンな場で議論を開始すべきと考えます。	連する課題等について事業者間で共有し、課題解決に向けた論点整理を行うことが適当とされたところである。 御意見については、今後の参考とさせていただきます。
--	--	--

	(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
--	----------------------------------	--

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

意 見	再 意 見	考 え 方
意見3-1 MVNOがMNOと競争していけるだけの条件を十分に整えることが必要。また、700/900MHz帯においてMVNOへの開放促進が履行されているか継続的な監視をすべき。	再意見3-1	考え方3-1
■ 有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、周波数の割当てを受けないMVNOの参入促進による公正競争の確保が重要であります。 しかし、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競争を展開していけるだけの条件は、まだ十分整っていないため、次に例示する事項等について、取り組んでいただくことが必要と考えます。 例 ・ 接続メニューまたは卸電気通信役務メニューの多様化（データ通信、音声通信等） ・ 接続料または卸電気通信役務料金の妥当性 ・ 適正性検証、および当該検証に資する情報の開示 ・ SIMフリー端末のさらなる拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化	■ 固定市場と異なり、モバイル市場においてはサービス競争・設備競争が進展していることに留意して、モバイル市場における規制は必要最小限とすべきであり、今後も自由な競争を通じたサービス改善によるユーザ利便の向上を目指すべきと考えます。 この点を踏まえれば、MVNOを促進するにあたっては、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成23年12月20日答申）において示されたとおり、MNOへの規制については、投資インセンティブについては設備競争を損なうことでMNOのインフラの弱体化を招かないよう留意することが必要です。MNOに対し、サービス開発インセンティブを削ぐような過剰なアンバンドル機能の開放や、費用回収が不十分となるような接続料算定とならないよう、ルールやガイドラインを今後も慎重に運用すべきと考えます。 (KDDI)	■ MVNOがMNOと競争していけるだけの条件を十分に整えることが必要との御意見については、総務省においては、モバイル市場の公正競争の確保を通じて、その活性化を図る観点から、MVNOの参入促進策を継続的に講じてきたところである。具体的には、通信プラットフォーム機能のオープン化、「SIMロック解除に関するガイドライン」の策定、携帯電話接続料の適正化などの措置を講じてきている。特に、ブロードバンド答申以降については、第二種指定電気通信設備制度の規制の対象の見直し、禁止行為等規制関係ガイドラインの見直し、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の見直しなどを継続的に講じている。 ■ 700/900MHz帯の周波数の割当てにおいてMVNOへの開放促進が履行されているかの継続的な監視が必要との御意見について

また、700M／900MHz帯の周波数割当てにあたり、MVNO提供計画の充実度合いを競願時審査基準として設けたことは効果的であったものの、周波数割当て後に、計画どおりMVNO開放が進められているかについて、検証されることはありません。 他方、2.5GHz帯の周波数の割当てにあたり、MVNOへの開放促進を認定基準として設け、促進が図られない場合は「無線局の免許拒否事由となり得る」とした事例は、有限希少な周波数の有効利用の点で非常に効果的であったことから、700M／900MHz帯においても同様に、MVNOへの開放促進が履行されているかの継続的な監視が必要と考えます。 (ケイ・オプティコム)	■ 日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性の見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制緩和への見直しが必要と考えます。 ・ 現行の接続制度については、事業者間協議の円滑化を図る観点から、本年7月に「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」が制定されているところであり、当社としては既に適時適切に対応しております。本ガイドラインの制定により、協議の円滑化が促進され、より一層公正競争環境が確保されるものと考えております。 ・ 当社はMVNOへの提供条件として、卸電気通信役務については、多様で豊富な料金プランを用意しホームページで公開しており、相互接続については、パケット接続料について適正な算定に努めるとともに低廉な接続料によりMVNOサービスを提供するなど、MVNOの促進に向けて率先して前向きに取り組んでいるところです。また、MVNO事業者向けの機能提供においても、MVNO事業者自らが適宜、回線登録・開通・解約等が可能となるようMVNO事業者に特化したSIM書込みシステムを開発し	は、700／900MHz帯の周波数に係る「3. 9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に関する指針」（平成23年総務省告示第513号）においても、「本開設指針又は平成二十一年総務省告示第二百四十八号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者等多数の者に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること」を競願時審査基準として定めているとともに、当該開設指針に係る開設計画の認定を受けた者は、毎年度の四半期ごとに、当該認定に係る開設計画に基づく事業の進捗を示す書類を総務大臣に提出するものとされており、2.5GHz帯の周波数と同様に、継続的な監視を実施しているところである。 また、当該認定を受けた者に係る事業法第13条に基づく変更登録に際しても、MVNOやコンテンツ配信事業者等によるネットワークの円滑かつ適正な利用を促進する取組の実施状況について、毎年半期ごとに取りまとめ、速やかに総務大臣に報告することを条件として付しているところであり、あわせて継続的な監視を実施しているところである。
---	--	--

	貸与する等、事業者からの要望に応じて適時適切に対応しております。 (NTTドコモ) ■ 当社は、「SIMロック解除に関するガイドライン」を遵守し、2011年4月以降に新たに販売した全機種にSIMロック解除機能を搭載しております。 ・ 一方、SIMロック解除に関しては、これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、未だにごく一部の機種しか対応しない事業者が存在するなど、携帯事業者間の取組み格差が顕在化しております。今後、各事業者共通の仕様であるLTEが進展すれば、より一層SIMロック解除に対する市場やユーザからの期待がますます高まることが想定され、公正競争やユーザ利便性への支障が懸念されることから、審議会等の公の場における検証を実施すべきと考えます。 (NTTドコモ)	
意見32 二種指定事業者の接続料等に関して、届出前の説明を二種指定事業者に義務付けるなど、接続事業者が関与できる仕組みを整えるべき。	再意見32	考え方32
■ 二種指定制度は、接続料協議における「公定力の類似の力」による非対称規制の形骸化を防ぎ実効性を高める見直しが必要 二種指定制度は、電気通信事業法施行規則の一部改正により、指定の基準を端末シェア25%から10%に規制対象が拡大されました	■ 日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上	■ 二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者という。」）の接続料等に係る接続協議については、接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化する観点から、平成24年7月に「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（以下「円滑化

が、指定事業者においては、接続料等の透明性と公平性が担保されている反面、認可又は届出後の接続料等と言わば「公定力の類似の力」を及ぼすため、指定事業者は自らの接続料等を事業者間協議において合意形成しようとするインセンティブが働き辛く、むしろ結果として有効な協議が成り立たなくなるなど非対称規制の形骸化につながる構造的な課題が内在しています。 加えて、接続料等に関して接続事業者が公に意見表明する機会が担保されていない事も鑑み、認可制等の一種指定事業者並みの規制を検討することも必要と考えます。 また、平成24年7月27日付で策定されました「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」の主旨に則り、円滑な事業者間協議を図るためにも、指定事業者には届出前の説明会等の実施を義務付ける必要があると考えます。 (イー・アクセス)	に多大な支障を及ぼす可能性があることから、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性を見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制緩和への見直しが必要と考えます。 ・ 現行の接続制度については、事業者間協議の円滑化を図る観点から、本年7月に「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」が制定されているところであり、当社としては既に適時適切に対応しております。本ガイドラインの制定により、協議の円滑化が促進され、より一層公正競争環境が確保されるものと考えております。 (NTTドコモ)	ガイドライン」という。)を策定したところであり、同ガイドラインの運用状況を注視していくこととする。 なお、円滑化ガイドラインに示されているとおり、二種指定事業者は、接続協定の締結又は変更に係る協議の円滑化の観点から、接続約款の届出に先立って十分な事業者間協議を行うことが望ましい。また、接続約款の届出が完了していることや届出に係る手続の過程で総務省への一定の情報開示がなされていることのみをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に係る説明が不要となるものではなく、算定根拠に係る必要な情報開示を接続事業者に行うことが望ましい。
意見33 他の二種指定事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている二種指定事業者について、算定根拠を必ず提示させる等、接続料水準の透明性・適正性確保に必要な措置を講ずべき。	再意見33	考え方33
■【第二種指定電気通信設備規制の対象】 今回の電気通信事業法施行規則の一部改正(2012年5月29日)により、新たに第二種指定電気通信設備規制の対象としてソフトバンク殿が追加される見通しとなりましたが、現時点において第二種指定電気通信設備規制の対	■ 弊社では、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」制定当初より、接続料算定について自主的に遵守してきたことから、今後見込まれている二種指定化が直接接続料水準に影響を及ぼすものでないと考えます。また、事業者毎に設備投資の状況、コストの構	■ 双務的に接続料の算定根拠の情報開示を行うべきとの御意見については、円滑化ガイドラインにおいて「一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について当事者間で十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定す

象となる携帯事業者（以下、二種事業者という）３社間の接続料水準には格差が生じています。 二種事業者が「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下、二種ガイドラインという）を遵守することで、携帯電話接続料の水準・算定に係る適正性・透明性が確保され、接続料水準が下がっていくものと考えますが、他の二種事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている事業者については「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（２０１２年７月２７日）に示されている「双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」の考え方にに基づき、少なくとも、当社からの求めに応じ、当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。 なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした二種事業者間で接続料水準に格差が生じている要因や、他の二種事業者の接続料水準と比較しつつ、事業者の設定する接続料が妥当であるかについて検証したうえで、これを公表するなど、接続料水準の透明性・適正性を確保するための必要な措置を講じていただきたいと考えます。 （ＮＴＴ東日本） ■【第二種指定電気通信設備規制の対象】 ・ 先般の電気通信事業法施行規則の一部改正（平成２４年５月２９日）により、新たに第二	造、トラヒック傾向等が異なることから、単純に事業者間の接続料水準の比較を行うことは有意でないものと考えます。 仮に、接続料の算定根拠が争点となった場合、守秘義務を課す等の措置をしたとしても、競合他社に対して開示することが困難な経営情報等が含まれる可能性があることにも配慮すべきと考えます。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	る理由について、必要に応じ、当事者間で守秘義務を課すなどの措置を講じた上で、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい」とされており、同ガイドラインの運用状況を注視していくこととする。 ■ 総務省において必要な検証を行った上で必要な措置をとるべきとの御意見については、二種指定事業者については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（平成２３年５月改正）において、「総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこと」とされており、総務省は同ガイドラインに基づき必要な検証を行うこととする。
---	--	---

種指定電気通信設備規制の対象としてソフトバンク殿が追加される見通しとなりましたが、現時点において第二種指定電気通信設備規制の対象となる携帯事業者（以下、二種事業者）３社間の接続料水準には格差が生じています。 - 二種事業者が「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を遵守することで、携帯電話接続料の水準・算定に係る適正性・透明性が確保され、接続料水準が下がっていくものと考えますが、他の二種事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている二種事業者については、当該ガイドラインの遵守に加えて、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成２４年７月２７日）にあるとおり、当社から求めがあれば、当社と同程度の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。 - それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした二種事業者間で接続料水準に格差が生じている要因や、他の二種事業者に比べ接続料水準が高い事業者の設定する接続料が妥当であるかについて検証した上で、その検証結果を公表する等、接続料水準の透明性・適正性を確保するために必要な措置を講じていただきたいと考えます。 （ＮＴＴ西日本）		
--	--	--

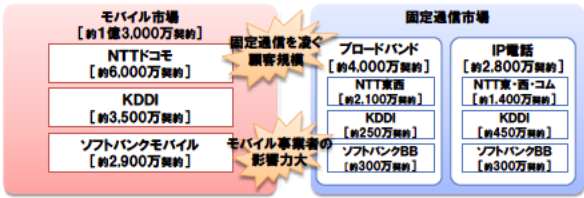
イ 指定の対象に関する検証

意 見	再 意 見	考 え 方
意見	再意見	考え方

なし	なし	
----	----	--

(3) 禁止行為に関する検証

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

意 見	再 意 見	考 え 方
意見34 市場環境の変化に鑑み、KDDI及びソフトバンクモバイルを禁止行為等規制の対象として追加すべき、又は、携帯電話事業者に対して、総合的な市場支配力に着目した規制の導入等が必要。	再意見34	考え方34
■ 現在、大手モバイル事業者の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持しております。  また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、影響力を拡大しつつあり、情報通信市場全体の独占化や寡占化を招くものと危惧いたします。 例・自グループ内の利用料金の一括請求化 ・携帯電話ショップでの自グループのブロードバンドサービスの販売 ・携帯電話・固定電話間における通話料金の無料化	■ 本年9月7日に総務省から公表された「電気事業通信分野における競争状況の評価2011」において、当社単独の市場支配力について「行使し得る地位は低下している傾向にある」との評価がなされております。 ・ さらに、当社の禁止行為規制対象事業者への指定にあたり、当社の市場支配力について、KDDI社及びソフトバンクモバイル社との差がいかにほかの分析・検証がなされた形跡はなく、さらには直近の競争状況を市場支配力の定義「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって市場を支配することができる状態を形成・維持・強化することという（東京高裁判例 H21）」に当て嵌めれば、当社が市場支配力を有するとは到底言い難い状況であり、禁止行為規制の適用を廃止すべきであると考えております。 (NTTドコモ)	■ 禁止行為等規制は、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争等に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないものとなるため、それを未然に防止する観点から規定されており、二種指定事業者のうち最近1年間における収益の額の市場に占める割合（以下「市場シェア」という。）が25%を超える電気通信事業者について、市場シェアの推移その他の事情を勘案して、事業法第30条第3項から第5項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる」とされている。 禁止行為等規制の運用に当たっては、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方（平成24年4月策定。以下「禁止行為等規定適用事業者指定ガイドライン」とい

・高速モバイルサービス（３．９世代携帯電話、WiMAX等）による他社固定ブロードバンドサービスの巻き取り 以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境確保のため、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、総合的な市場支配力に着目した規制の導入や、グロブドミナンスに対する厳正かつ包括的な規制制度が必要と考えます。 例えば、少なくとも上位３社のモバイル事業者に対し、自社グループ内の固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることが必須です。 (ケイ・オプティコム) ■ ＫＤＤＩ殿・ソフトバンク殿の規制対象への追加 二種指定制度における禁止行為規制対象事業者は、現状ＮＴＴドコモ殿のみとなっておりますが、以下の市場環境の変化を鑑みれば、非対称規制として有効に機能させる観点から、当該規制の運用を厳格化しＫＤＤＩ殿及びソフトバンク殿も対象に追加すべきと考えます。 モバイル市場の売上高や利用者規模は、固定通信市場を遥かに上まっております、上位３社の寡占状態が続いている点 電気通信市場においては、モバイル事業者を中心としたグループ３社（ＮＴＴグループ、ＫＤＤＩグループ、ソフトバンクグループ）への集約化が進行しており、グループ内連携により	■ 固定通信市場では、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能ですありますが、モバイル市場は、少数の周波数割当て事業者しか設備競争に参入できないといった特性があることから、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制があって然るべきと考えます。 現に、次のような点から、情報通信市場全体の独占化や寡占化を招くものと危惧するところです。 ・モバイル市場への参入に不可欠で、国民の共有財産である有限希少な周波数について、モバイル事業者上位３社が、ほぼ独占している ・モバイル事業者上位３社の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持している ・資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信市場に影響力を拡大している よって、有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、周波数の割当てを受けないMVNOの参入促進による公正競争の確保が重要であることから、少なくとも上位３社のモバイル事業者に対し、次のような規制強化についての検討が必要と考えます。 ・接続料または卸電気通信役務料金の妥当性・	う。）」を策定・公表しており、禁止行為等適用事業者指定ガイドラインに沿って、現在、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ＮＴＴドコモ」という。）を当該規定の適用を受ける電気通信事業者として指定しているところである。 上述の規定の趣旨及び禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインに示す考え方に照らし、市場シェアの順位が１位の電気通信事業者との市場シェアの格差等に鑑みれば、現時点において、ＫＤＤＩ及びソフトバンクモバイルを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として指定する必要性は認められない。 ただし、近年のモバイル市場における環境変化を踏まえ、今後とも状況を注視していくことが重要であり、平成２６年を目途に実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、必要に応じ、禁止行為等規制の見直しについても検討することとする。
---	---	---

より優位な市場支配力を行使できる環境にある点 なお、②の具体的事例として、近年ＫＤＤＩ殿、及びソフトバンク殿にて、「auスマートバリュー」や「スマホＢＢ割」といった自社のスマートフォンとＣＡＴＶ事業者の固定通信サービスをセット販売する割引サービス・キャンペーンが挙げられます。 これらの事例は、モバイル市場における巨大な市場支配力を梃子にして固定通信市場の囲い込みを図る虞があるため、ＫＤＤＩ殿、及びソフトバンク殿を禁止行為規制の対象に追加とすることで、排他的、差別的な取引は禁止されるべきと考えます。 (イー・アクセス)	適正性の検証 ・上記検証に資する情報の開示の義務化 ・ＳＩＭフリー端末の更なる拡大やソフトＳＩＭの導入による端末のオープン化 (ケイ・オプティコム) ■ ケイ・オプティコム殿の指摘の通り、「モバイル市場における上位３社の顧客規模の拡大」、及び「モバイル事業者を有する『企業グループ』における市場支配力の拡大」は、固定通信も含めた電気通信市場全般の寡占化を招くことが懸念されます。 このような状況で、当社をはじめとした新規・新興事業者が、事業規模、及び事業環境（顧客基盤、事業領域が異なるグループ会社の存在等）が大きく異なる上位３グループと対等に市場競争を展開するためには、より市場支配力に着目するなど指定の在り方を見直して第二種指定電気通信設備（以下、二種指定設備）制度を実効的に機能させることが必要と考えます。 具体的には、ＮＴＴドコモ殿に加え、二種指定事業者であるＫＤＤＩ殿、及びソフトバンク殿を禁止行為規制の対象とすべきであり、特に、「auスマートバリュー」や「スマホＢＢ割」に見られる固定とモバイルのセット販売は、ＣＡＴＶ等の固定事業者との連携において同等性が確保されているか本制度の枠組みで検証し、提供条件のオープン化や排他的なサービス連携である場合は禁止する必要があると考え	
---	---	--

	ます。 (イー・アクセス) ■ 各種接続規制や行為規制等の規律を検討するに当たっては、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた内容とすることが重要と考えます。 上記を踏まえ、禁止行為規制については、現状、移動体通信市場において50%近いシェアを持つ事業者が、固定通信市場においてボトルネック設備等を有する市場支配的な事業者のグループ会社として存在している点も十分に配慮の上、共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止し得る規律の在り方が検討されるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 禁止行為規制の適用事業者の指定にあたっては、平成24年4月27日に策定された「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」においては、単純にシェアの数値等のみを判断基準とするのではなく、事業規模やブランド力といった総合的な事業能力を見て、市場の状況にも照らして適用対象を判断するとされており、	
--	--	--

	この考え方を踏まえれば、現行の適用状況は妥当であると考えます。 (KDDI)	
意見35 携帯電話事業者間で規制格差を設けなければならないほどの市場支配力の差は存在しないため、非対称規制となっている禁止行為等規制は撤廃すべき。	再意見35	考え方35
■【第二種指定電気通信設備規制の対象】 ・ 携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性に依拠しているものであることから、本来、全ての携帯電話事業者(MNO)に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。 ・ 特に、禁止行為規制については、携帯電話事業者の中でNTTドコモだけが引き続き規制対象とされているところですが、昨今のスマートフォンの爆発的な普及やスマートフォンをトリガーとする移動通信と固定通信が融合した市場の拡大等、市場環境や競争環境の急激な変化等を踏まえると、携帯電話事業者同士で規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差は存在しないことから、規制格差の存在によって各社の利用者間で不公平な状況が生じることにならないよう、非対称規制となっている禁止行為規制については撤廃すべきと考えます。 (NTT西日本)	■ 各種接続規制や行為規制等の規律を検討するに当たっては、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた内容とすることが重要と考えます。 上記を踏まえ、禁止行為規制については、現状、移動体通信市場において50%近いシェアを持つ事業者が、固定通信市場においてボトルネック設備等を有する市場支配的な事業者のグループ会社として存在している点も十分に配慮の上、共同的・一体的な市場支配力の行使を抑制し得る規律の在り方が検討されるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 禁止行為規制の適用事業者の指定にあたっては、平成24年4月27日に策定された「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」に	■ NTTドコモに対する禁止行為等規制の適用については、ブロードバンド答申において、「現時点においては、NTTドコモの市場シェア等を考慮すると、同社とその関係事業者との排他的な提携を通じた特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁止することは、公正競争環境確保にとって引き続き重要である」とされたところであり、その後の市場シェアの変化等を勘案しても、NTTドコモに対する規制適用の必要性が著しく低下するまでの市場環境の変化は認められないことから、現時点においては、引き続き、非対称規制として維持していくことが適当である。 ただし、近年のモバイル市場における環境変化を踏まえ、今後とも状況を注視していくことが重要であり、平成26年を目途として実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、必要に応じ、禁止行為等規制の見直しについても検討することとする。 おって、禁止行為等規制が適用される電気通信事業者の事業提携・事業展開等が必要以

	においては、単純にシェアの数値等のみを判断基準とするのではなく、事業規模やブランド力といった総合的な事業能力を見て、市場の状況にも照らして適用対象を判断するとされており、この考え方を踏まえれば、現行の適用状況は妥当であると考えます。 (KDDI)	上に制限されることにより、ユーザ利便等を損なうことを防止する観点から、制度の慎重な運用が必要であると考えられるところ、総務省は、平成24年4月、ブロードバンド答申を踏まえ、規制の適用に当たり過剰な萎縮効果が働くことがないよう、公正取引委員会と共同で策定している「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下「共同ガイドライン」という。)の見直しを実施し、運用の一層の透明化を図ったところである。
意見36 NTTドコモに対する禁止行為等規制の適用は、現行のとおりに維持すべき。	再意見36	考え方36
■ 移動体市場において5割近いシェアを有する圧倒的なドミナント事業者であることに加え、企業グループとしても大きな市場支配力を持つような事業者については、禁止行為規制の適用を現行通り維持すべきと考えます。 仮にNTTドコモがFTTHとのセット割引を開始する場合、排他的な取扱いをしていない等法令上違法ではないという理由のみで、NTT東・西を対象に含めることまでも認めれば、NTTドコモとNTT東・西の顧客基盤が統合されることにより再び独占に向かうこと許容してしまうことを意味します。このことは、結局はユーザーの選択肢を狭めていくことになり消費者の不利益につながるため、決して認められるべきではありません。現行の電気通信事業法の禁止行為規制が、公正競争を担保するための効果を事実上持ち得ず、NTT法の精神に反し	■ 現在、移動体通信市場では、50%近いシェアを持つ事業者が、固定通信市場においてボトルネック設備等を有する市場支配的な事業者のグループ会社として存在しており、KDDI殿の意見書に記載されているような懸念が存在します。電気通信事業法の禁止行為規制の適用を最低限現行通り維持すべきと考えます。しかし、その効果が十分でなく、また、NTT法の精神に反する状態が生じる場合は、直ちにNTTの在り方議論を開始すべきという意見に賛同いたします。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	■ NTTドコモに対する禁止行為等規制の適用については、考え方35のとおりに。

てユーザーの選択肢を狭める動きを阻止できないのであれば、直ちに公の場においてＮＴＴの在り方議論を開始すべきと考えています。 (ＫＤＤＩ)		
---	--	--

イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証

意 見	再 意 見	考 え 方
意見３７ ＮＴＴ東西の県域等子会社における ＮＴＴドコモの商品の販売等、ＮＴＴ東西の 県域等子会社において禁止行為等規制の潜脱 行為が行われており、禁止行為等規制の対象 に県域等子会社を追加する又はＮＴＴ東西の 子会社等監督義務に関する厳格な調査検証及 びそれに是正措置を講じる等すべき。	再意見３７	考え方３７
■ 県域等子会社の規制対象への追加 ２００９年１１月に発覚した「ＮＴＴ西日本 情報漏洩問題」や「ＮＴＴ東西殿の県域等子会 社におけるＮＴＴドコモ殿の携帯電話販売、及 びドコモショップ運営」の事例は、接続情報の 目的外利用、及び排他的なグループ間連携であ り、本来、禁止行為の対象になるものと考えま す。 しかしながら、これら事例の主体である県域 等子会社が、ＮＴＴ東西殿の営業及び設備管理 等業務の事実的な実行部隊にも係らず、禁止行 為規制の対象に指定されていないため、上記の ような反競争的行為の抑止が出来ていない状況 です。 これは、現行の禁止行為規制がＮＴＴグルー プの業務実態と乖離し、公正競争上の課題があ	■ ＫＤＤＩ殿及びイー・アクセス殿の意見に賛 同します。ＮＴＴ東西殿の県域等子会社による 一体営業等は、実質的に排他的な行為であり、 本来禁止されるべきものと考えます。総務省殿 においては、「電気通信事業分野における競争 の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例 として明記することを含め、上記行為を防止す るために必要な措置を講じるべきと考えます。 (ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソ フトバンクモバイル) ■ ＮＴＴ東・西の県域等子会社におけるＮＴＴ ドコモの携帯電話販売、及びドコモショップ運 営等は、実質的にＮＴＴグループ間による排他 的な連携であり、問題と考えます。現行法にお いても、ＮＴＴグループとして一体的に運営さ	■ ＮＴＴ東西に対しては、指定電気通信設備制 度に基づく禁止行為等規制及びＮＴＴ等に係る 累次の公正競争要件が課されており、ＮＴＴ東 西からその業務を受託する県域等子会社におい て上述の規制の趣旨が徹底されない場合、結果 として公正競争環境が確保されない可能性があ るところ、県域等子会社がＮＴＴ東西の商品と ＮＴＴドコモの商品を併売する場合、それぞれ の業務委託によって知り得た情報を目的外に利 用することは許されず、また、ＮＴＴ東西から の受託業務とＮＴＴドコモからの受託業務等と の間で内部相互補助が行われないようにするこ とが必要である。 この点、平成２０年度の競争セーフガード制 度に基づく検証結果に基づき総務省がＮＴＴ東 西に対して行った要請等を踏まえ、総務省は、

ることを浮き彫りにしている事例であるため、早期に禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加すべきと考えます。 (イー・アクセス) ■ N T Tグループ各社の一体営業 昨年の競争セーフガードでも指摘したN T T東・西の県域等子会社によるN T Tドコモの携帯電話の販売については、N T T東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された子会社を通じた固定と移動の実質的に排他的な一体営業となっていることから、禁止行為に該当する行為といえます。現時点でも昨年同様にN T T東・西の県域等子会社のウェブサイトにもN T Tドコモ商品の取扱いが記載（別添資料参照）されています。また、県域等子会社等を介したN T TドコモとT T西のセット営業の事例も発生しています。 昨年の電気通信事業法改正で、N T T東・西は子会社に対する監督義務が規定されたところであり、総務省は、注視するのみに留まらず、厳格な調査、検証及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。 このような禁止行為に該当する排他的な一体営業については、法改正では明示的に対応されていないことから、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として直ちに記載した上で、改めて法改正を行い、禁止すべきと考えます。	れているこれらの県域等子会社が禁止行為に該当するような不適切な行為を行った場合、禁止行為規制の対象であるN T T東・西が当然子会社監督について責任を負っているものと理解しています。 (K D D I) ■ 県域等子会社への業務委託は、経営効率化の観点から実施しているものであり、こうした効率化の努力は、お客様サービスの向上や料金の低廉化を通じ、お客様利便の向上に資するものであると考えております。 ・ 当社の県域等子会社によるN T Tドコモ殿の代理店業務については、当社からの委託業務を実施する組織とは別の組織において、委託業務とは独立して実施しており、また、顧客情報及び他事業者情報の適正な取り扱いに係る管理体制の構築を義務付ける等、営業情報等に関するファイアーウォールを担保する等、適切な措置を講じており、排他的な一体営業にあたる事例が発生することはございません。 ・ また、当社は、業務改善計画（平成22年2月26日）に基づき、接続関連情報を不適切に取り扱う可能性を排除する厳格な仕組みを構築し、情報セキュリティの取組みを徹底しているとともに、電気通信事業法の改正に伴い、県域等子会社への業務委託にあたり、禁止行為防止に関する責任者の設置や覚書の締結を行う等、反競争的行為が行われる事が無いよう、適切な監督を実施しております。したがって、県域等	県域等子会社において、N T T東西からの受託業務とN T Tドコモからの受託業務等について、組織を分け、会計を整理し、N T Tドコモとの排他的な共同営業を行わない等の措置が講じられていることを引き続き確認している。 加えて、平成23年の事業法改正により、一種指定事業者に対して業務委託先子会社等の監督が義務付けられたところであるが、総務省は、事業法第31条第7項に基づくN T T東西からの報告等により、県域等子会社を含む業務委託先子会社等との間の委託契約において、業務委託先子会社等に対して禁止行為を防止するための措置が義務付けられ、全社員を対象とした禁止行為防止等のための研修の実施、他事業者情報等の適正な取扱いに係る管理体制の構築といった措置が講じられていることを確認している。 以上により、N T T東西に課せられている規制の趣旨を徹底するための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない。 ただし、これらの措置が徹底されない場合には、県域等子会社において当該規制を潜脱するおそれがあるため、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視していくこととする。 ■ N T T東西の県域等子会社によるN T Tドコモの携帯電話の販売は排他的な一体営業に該当する行為であり、共同ガイドラインにおいて、禁止行為の具体的事例として記載すべきとの御意
---	---	---

なお、子会社から代理店等に再委託されることも容易に想定できるため、子会社のみならず、子会社から代理店に再委託された内容についても調査・検証することが必要であり、直ちに法改正を実施すべきと考えます。

(別添資料)



子会社を禁止行為規制の対象に追加する必要は無いと考えます。

むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところであり、現に、他社は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引く等固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを提供している一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件等が課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。

したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと思います。

(NTT西日本)

「県域子会社によるNTTドコモの携帯電話販売は排他的な一体営業である」、「NTT東西の県域等子会社におけるNTTドコモの携帯電話販売、及びドコモショップ運営の事例

見については、上述のとおり、NTT東西の県域等子会社によるNTTドコモの携帯電話の販売について、NTTドコモとの排他的な共同営業等を行わない等の措置が講じられていることを確認しているところである。なお、共同ガイドラインにおいては、既に、一種指定事業者の業務を受託した子会社等が、受託した業務に関し、当該電気通信事業者が禁じられている行為に相当する排他的行為等を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずるべき旨の命令が発動される旨を明記しているところである。

子会社から代理店等に再委託された内容についても調査検証することが必要との御意見については、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。）第22条の8第2号イ（3）の規定により、一種指定事業者に対し、監督対象子会社における再委託の有無を総務大臣へ報告することを義務付けており、総務省においては、再委託の有無に応じ、例えば、当該子会社に対する委託契約の内容、再委託に係る規定等の確認を通じて、当該子会社に対する必要かつ適切な監督が行われているか否かについて検証し、必要に応じて措置を講ずることが可能である。

この点、総務省は、事業法第31条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定による平成24年6月のNTT東西からの報告等により、監督対象子会社が再委託先の選定・変更を

(KDDI)	は、接続情報の目的外利用、及び排他的なグループ間連携」とありますが、県域等子会社によるNTTドコモ殿の代理店業務は、当社からの受託業務とは組織を分けて実施しており、また、当社から受託した業務に係る顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置が講じられていることから、ご指摘のような更なる措置は不要と考えます。 ・ むしろ、NTTグループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社又は特定の他社のFTTH等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でNTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IP・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。 したがって、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、電話時代を前提とした非対称規制の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直し又は撤廃していただきたいと考えます。 ・ 当社は、接続関連情報を不適切に取扱う可能性を排除する厳格な仕組みを構築する観点から、実施計画（2010年3月2日）を策定し、この実施計画の内容に沿って、引き続き情報セキュリティ強化の取組みを着実に実行しているところです。 また、電気通信事業法の改正により、NTT	行うに当たっては、禁止行為の禁止徹底の適正な管理、運営ができることを要件としているとともに、NTT東西の承諾を義務付けている等、再委託先において禁止行為等規制を潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。
--------	--	---

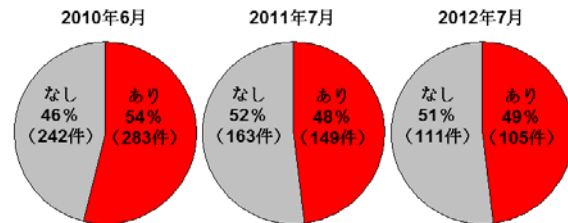
	東西の業務を子会社に委託する場合には、禁止行為規定の遵守について適切な監督を行う義務が課されています。したがって、県域等子会社を禁止行為規制の対象に追加する必要は無いと考えます。 (NTT東日本)	
意見38 NTT東西の116窓口において、接続関連情報を基にした不適切な営業行為が継続的に生じているため、従前の措置内容の適性性及び妥当性について再検証すべき。	再意見38	考え方38
■ (ア) NTT 116 窓口におけるフレッツ光の営業 NTT 東西殿の 116 窓口において、NTT 東西殿が接続業務で取得している顧客情報を基にし、フレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業行為（以下、「116 勧誘」という。）について、これまで競争セーフガード制度等において、KDDI 株式会社殿や弊社共が指摘してきたところです。 NTT 東西殿は、116 勧誘の発生を防止するために一定の措置を講じているとしていますが、現に当該事象は継続的に生じており※1、問題は改善されていません。従って、現状の事後チェックとする遵守体制では本事案の防止ができていない以上、過去に実施したとされる設備利用部門からの接続情報の閲覧等を防止するシステム変更についてその実効性を見極める等、問題の発生を防止する措置内容の適正性及び妥当性を再検証すべきと考えます。その上で、更なる追加措置を講じることを含め、問題解消	■ DSL 事業者協議会、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社のご意見に賛同いたします。 また、勧誘等に関する営業的な問題が継続的に起こっている実情からファイアーウォールの運用の検証に留まらず、競争事業者更の意見を聴取し、効果の上がる追加措置についても改めて検討すべきと考えます。 (アットアイ) ■ NTT 東・西が実施した措置内容の適正性及び妥当性を再検証し、必要に応じてさらなる追加措置を講じるべきと考えます。 (KDDI) ■ 当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用を厳格に禁じており、研修等により、支店及び県域等子会社の社員等に徹底を図る等、適切な措置を講じております。	■ 総務省は、NTT 東西において、NTT 西日本に対する業務改善命令（平成 22 年 2 月）等を受け、同年 5 月に顧客情報管理システムの改修及び閲覧規制を実施し、116 窓口において接続関連情報を取り扱うことがないよう措置を講じていることについて報告を受けてきたところである。 また、一種指定事業者における接続関連情報の取扱いについては、平成 23 年の事業法改正により、接続関連情報を適正に管理するための体制を整備すること等が義務付けられたところであるが、NTT 東西において講じられた措置及びその実施状況については、事業法第 31 条第 7 項の規定に基づき平成 24 年 6 月に NTT 東西から報告を受け、総務省においては、講じられた措置及びその実施状況について検証を行い、また、必要に応じて講じられた措置内容の視認等を行ったところである。 これらの結果、NTT 東西において 116 窓口における接続関連情報を用いた営業活動の発

に向けて情報遮断等の遵守体制の是正がなされることを要望します。

※１ Yahoo!BBサポートセンターへ引越しのご連絡があったユーザに実施したアンケート結果

調査時期	2010年6月	2011年7月	2012年7月
回答総数	525件	312件	216件

Q1：116窓口にて電話回線移設の手続きをされた際に、ADSL事業者へ連絡するようにという案内を116窓口オペレータから受けましたか？（対象：全アンケート回答者対象）



Q2：その際に、「Yahoo!BB」という具体的な名前を116窓口オペレータが発言しましたか？
（対象：Q1で「利用中ADSL事業者への連絡案内があった」と回答した方）

・ また、業務改善計画（平成22年2月26日）に基づき、平成22年5月に顧客情報管理システムの改修及び閲覧規制により、116における他社DSLサービス情報の閲覧を規制する等、他事業者情報を利用した営業活動が不可となる措置を講じております。

・ このように、指摘のような不適切な営業が行われないための徹底した措置を既に講じていることから、新たな措置は不要であると考えます。

・ なお、フレッツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することがありますが、これはお客様利便確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。

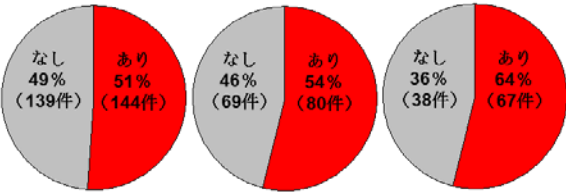
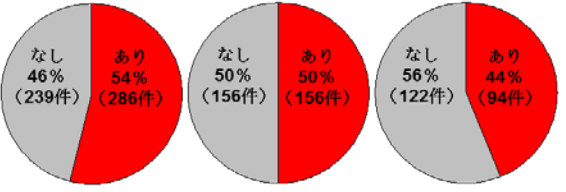
（NTT西日本）

■ 116窓口において接続関連情報を取り扱うことがないよう、厳格な体制を構築する観点から、当社は2010年3月に実施計画を策定し、この実施計画の内容に沿って、2010年5月に顧客情報管理システムにおいて接続関連情報の閲覧規制を実施し、当該措置が適正であることを監査において確認しています。したがって、これを再検証する必要はなく、更なる追加措置は不要と考えます。

・ なお、当社の116窓口において実施しているフレッツ光サービスの営業活動については、お客様の利便性確保の観点からお客様のお問合せ・ご要望にお応えして実施しているものであ

生を防止するための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない。

ただし、これらの措置が徹底されず、NTT東西の116窓口において他事業者の接続関連情報の目的外利用が行われた場合には、事業法第30条第3項第1号及び第31条第5項に抵触するおそれがあるため、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視していくこととする。

2010年6月 2011年7月 2012年7月  Q 3 : N T Tが提供しているインターネットサービス（フレッツ光）についての勧誘を受けましたか？（対象：全アンケート回答者対象） 2010年6月 2011年7月 2012年7月  （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	ることから、公正競争を阻害するものではありません。 （N T T 東日本）	
意見 3 9 「N T T I Dログインサービス」、 「N T T ネット決済」等のサービスは、グループ内の排他的業務に該当する疑いが強く、十分な検証を行うとともに、必要な措置を講じることが必要。また、N T Tグループの総合的な市場支配力に基づくルール導入を実施すべき。	再意見 3 9	考え方 3 9
■ （イ）「N T T I Dログインサービス」、 「N T T ネット決済」等、グループ内の排他的業務 「N T T I Dログインサービス」や「N T T ネット決済」は、サービス名称の通り、N T	■ 当社がN T T I Dログインサービスに提供している認証を行う仕組みや、N T T ネット決済に提供している料金回収代行サービス等は、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体とな	■ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「N T Tコミュニケーションズ」という。）によれば、同社が提供する「N T T I Dログインサービス」及び「N T T ネット決済」は、認証・決済基盤を広くオープンにコン

Tグループ以外の競争事業者とのサービス提携を想定しうるものではなく、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当する疑いが強いものと考えます。後述の一括請求の動きにもあるように、昨今、NTTグループの連携が益々強まっている状況をも踏まえると、総務省殿においては、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱していないか、当該サービスの検証を十分に行之、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ NTT東・西／NTTドコモのグループ内ID連携 禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ(NTTコミュニケーションズ、NTTレゾナント)と連携してシングルサインオンを提供することは、形式的には他社にもオープンになっているものの、競合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、実質的には禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務にあたると考えます。 さらに、NTT東・西のサービスが対象に加わった場合には、加入電話をレバレッジとしたグループドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害されるおそれがあると考えます。	った排他的業務」に該当する事実はありません。 (NTTドコモ) ■ 「NTT IDログインサービス」、「NTT ネット決済」は、認証・決済基盤を広くオープンにコンテンツプロバイダ等にご利用いただくものであり、特定の事業者について排他的な取り扱いを行うものではありません。 (NTTコミュニケーションズ) ■ NTTドコモが、NTTコミュニケーションズやNTTレゾナントといったグループ内の関係事業者のみと連携してシングルサインオンを提供することは、先般の意見で指摘したとおり、実質的には禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務にあたると考えます。さらに固定分野で圧倒的なシェアを有するNTT東・西が加わった場合、グループドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害される恐れがあります。 総合的な市場支配力を有するNTTグループの一体化が加速度的に進むことはNTT分離分割の趣旨に反し、公正競争上問題と考えます。総務省において、当該サービス等によってグループ内の排他的業務がなされていないか、検証を十分に行う必要があるものと考えます。 (KDDI)	テンツプロバイダ等に利用させるものであり、特定の事業者について排他的な取扱いを行うものではないとしている。また、NTTドコモによれば、同社が当該サービスに提供している認証を行う仕組みや料金回収代行サービス等は、他事業者からの要望がある場合には同様に提供を行っているものであり、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものではないとしている。以上の点を鑑みれば、現時点で、NTTグループ内の排他的な取扱いにより公正競争上の問題が発生しているという論拠があるとはいえない。 ただし、当該サービスに関して何らかの特典を付与する等の実態如何によっては、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を禁止する事業法第30条第3項第2号に抵触するおそれがあるため、その状況を引き続き注視していくこととする。 ■ NTTグループに係る規制の在り方に関する御意見については、考え方40のとおり。
---	---	---

本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるN T Tグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったN T Tグループの総合的な市場支配力を踏まえ、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として直ちに記載するべきと考えます。 また、N T Tグループの総合的な市場支配力についても、注視するだけではなく、それに基づくルールの導入を直ちに実施すべきと考えます。 (K D D I)		
意見40 ブロードバンドの利活用促進及び利用者利便の向上を図るために、現行の規制のうち時代にそぐわない規制は撤廃又は廃止すべき。	再意見40	考え方40
■ 当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、2011年11月30日施行の改正事業法及び同法施行規則についても、以下のとおり措置を講じていることから、公正競争上の問題は特段生じないものと考えております。 (1) すべての監督対象子会社において禁止行為に関する規程等を制定し、管理者の配置、研修の実施、点検の実施等の措置を実施。	■ 公正競争レビュー制度の運用について 競争事業者は、実際にあった事例をもとに問題提起を行っているため、指摘された事項全てを検証対象とし、疑念が払拭されない限りは、全ての事項を継続的に監視することが必要であります。 また、2007～2011年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してN T T東西殿が実施するとした措置について、実効性があった	■ 禁止行為等規制は、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争等に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないものとなるため、それを未然に防止する観点から規定されており、この観点から、一種指定事業者であるN T T東西及び二種指定事業者のうち市場支配力を有すると認められるN T Tドコモを禁止行為等規制の対象としているところである。

(2) 接続関連情報等の取り扱いに関する体制の整備等を実施。 ・ 設備部門の設置、並びに、兼務の禁止、及び、居室の分離。 ・ 接続関連情報を有するシステムにおける利用権限の管理、ログの記録・保存。 ・ 接続関連情報の取扱いに関する規程の制定、研修の実施。 ・ 当社設備部門が第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の設備の接続のために実施した手続の実施の経緯等の記録・保存及び当社設備部門が第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために当社設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯等の記録・保存。 ・ 設備部門とは独立した監視部門による、他の電気通信事業者との間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定によるものであること、及び、当社設備部門以外の部門の間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定に準ずるものであることの確認。 ・ 設備部門とは独立した監視部門による、設備部門における接続関連情報の取扱いに問題がないことの確認。 等 一方、現在 N T T グループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社または特定の他社の F T T	か、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必須です。 そのため、公正競争レビュー制度の実効性をさらに高める観点から、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みの導入を検討すべきと考えます。 ■ N T T グループに対する規制強化について N T T グループは、行為規制や N T T 再編時等の公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、N T T ファイナンス殿を通じた料金の請求・回収業務の統合等により、実質的にグループ連携を深めています。 また、N T T 東西殿は、公正競争環境を確保するために行われた N T T 再編の趣旨に反する形で、活用業務制度を利用し、なし崩し的に業務範囲を拡大しています。 このように、N T T グループが本来の規制の枠や N T T 再編の趣旨を逸脱して、自らの理屈によって事業範囲拡大やグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場における N T T シェアの高まりの主因でもあります。 以上のことから、真に公正競争環境を確保するためには、N T T グループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要と考えますので、次のように、行為規制や N T T 再編時等の公正競争要件の適用範囲拡大、規制内容のさらなる強化を	この禁止行為等規制を含む指定電気通信設備制度及び N T T 等に係る累次の公正競争要件については、ブロードバンド答申において示された方針に従い、本公正競争レビュー制度を通じて引き続きその遵守状況を検証すること等により、公正競争環境を担保していくことが適当である。 その上で、平成 26 年を目途として実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、N T T の在り方のほか、指定電気通信設備制度及び N T T 等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の見直しについても検討することとする。 ■ 公正競争レビューの運用に関する御意見については、考え方 1 のとおり。
--	---	---

H等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でNTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IP・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。 したがって、お客様利便を向上する観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。 (NTT東日本) ■ 【禁止行為規制等について】 ・ 当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平成23年11月30日に施行された改正事業法及び同法施行規則について、以下のとおり措置を講じております。 ①すべての監督対象子会社において禁止行為に関する規程等を制定し、責任者の配置、研修の実施、点検の実施等の措置を実施。 ②接続関連情報等の取り扱いに関する体制の整備等を実施。 ・ 設備部門の設置、並びに、兼務の禁止、及び、居室の分離。 ・ 接続関連情報を有するシステムにおける利用権限の管理、ログの記録・保存。 ・ 接続関連情報の取扱いに関する規程の制定、研修の実施。 ・ 当社設備部門が第一種指定電気通信設備と	行うべきと考えます。 ・ 資本関係のない委託会社・代理店等への規制適用 ・ グループドミナンスの排除のための行為規制の厳正化 ・ 活用業務制度の廃止 なお、NTT東西殿が指摘しているとおり、NTTグループ以外の「企業グループ」においても、自社グループ内のモバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、情報通信市場全体にグループドミナンスを拡大しつつあることから、NTTグループ以外のモバイル事業者に対しても、グループドミナンスを排除するための措置を講じることが重要と考えます。 (ケイ・オプティコム) ■ NTT東西殿は、「NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被る」、「NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件等が課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被る」と述べていますが、弊社共意見書で述べたとおり、本来公正競争に関わる規制は、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、公正	
--	--	--

他の電気通信事業者の設備の接続のために実施した手続の実施の経緯等の記録・保存及び当社設備部門が第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために当社設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯等の記録・保存。 ・ 設備部門とは独立した監視部門による、他の電気通信事業者との間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定によるものであること、及び、当社設備部門以外の部門の間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定に準ずるものであることの確認。 ・ 設備部門とは独立した監視部門による、設備部門における接続関連情報の取扱いに問題がないことの確認。 等 ・ むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向けて、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところです。現に、例えばＫＤＤＩ殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを開始しています。 ・ その一方で、ＮＴＴ東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行	な競争状況が維持されることによって、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するためにあるものです。従って、電気通信市場における規制を検討する際は、こうした広い視野に立った政策決定がなされるべきと考えます。 (ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ ＮＴＴ東・西は法令ガイドラインを遵守しているため、禁止行為規制を撤廃しても公正競争上の問題は生じないと主張していますが、規制を撤廃した場合、固定通信市場において約７割のシェアをもつＮＴＴ東・西と移動体通信市場において約５割のシェアをもつＮＴＴドコモのドミナント事業者同士による連携によってＮＴＴグループの一体化が一層進展する結果、市場独占化が進み、これまでの競争政策の成果によって得られたサービスの多様化や料金の低廉化が損なわれることとなります。 したがって、ＮＴＴ東・西に対する禁止行為規制は引き続き維持すべきです。 そもそも、これまで取られた措置等にかかるＮＴＴ東・西からの報告には、先般意見したとおり、以下に列記するような課題があると考えられますので、総務省においては、ＮＴＴ東・西に対して厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 ・ 監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れがある。 ・ 監督対象子会社との役員兼任は、事業法等	
---	--	--

為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、ＮＴＴグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・ したがって、全ての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約なく享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。 (ＮＴＴ西日本)	の規制を潜脱する恐れがある。 ・ 制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内容については、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿っているのか、また検証が厳格であったのか判断できない。 ・ 監査部門の被監査部門からの独立性が不明であり、組織の全体像を公表すべき。 ・ 監査は書面のみならず、立ち入り検査等も実施し、実効性を担保すべき。 ・ 再委託先についても研修や監査が厳格に行われるようにすべき。 ・ 接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができない。 ・ 設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間（及び開通要員の配置）の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータが、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断ができない。 ・ コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できない。 (ＫＤＤＩ)	
意見４１ ＮＴＴファイナンスへの料金業務の移管に関して、総務省における判断基準・検	再意見４１	考え方４１

証方法を公開するとともに、審議会等の公の場で議論すべき。		
■ N T Tファイナンスによるグループ各社の料金請求・回収業務の統合について 本年7月より、N T TファイナンスによってN T Tグループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されました。2月の報道発表以降、競争事業者からは、本施策が公正競争に与える影響は極めて大きいとして、実施延期や見直しを含む指導及び情報公開等を求めてきました。これを受けて、総務省も、3月23日にN T T東・西、N T Tドコモ、N T Tコミュニケーションズ、N T Tファイナンスに対して行政指導を行い、N T Tグループ各社に課せられているN T T法や事業法により課されている各種規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ当該措置の内容を実施前に報告することを要請していました。 6月28日に、競争事業者から総務大臣宛に提出した要望書に述べているとおり、N T Tグループ各社からの報告内容や、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果を公開して外部検証性を確保することや、審議会等の場において、競争事業者等の意見も踏まえた上で、十分に検証を重ねるべきであるとする要望書を提出しました。 N T Tグループ各社からの報告内容は公開されましたが、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果についての公開は、現時点では行われていません。ついてはこれらの	■ 株式会社ケイ・オプティコム、イー・アクセス株式会社、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、K D D I株式会社のご意見に賛同いたします。 例えば「N T T東西殿の料金をドコモショップで支払う」というような状況を考えると、N T Tドコモ殿は「N T Tファイナンスによる料金請求の統合」の効果により労せず集客できるという事になります。 このように、既に本業務は事実上グループ会社間の相互営業の手段として機能していると考えられますので、競争事業者の意見の聴取や審議会等での検証を直ちに実施すべきと考えます。(アットアイ) ■ 各社殿が指摘する通り、「N T Tファイナンス殿による料金請求・回収業務の統合」は、実質的なN T Tグループのリストラクチャリングであり、なし崩し的にグループの再統合、独占回帰に繋がる事例のため、これまでの移動体分離要件や、N T T再編、N T T法の趣旨を形骸化させるものと考えます。また、今後も同様の目的で業務統合施策が進められることは容易に推測されます。 従って、本事例はN T T組織問題の観点から、N T Tグループの規制フレームワークの再構築、及び明確化を図る必要があり、本制度及	■ N T Tグループの電気通信役務の料金等に係る業務をN T Tファイナンス株式会社（以下「N T Tファイナンス」という。）に移管することについては、総務省において日本電信電話株式会社（以下「N T T持株」という。）を通じ事実関係等につき確認を行い、平成24年3月23日付けで、N T T東日本、N T T西日本、N T Tコミュニケーションズ及びN T Tドコモ（以下「各事業会社」という。）並びにN T Tファイナンスに対し、日本電信電話株式会社法等に関する法律（昭和59律第85号。以下「N T T法」という。）によりN T T東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、又はN T Tファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請した。 総務省は、同年6月に各事業会社から当該要請に基づく報告を受け、上述の要請の趣旨を満たす措置が講じられているか否かの観点から、報告書の精査や、N T T持株や各事業会社等へのヒアリング（執務室及び顧客管理システム端末等の視認を含む。）を通じ、料金業務のN T Tファイナンスへの移管（同年7月1日）まで

公開と、審議会等の公の場における十分な検証を速やかに実施すべきと考えます。 なお、総務省はN T Tグループの料金請求・回収業務等の統合について条件を付しているものの、本施策によりN T Tグループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のあるN T Tグループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。 (K D D I)	び包括的検証の枠組みで、今後新たにN T Tグループの統合等に係る施策が実施される場合等も踏まえ、多角的に検証して頂く必要があると考えます。 加えて、上記のフレームワークに基づき、禁止行為規制や特定関係事業者制度等が実効的に機能するように見直すべきと考えます。 具体的には、「①禁止行為規制の対象となる基準が曖昧であること」、「②規制対象外である子会社や委託先等を通して反競争的行為を行うことが実質的に可能であること」の課題があるため、以下の通り見直しを行う必要があると考えます。 (ア) 該当基準の明確化 これまで競争セーフガード制度で注視事項とされた事例等をもとに、禁止行為の該当基準やその根拠を競争政策委員会等のオープンな場で議論し、例えば、ガイドライン等を策定して明確化を図る。 (イ) 市場環境や業務実態を踏まえた規制対象の見直し 市場環境の変化やN T Tグループの業務実態の変化を踏まえて、潜脱行為が行われている子会社や業務委託先を規制対象や監督対象に追加することを検討。 (イー・アクセス)	に、報告内容の妥当性等について確認した。これらの結果、上述の要請の趣旨を満たすための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない。 ただし、各社において、これらの措置が徹底されない場合、上述の規制等の趣旨に抵触又は潜脱するおそれがあるため、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視し、平成26年を目途として実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、N T Tの在り方のほか、指定電気通信設備制度及び累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の見直しについても検討することとする。 ■ 各事業会社からの報告内容や、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果を公開して外部検証性を確保すべきとの御意見については、総務省において、各事業会社からの報告内容をインターネット上に公表するとともに、平成24年8月、競争政策委員会の議題の1つとして取り上げられ、総務省より、要請の内容のほか、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果に関し、上述の確認内容について説明を行い、その妥当性等について同委員会で討議が行われたところである。 今後も引き続き、各事業会社からの報告内容について、総務省において公表していくが、各社に要請した措置が徹底されない場合等には、
--	---	--

	■ KDDI 殿、イー・アクセス殿、ケイ・オプティコム殿が述べているとおり、NTTグループの料金の請求・回収業務等の統合が公正競争に与える影響は極めて大きいものであることから、引き続き、公正競争確保の観点から、当該施策の実施自体の妥当性や実施する場合の条件（同等性等が確保され、不当な競争環境が惹起されてないか）の妥当性について、オープンな場で十分な時間をかけて検証していくことが必要と考えます。その際は、当然総務省殿の検証結果等を公開したうえで、判断基準・検証方法の妥当性について外部検証性を確保するとともに、個別の協議状況等に係る競争事業者の意見も聴取すべきと考えます。 （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ ご指摘の料金業務の見直しは、当社の通信サービス料金の請求・回収を効率的に実施するために、あくまで現行制度の枠内で業務運営体制を見直すものであり、公正競争にも十分配慮して実施しております。また本年3月、総務省から規制等の趣旨を確保する観点から講ずべき措置を要請されたことを踏まえ、6月に措置状況を報告しましたが、総務省の検証の結果、特段の問題は生じていないものと認識しております。 ・ なお、当社からNTTファイナンス社に対して、料金業務の移管についてポイント原資の補助は一切行っておりません。「t a b a l ポイ	必要に応じて、改めて公の場において検証を行うことが必要と考えられる。 ■ 禁止行為等規制の対象となる基準が曖昧であるため、該当基準の明確化が必要との御意見については、総務省は、共同ガイドラインにおいて、事業法上問題となる行為を類型化して例示することにより、当該規制の運用の透明化を図っており、平成24年4月には、ブロードバンド答申を踏まえ、規制の適用に当たり過剰な萎縮効果が働くことがないように、共同ガイドラインの見直しを実施し、運用の一層の透明化を図ったところである。 他方、実際の行為が事業法に基づく命令等の対象となるか否かは、事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに、総務省において判断するものである。 ■ なお、NTTグループに係る規制の在り方に関する御意見については、考え方40のとおり。
--	--	--

	ント」等ポイント還元の提供については、NTTファイナンス社の経営判断で行っているものと認識しております。 (NTTドコモ) ■ NTTファイナンスにおける通信サービス等料金の請求・回収業務に関しては、あくまで、お客さま利便の向上と通信サービス料金の請求、回収業務の効率化を目的として、業務運営体制を見直すものであり、総務省からの要請内容も踏まえて、必要な措置を講じた上で、適切に業務運営を実施しております。 (NTTコミュニケーションズ) ■ 本施策については、現行制度の枠内で、お客様利便の向上と通信サービス料金の請求・回収業務の効率化を目的として業務運営体制を見直すものであり、実施自体問題ないと考えます。 ・ また、当社は総務省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受け、必要な措置を報告し、これに従って適切な業務運営を行っているとともに、その状況は総務省に毎年度報告することから、更なる検証は不要と考えます。 (NTT西日本) ■ 本施策については、現行制度の枠内で、お客	
--	--	--

	様利便の向上と通信サービス料金の請求・回収業務の効率化を目的として業務運営体制を見直すものであり、実施自体問題無いと考えます。 ・ また、当社は総務省殿からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス殿へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号2012年3月23日）を受け、必要な措置を報告し、これに従って適切な業務運営を行っているとともに、その状況は総務省殿に毎年度報告することから、更なる検証は不要と考えます。 （NTT東日本）	
意見42 「くらし快適サービス NTT tabal」は、提供主体がNTTファイナンスであることを明示すべき。また、「tabalポイント」については、排他的なセット割引とならないよう調査を継続し、必要に応じて措置を講じるべき。	再意見42	考え方42
■ くらし快適サービス NTT tabalについて 本年7月より、NTTファイナンスが「くらし快適サービス NTT tabal」を開始しています。NTTグループの料金請求・回収業務に加え、他社の料金請求・回収業務を手掛けるサービスと推測されますが、ウェブサイト等からはサービスの詳細をうかがい知ることができません。本サービスはNTTブランドを前面に出してのお客様訴求となっており、子会社であるNTTファイナンスによる提供であること	■ ご指摘の料金業務の見直しは、当社の通信サービス料金の請求・回収を効率的に実施するために、あくまで現行制度の枠内で業務運営体制を見直すものであり、公正競争にも十分配慮して実施しております。また本年3月、総務省から規制等の趣旨を確保する観点から講ずべき措置を要請されたことを踏まえ、6月に措置状況を報告しましたが、総務省の検証の結果、特段の問題は生じていないものと認識しております。 ・ なお、当社からNTTファイナンス社に対し	■ NTTドコモによれば、同社からNTTファイナンスに対してポイント原資の補助は行っており、 「tabalポイント」等の特典付与については、NTTファイナンスの経営判断により行われているとしている。また、総務省において、NTT東西及びNTTコミュニケーションズに対して、ポイント原資の補助等、実質的に排他的な割引サービス等を行っていないかについて確認を行ったところ、各社ともNTTファイナンスに対するポイント原資の補助は行っていないとしている。

を明示すべきです。また、本サービスで付与される「t a b a l ポイント」は様々な景品と交換できるようですが、これが排他的な通信とのセット割引実施となることがないよう、注視するのみならず、調査を継続し、問題が見つければ必要な措置を講じるべきと考えます。 (K D D I)	て、料金業務の移管についてポイント原資の補助は一切行っておりません。「t a b a l ポイント」等ポイント還元の提供については、N T T ファイナンス社の経営判断で行っているものと認識しております。 (N T T ドコモ) ■ K D D I 殿が述べているとおり、「本サービスで付与される「t a b a l ポイント」は様々な景品と交換できるようですが、これが排他的な通信とのセット割引実施となることがないよう、注視するのみならず、調査を継続し、問題が見つければ必要な措置を講じるべき」と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	また、当該特典は、N T T ファイナンスの「くらし快適サービス N T T t a b a l」として提供されているものであるが、「くらし快適サービス N T T t a b a l」ウェブサイトに掲載されているとおり、N T T グループ以外の電気通信サービス等も組み合わせて提供されている。 以上の点を鑑みれば、現時点で、直ちに公正競争上問題があるものとまではいえない。 ただし、特典付与の方法等の実態如何によっては、平成24年3月の「N T T 東日本、N T T 西日本、N T T コミュニケーションズ及びN T T ドコモの電気通信役務の料金等に係る業務をN T T ファイナンスへ移管すること等に関する要請」におけるN T T 法及び事業法により各事業会社に課されている規制等の趣旨の確保の観点から問題となるおそれがあるとともに、 「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止する事業法第30条第3項第2号及び法第31条第2項第2号、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争要件」(以下「移動体分離の際の公正有効競争条件」という。)(2)並びに「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(以下「N T T の承継に関する基本方針」とい
--	---	---

		う。) (七)、(八) 及び(九) を潜脱するおそれがあるため、その状況を引き続き注視していくこととする。
意見 4 3 接続関連情報の管理徹底等について、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を引き続き講じるべき。	再意見 4 3	考え方 4 3
■ N T T 東・西による F T T H 販売に係る接続関連情報の利用 接続事業者は、N T T 東・西が保有するボトルネック設備に接続してサービス展開を図っています。接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為が N T T 東・西によって行われていることがないよう、昨年の電気通信事業法改正によって、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところですが、総務省は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を引き続き着実に講じるべきと考えます。 (K D D I)	■ K D D I 殿の指摘の通り、ボトルネック設備を有する N T T 東西殿が自社の F T T H 営業等に接続事業者の情報を利用することがないように、総務省殿は厳格な調査、検証を行うべきと考えます。 なお、接続情報の目的外利用は N T T 東西殿本体のみでなく、2 0 0 9 年の「N T T 西日本情報漏洩問題」のように、営業・設備管理の実行部隊である県域等子会社で発生する虞もあるため、県域等子会社を禁止行為規制の指定対象へ追加することも合わせて対応すべきと考えます。 (イー・アクセス) ■ K D D I 殿が述べている通り、接続情報を営業活動に流用するような違法行為は、決して許されるべきではありません。弊社共意見書においてもアンケート結果を示したところですが、昨年の電気通信事業法改正によって、接続関連情報の管理徹底等が規定されたにも係わらず、いまだに N T T 1 1 6 窓口において本来行ってはならないはずのフレッツ光の営業行為が継続して行われている状況です。そのため、総務省殿においては、当該問題の解決に向け、厳格な	■ 一種指定事業者における接続関連情報の取扱いについては、平成 2 3 年の事業法改正により、一種指定事業者に対し、一種指定設備の設置、管理及び運営等の業務を実施する設備部門を設置するとともに、設備部門から独立した監視部門を設置する等、接続関連情報を適正に管理するための体制を整備すること等が義務付けられたところである。 これを踏まえ、N T T 東西において講じられた措置及びその実施状況に関して、事業法第 3 1 条第 7 項及び事業法施行規則第 2 2 条の 8 に規定により、平成 2 4 年 6 月に N T T 東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省においては、当該報告の内容を公表するとともに、当該報告に基づき事業法施行規則第 2 2 条の 7 各号に掲げる要件を満たす体制の整備その他の措置が講じられているかの観点から検証を行い、また、必要に応じて講じられた措置内容の視認等を行った結果、禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。 ただし、上述の措置が徹底されない場合には、接続関連情報の目的外利用が行われ、公正

	調査検証及び是正措置を講じて頂くことが必要とを考えます。 (ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	競争環境を阻害するおそれがあることから、当該措置の徹底について、その状況を注視していくとともに、ＮＴＴ東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。 ■ ＮＴＴ東西の県域等子会社を禁止行為等規制の指定対象に追加することについては、考え方３７のとおり。 ■ ＮＴＴ東西の１１６窓口における営業活動については、考え方３８のとおり。
--	---	--

ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

意 見	再 意 見	考 え 方
意見４４ 公正競争環境を確保するために、ＮＴＴドコモ及びＮＴＴファイナンスをＮＴＴ東西の特定関係事業者に加えるべき。また、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等を行うことが必要。	再意見４４	考え方４４
■ 特定関係事業者制度の指定対象の見直し ＮＴＴグループ問題は、昨今ＩＰ化の進展やＬＴＥ等の登場による高速化等によりモバイルと固定が相互補完的なサービスとして価値向上が認められる点や、ＮＴＴグループ各社の業務の集約化が急速に進められている等の市場環境の変化を鑑みれば、事業領域を跨ぐ巨大な市場支配力の行使が今後一層懸念されます。 これら課題を解決するためには、累次の公正競争要件をＮＴＴグループの業務実態や市場環	■ ＫＤＤＩ殿、及びソフトバンク殿が指摘する、「ＮＴＴファイナンス殿による料金請求・回収業務の統合」や、「県域等子会社におけるＮＴＴドコモ殿の携帯電話の販売」の事例に見られるように、ＮＴＴグループ内での業務統合・営業連携が広がりつつあり、事業領域を跨いだ巨大な市場支配力の行使が懸念されます。 従って、特定関係事業者制度が、市場環境の変化やＮＴＴグループの業務実態に対応したドミナント規制として実効的に機能するよう、Ｎ	■ 事業法第３１条第１項及び第２項の規定は、一種指定事業者に対する事業法第３０条第３項に係る禁止行為等規制の適用のみによっては公正競争環境を十分に担保し得ないと考えられる一種指定事業者と密接な関係にある電気通信事業者と一種指定事業者との間における一定の反競争的行為について、それを未然に防止する観点から、当該電気通信事業者を一種指定事業者の特定関係事業者として指定し、両者の間に厳格なファイアウォールを設ける趣旨で規制を課

境の変化を反映するように再構築する必要がある、ＮＴＴコミュニケーションズ殿のみ指定対象とした特定関係事業者制度についても、公正競争レビュー制度（以下、本制度）の枠組みで課題整理、及び必要な措置の検討を行う必要があると考えます。 特に、ＮＴＴドコモ殿は、ＮＴＴ東西殿と共に指定電気通信設備を有し、双方の連携が公正競争環境に与える影響は非常に大きいため、早期に特定関係事業者指定すべきと考えます。（イー・アクセス） ■ 後述の統合請求等、ＮＴＴグループ企業や代理店を介した事業連携が加速度的に進展しています。当該事象等は、ＮＴＴ再編時の趣旨を形骸化させるものである一方、ＮＴＴ東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象であると認識しています。類似の事象を防止するルール策定の他、ＮＴＴの在り方の見直しを含む包括検証に当たっては、特定関係事業者制度が現状では十分に機能していないことを踏まえ、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等を行うことが必要と考えます。（ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ 特定関係事業者制度の趣旨は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイ	ＴＴドコモ殿や、県域等子会社を指定対象に追加すべきと考えます。（イー・アクセス） ■ ＮＴＴグループの一体化が進むことはＮＴＴ分離分割の趣旨に反し、公正競争上問題です。ＮＴＴグループにおける総合的な市場支配力に着目し、ＮＴＴグループ間で役員兼任や電気通信役務の販売業務の委託を禁じられているＮＴＴドコモやＮＴＴファイナンスについても、ＮＴＴコミュニケーションズ同様に特定関係事業者として規定すべきです。（ＫＤＤＩ） ■ 当社はこれまでも法令を遵守し、適時適切に業務を行っております。また、ＮＴＴファイナンスへの料金業務の移管については、総務省要請を踏まえ、公正競争にも十分配慮して実施しております。したがって、現段階で当社を特定関係事業者として指定する特段の必要性は存しないものと考えております。（ＮＴＴドコモ） ■ 電気通信分野においては、急速な技術革新を背景に新たなサービスやビジネスモデルが次々と創造されており、各事業者は固定とモバイル、コンテンツやアプリケーションを組み合わせお客様ニーズに対応しています。加えて、電気通信事業者以外の事業者も自在に通信サービス（電話、メール等）を提供する等、多	すものであり、現在、上述の趣旨を踏まえ、業務実態等を勘案の上、ＮＴＴコミュニケーションズをＮＴＴ東西の特定関係事業者として指定しているところである。 ＮＴＴ東西の特定関係事業者として指定する対象については、まずは本公正競争レビュー制度等の運用を通じ、事業法第３０条第３項に係る禁止行為等規制の適用のみによっては公正競争環境を十分に担保し得ないか否かを検証することが適当であるが、現時点においては、現行の指定対象を直ちに見直すまでの必要性は認められない。 また、電気通信事業者ではないＮＴＴファイナンス等については、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。 ただし、ＮＴＴグループの業務統合や連携については、その状況を引き続き注視し、平成２６年を目途として実施する包括的な検証において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、必要に応じ、禁止行為等規制の見直しについても検討することとする。 ■ ＮＴＴグループに係る規制の在り方に関する御意見については、考え方４０のとおり。
---	---	--

アーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在ＮＴＴコミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者であるＮＴＴ東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。 ＮＴＴ東・西等の料金請求・回収業務を統合したＮＴＴファイナンスについては、総務省の要請（平成２４年３月２３日付け）により、ＮＴＴ東・西との役員兼任や電気通信役務の販売業務の委託を禁じられており、また、ＮＴＴ東・西から料金請求関連業務の委託を受けています。 さらに、ＮＴＴドコモについても、ＮＴＴファイナンスとの間で同様に役員兼任や電気通信役務の販売業務の委託を禁じられています。このことから、ＮＴＴドコモについては、ＮＴＴコミュニケーションズ同様に特定関係事業者として規定すべきと考えます。 加えて、ＮＴＴファイナンスについても、電気通信事業者ではないものの、ＮＴＴグループにおける総合的な市場支配力に着目し、特定関係事業者として規定すべきと考えます。 （ＫＤＤＩ）	様な事業者の激しい競争によって市場は活性化しています。 このような変化の激しい市場において、事業者のたゆまぬ創意工夫や経営改革意欲を損なわないよう、公正競争の確保についても電話時代のボトルネック設備を前提とした事前規制から市場環境を的確に反映した事後規制に見直していく必要があると考えます。 とりわけ特定関係事業者制度については、禁止行為規制に加えて、ＮＴＴ東西と特定関係事業者間の役員兼任、取引条件を制限し、違反する行為が認められた場合は停止・変更を命ずることができるという極めて厳しい事前規制であることから、正当な事業活動としての創意工夫や改善努力を萎縮させ、結果としてお客様の利便を損なうことのないよう、その運用は抑制的であるべきであり、ＮＴＴグループ企業であること以外に明確な理由もなく、特定関係事業者制度の指定対象を拡大すべきではないと考えます。 （ＮＴＴ持株） ■ ＮＴＴファイナンスにおける通信サービス等料金の請求・回収業務に関しては、あくまで、お客さま利便の向上と通信サービス料金の請求、回収業務の効率化を目的として、業務運営体制を見直すものであり、総務省からの要請内容も踏まえて、必要な措置を講じた上で、適切に業務運営を実施しております。 また、弊社は、ＮＴＴ東日本・西日本とは個	
--	---	--

	別に家電量販店と代理店契約を締結した上で、独立して営業活動を実施しており、公正競争上の問題はないと認識しております。 (NTTコミュニケーションズ) ■ 当社は、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の継承に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、接続や取引条件等に関して、NTTドコモ殿等のNTTグループ各社に比して、他の電気通信事業者に不利な取扱いを行っておらず、公正競争上問題ないものと考えます。 ・ また、NTTファイナンス殿による通信サービス等料金の請求・回収業務の実施にあたっては、本年3月の総務省殿からの要請に対し報告した措置の内容を徹底し、公正競争の確保について、引き続き厳正に対処していく考えです。 ・ 以上のとおり、当社は、法令等を遵守した事業活動に向けた措置を既に講じていることから、特定関係事業者の拡大は必要無いと考えます。 ・ むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところであり、現に、例えば他社は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引く等固定とモバイル	
--	--	--

	ルを組み合わせた新たなサービスを提供している一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件等が課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・ したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。 (NTT西日本) ■ 当社は、従来事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、改正事業法によるさらなる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じていることから、公正競争上の問題は特段生じていないものと考えます。 ・ むしろ、NTTグループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社又は特定の他社のFTH等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でNTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NT	
--	--	--

	Tグループのお客様だけが不利益を被ることになり、I P・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。 したがって、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、電話時代を前提とした非対称規制の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直し又は撤廃していただきたいと考えます。 ・ また、公正競争レビュー制度に基づく検証及び包括的検証を行うにあたっては、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえた検証を行っていただく必要があると考えております。具体的には、F T T H、D S L、C A T V等のサービス毎の市場に閉じた検証を行うのではなく、固定通信・移動通信を一つとして捉えたF M C市場の検証や、そのF M C市場が個々の市場に与える影響、さらには、上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響について検証を行う等、現在の市場環境を捉えた検証を行う必要があるものと考えます。 ・ 加えて、2012年5月18日公表のブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果においては、政府が主体となったI C T利活用の促進策（予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等）の一例が紹介されていますが、公正競争レビュー制度の検証においては、政府の取り組みを紹介するだけでなく、その取り組みがI C	
--	--	--

	T利活用促進にどれだけ効果があったのか検証するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げた検証を行う必要があると考えます。 (NTT東日本)	
--	---	--

(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

意 見	再 意 見	考 え 方
意見45 業務委託先子会社等監督及び機能分離の運用状況に関する検証に当たっては、料金業務統合によりNTTグループ体化が既成事実化することは問題であるとの観点を踏まえて評価することが必要。	再意見45	考え方45
■ NTTファイナンス株式会社殿が本年7月1日より実施した、NTT東西殿、NTTドコモ殿、並びにNTTコミュニケーションズ殿の料金の請求・回収業務の統合については、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編を始めとする競争政策の流れを無視して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で、NTT法の趣旨に反する行為であり、本施策によりNTTグループ体化の動きが既成事実化することは問題であると考えます。 そのため、喫緊の対応として、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会等のオーパ	■ 株式会社ケイ・オプティコム、イー・アクセス株式会社、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社のご意見に賛同いたします。 例えば「NTT東西殿の料金をドコモショップで支払う」というような状況を考えてみると、NTTドコモ殿は「NTTファイナンスによる料金請求の統合」の効果により労せず集客できるという事になります。 このように、既に本業務は事実上グループ会社間の相互営業の手段として機能していると考えられますので、競争事業者の意見の聴取や審	■ NTTグループにおける料金業務の移管については、考え方41のとおり。 ■ なお、業務委託先子会社等監督及び機能分離の運用状況については、NTTグループにおける料金業務の移管に係る問題点を踏まえた検証を行うものではなく、NTT東西において講じられている措置が電気通信事業法令を遵守しているか否かの観点から検証を行うものである。

んな場において今後の公正競争確保の観点から十分な調査審議を行い、必要な措置を講じることに加えて、定期的・永続的に検証を行うことが必要であると考えます。 少なくとも、料金の請求・回収業務を梃子とした共同営業行為（ＮＴＴグループのサービスのセット販売やポイント等の特典制度等）がなされないよう厳正に措置いただくことが必須であり、業務委託先子会社等監督の運用状況、および機能分離の運用状況に関する検証にあたっては、上記の観点を踏まえた上で評価いただくことが必要と考えます。 （ケイ・オプティコム）	議会等での検証を直ちに実施すべきと考えます。 （アットアイ） ■ 各社殿が指摘する通り、「ＮＴＴファイナンス殿による料金請求・回収業務の統合」は、実質的なＮＴＴグループのリストラクチャリングであり、なし崩し的にグループの再統合、独占回帰に繋がる事例のため、これまでの移動体分離要件や、ＮＴＴ再編、ＮＴＴ法の趣旨を形骸化させるものと考えます。また、今後も同様の目的で業務統合施策が進められることは容易に推測されます。 従って、本事例はＮＴＴ組織問題の観点から、ＮＴＴグループの規制フレームワークの再構築、及び明確化を図る必要があり、本制度及び包括的検証の枠組みで、今後新たにＮＴＴグループの統合等に係る施策が実施される場合等も踏まえ、多角的に検証して頂く必要があると考えます。 加えて、上記のフレームワークに基づき、禁止行為規制や特定関係事業者制度等が実効的に機能するように見直すべきと考えます。 具体的には、「①禁止行為規制の対象となる基準が曖昧であること」、「②規制対象外である子会社や委託先等を通して反競争的行為を行うことが実質的に可能であること」の課題があるため、以下の通り見直しを行う必要があると考えます。 （ア）該当基準の明確化	
--	--	--

	これまで競争セーフガード制度で注視事項とされた事例等をもとに、禁止行為の該当基準やその根拠を競争政策委員会等のオープンな場で議論し、例えば、ガイドライン等を策定して明確化を図る。 (イ) 市場環境や業務実態を踏まえた規制対象の見直し 市場環境の変化やＮＴＴグループの業務実態の変化を踏まえて、潜脱行為が行われている子会社や業務委託先を規制対象や監督対象に追加することを検討。 (イー・アクセス) ■ ＫＤＤＩ殿、イー・アクセス殿、ケイ・オプティコム殿が述べているとおり、ＮＴＴグループの料金の請求・回収業務等の統合が公正競争に与える影響は極めて大きいものであることから、引き続き、公正競争確保の観点から、当該施策の実施自体の妥当性や実施する場合の条件（同等性等が確保され、不当な競争環境が惹起されてないか）の妥当性について、オープンな場で十分な時間をかけて検証していくことが必要と考えます。その際は、当然総務省殿の検証結果等を公開したうえで、判断基準・検証方法の妥当性について外部検証性を確保するとともに、個別の協議状況等に係る競争事業者の意見も聴取すべきと考えます。 (ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
--	---	--

	■ N T Tグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やN T T再編を始めとする競争政策の流れを無視して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で、N T T法の趣旨に反する行為であり、本施策によりN T Tグループ一体化の動きが既成事実化することは問題です。 また、N T Tグループ各社は本施策についてお客様の利便性向上のためであることを強調していますが、ドミナント事業者同士の連携によって、競争事業者の事業活動が困難となつては、却って良質・廉価なサービスが市場に提供されなくなり、長期的には消費者の不利益につながるおそれがあると考えます。 (K D D I) ■ ご指摘の料金業務の見直しは、当社の通信サービス料金の請求・回収を効率的に実施するために、あくまで現行制度の枠内で業務運営体制を見直すものであり、公正競争にも十分配慮して実施しております。また本年3月、総務省から規制等の趣旨を確保する観点から講ずべき措置を要請されたことを踏まえ、6月に措置状況を報告しましたが、総務省の検証の結果、特段の問題は生じていないものと認識しております。 ・ なお、当社からN T Tファイナンス社に対して、料金業務の移管についてポイント原資の補助は一切行っておりません。「t a b a l ポイ	
--	---	--

	ント」等ポイント還元の提供については、NTTファイナンス社の経営判断で行っているものと認識しております。 (NTTドコモ) ■ NTTファイナンスにおける通信サービス等料金の請求・回収業務に関しては、あくまで、お客さま利便の向上と通信サービス料金の請求、回収業務の効率化を目的として、業務運営体制を見直すものであり、総務省からの要請内容も踏まえて、必要な措置を講じた上で、適切に業務運営を実施しております。 (NTTコミュニケーションズ) ■ 本施策については、現行制度の枠内で、お客様利便の向上と通信サービス料金の請求・回収業務の効率化を目的として業務運営体制を見直すものであり、実施自体問題ないと考えます。 ・ また、当社は総務省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受け、必要な措置を報告し、これに従って適切な業務運営を行っているとともに、その状況は総務省に毎年度報告することから、更なる検証は不要と考えます。 (NTT西日本) ■ 本施策については、現行制度の枠内で、お客	
--	--	--

	様利便の向上と通信サービス料金の請求・回収業務の効率化を目的として業務運営体制を見直すものであり、実施自体問題無いと考えます。 ・ また、当社は総務省殿からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をＮＴＴファイナンス殿へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第３２号２０１２年３月２３日）を受け、必要な措置を報告し、これに従って適切な業務運営を行っているとともに、その状況は総務省殿に毎年度報告することから、更なる検証は不要と考えます。 （ＮＴＴ東日本）	
意見４６ 禁止行為規定遵守措置等報告書に関して、総務省における情報開示が不十分であり、運用状況や監査の妥当性等について外部検証性が十分に確保出来ていない。	再意見４６	考え方４６
■ 運用状況における外部検証性の確保 ２０１２年６月２９日付でＮＴＴ東西殿より、「禁止行為規定遵守措置等報告書」（以下、禁止行為規定報告書）が提出され、業務委託先子会社等監督、及び機能分離の運用状況が示されておりますが、例えば、以下の情報はその大半が一般開示されておらず、これらの運用状況や監査の妥当性等については、外部検証性が十分に確保出来ておりません。 ＜一般開示されていない主な情報＞ 別添資料２の「業務毎の委託額」 別添資料５の「役員兼任者の役職」 別添資料８の「接続関連情報の適正な取扱い等	■ イー・アクセス殿、テレサ協殿が述べているとおり、業務委託先子会社等監督、及び機能分離の運用状況については、外部検証性が十分に確保されていないため、「禁止行為規定遵守措置等報告書」の更なる内容の公開はもちろんのこと、機能分離の運用状況に関する検証結果またはその途中の状況について、広く情報が公開されるべきと考えます。 なお、テレサ協殿が述べているとおり、機能分離の「結果としてＮＧＮのアンバンドル化も実現せず、ＮＧＮの利活用促進も図られているとは言えません」ので、総務省殿においては、「光の道」構想が実現可能か、また機能分離が	■ 事業法第３１条第３項の規定の遵守のためにＮＴＴ東西が講じた措置及びその実施状況については、同条第７項及び事業法施行規則第２２条の８の規定により、平成２４年６月にＮＴＴ東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省においては、報告された事項のうち、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表しているところであり、これにより、ＮＴＴ東西が講じた措置についての外部からの客観的な検証可能性を担保している。

に関する規程」 等 従って、総務省殿においては、禁止行為規定報告書の内容を全て公表頂くことや、N T T 東西殿とは独立した第三者機関による監査を導入する等の対応を検討頂く必要があると考えます。 また、本制度の検証では、単に禁止行為規定報告書の内容確認のみに留まらず、2014年度の包括的検証を見据えて、制度上の課題整理を行い、例えば、以下で示した「監督規制対象の拡大」や「インプットの同等性の確保」といった更なる措置の検討等も実施頂くべきと考えます。 (イー・アクセス)	サービス競争等を十分に促進させる措置となっているかについて、十分に検証すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 業務毎の委託額、役員兼任者の役職、接続関連情報の適正な取り扱い等に関する規程については、当社の経営情報や業務運営上のノウハウにあたるものであり、経営上の秘密に属する情報であるとともに、公開により情報セキュリティ上の懸念もあるため、公開は適切で無いと考えます。 - 禁止行為規定報告書については、毎年度総務大臣に報告するとともに、経営上の秘密に属する情報等を除き公開されており、検証の客観性は担保されていると考えます。したがって、第三者機関による監査を導入する必要は無いと考えます。 (N T T 西日本) ■ 禁止行為規定遵守措置等報告書は、総務省殿により公表されており、改正電気通信事業法及び同施行規則に基づき、当社が公正競争の確保のために取り組んでいる内容について、接続事業者は確認できるものと考えます。 「第三者による監査を導入することを検討する必要がある」との意見については、当社は、改正電気通信事業法及び同施行規則に基づき、 (1) 業務委託先子会社に対する監督、	また、事業法施行規則第22条の7第5号、第11号及び第12号の規定により、N T T 東西に対し、接続関連情報の管理の用に供するシステムを使用した者に係る情報や、他の事業者との間において実施した手続の実施の経緯等を記録させることとしており、仮に上述の報告の結果に疑義があれば立入検査等による確認を行い得ることに加え、当該報告について虚偽の報告をした場合には罰則が科されるものであることから、これらの規定により、監視部門による監視の適正性及び実効性は基本的には確保されるものと考えられる。 加えて、総務省において、N T T 東西が講じた措置及びその実施状況に関し、N T T 東西からの報告に基づき厳格に検証を行うとともに、必要に応じて講じられた措置内容の確認(視認等を含む。)を行っていることにも鑑みれば、直ちに第三者機関による監査等の措置を導入するまでの必要性はないものと考えられる。 なお、N T T 東西が講じた措置及びその実施状況に関して、N T T 東西からの報告等により、総務省が行った検証の具体的な内容は、考え方48のとおり。
---	---	--

	(2) 接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備 その他必要な措置 に係る措置を講じるとともに、(1)については当社監査部門によって、(2)について監視部門によって、適正に運用されていることを確認しています。加えて、改正電気通信事業法の第31条第7項において、(1)、(2)の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況について、NTT東西は毎年総務大臣に報告することとされていることから、当該措置及び実施状況については総務省殿において検証できる状況にあり、第三者による監査を導入する等の措置は不要と考えます。 ・ なお、委託額、役員兼任等の今回公表されていない情報については経営上の秘密に該当する情報であるため、公表すべきではないと考えます。また、接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程については、会社内を運営するための事項を明文化したものであることから、これを一般に公表することは馴染まないと考えます。 (NTT東日本)	
意見47 監督対象子会社からの再委託先、再々委託先等を通じて反競争的行為が行われるおそれがあるため、再委託先等についても、監督対象に追加すべき。	再意見47	考え方47
■ 監督規制対象の拡大（再委託先、再々委託先等）	■ イー・アクセス殿の述べているとおり、「監督対象子会社のほぼ全てが再委託となってお	■ 事業法施行規則第22条の8第2号イ(3)の規定により、一種指定事業者に対

禁止行為規定報告書の別添資料３の「監督対象子会社の業務再委託の有無」の内容からは、大半の監督対象子会社がＮＴＴ東西殿からの委託業務を再委託していることが分かります。 しかしながら、現行の監督規制の対象にこれら再委託先は含まれていないことから、再委託先や、再々委託先等を通して接続情報の目的外利用や、排他的な一体営業等の反競争的行為が行われる虞があり、結果として、監督規制が形骸化することが懸念されます。 従って、監督対象子会社による業務の再委託が定常化していることを考慮して、再委託先等も監督対象に追加すべきと考えます。 (イー・アクセス)	り、潜脱行為が行われるおそれ」があることから、再委託先等も監督対象に追加すべきと考えます。 (ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 再委託先、再々委託先等を通じた脱法的なＮＴＴグループ間の情報連携やＮＴＴグループ一体営業がなされることがないよう、規制の在り方の検討が必要と考えます。 (ＫＤＤＩ) ■ 当社は、監督対象子会社が当社からの受託業務の再委託を行う場合は、再委託先の選定等について当社の承諾を義務付ける等、再委託先を通じて反競争的行為が行われないための措置を講じており、再委託先を監督対象に追加すべき等の措置は必要無いと考えます。 また、委託先子会社に対する監督義務については、国会審議等における考え方を踏まえると、他の電気通信事業者に対する規制のバランスや資本関係を通じた指揮命令系統が存在しない場合の監督規制に関する実効性を総合的に勘案し、私企業に対する規制を必要最低限のものとし、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から法制化されたものと認識しており、その観点からも、現行以上に対象範囲を拡大する必要は無いと考えます。 (ＮＴＴ西日本)	し、監督対象子会社における再委託の有無を総務大臣へ報告することを義務付けており、総務省においては、再委託の有無に応じ、例えば、当該子会社に対する委託契約の内容、再委託に係る規定等の確認を通じて、当該子会社に対する必要かつ適切な監督が行われているか否かについて検証し、必要に応じて措置を講ずることが可能である。 この点、総務省は、事業法第３１条第７項及び事業法施行規則第２２条の８の規定による平成２４年６月のＮＴＴ東西からの報告等により、ＮＴＴ東西の監督対象子会社が再委託先の選定・変更を行うに当たっては、禁止行為の禁止徹底の適正な管理、運営ができることを要件としているとともに、ＮＴＴ東西の承諾を義務付けている等、再委託先において禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認しているところであり、直ちに再委託先等を監督対象に追加するまでの必要性は認められない。
--	---	---

	■ 「監督対象子会社からの再委託に関して調査、検証及び措置を講じるべき」、「再委託先を監督対象に追加すべき」とありますが、子会社等に業務を委託する場合、当該委託業務については当社がお客様への提供責任を負うことから、委託先会社が業務を再委託する場合においても、子会社を通じて当社が監督の義務を負っています。 また、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、監督対象子会社に対しては再委託先の選定又は変更に際して当社の承諾を義務付け、すべての委託契約について当該承諾を実施していることから、既に現在の委託契約において公正競争は遵守されているものと考えており、更なる調査、検証及び措置並びに監督対象への追加は不要と考えます。 ・ なお、改正電気通信事業法第31条第3項の趣旨は、NTT東西の業務の大半が委託されているのが子会社であることから、NTT東西が議決権の過半数を有する子会社を対象として、NTT東西が「電気通信業務又はこれに付随する業務」を委託した子会社において禁止行為が行われないよう、適切な監督を義務付けられたものと理解しております。 当該監督義務は、他の電気通信事業者に対する規制とのバランスや資本関係を通じた指揮命令系統による監督規制の実効性を総合的に勘案し、私企業に対する規制を必要最低限とするとともに、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から、法制化されたものと認識してお	
--	---	--

	り、現行以上に対象範囲を拡大する必要は無いと 考えます。 (NTT東日本)	
意見４８ 総務省は、禁止行為規定遵守措置等 報告書に認められる課題について、厳格な調 査・検証及びそれに基づく是正措置を講ずる べき。	再意見４８	考え方４８
■ <全般について> NTT東西殿における機能分離等の措置は、 2015年頃を目途に全ての世帯における超高 速ブロードバンドサービス利用を実現する「光 の道」構想の実現のため、サービス競争の促進 等の観点から導入された施策であると理解して います。従って、総務省殿においては、「光の 道」構想が実現可能か、また機能分離がサー ビス競争等を十分に促進させる措置となってい るかについて、超高速ブロードバンドサービスの 利用率や市場シェア等の推移も含め、十分に検 証すべきと考えます。 <NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置報告につ いて> NTT東西殿が2012年6月29日に総務 大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置報告 書については、主に以下の点が問題と考えま す。従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏ま え、NTT東西殿に対する追加調査を実施した うえで、問題が生じるおそれがあるものにつ いては、必要な措置を講じるべきと考えます。ま た、現在当該報告書において非公表となってい	■ KDDI殿、及びソフトバンク殿が指摘され ているように、業務委託先子会社からの再委託 が常態化しておりますが、再委託先は現行規制 の対象外であるため、接続情報の目的外利用や 業務範囲を跨いだ排他的な営業連携など禁止行 為規制に抵触する事態を看過する虞があると思 えます。 従って、NTTにおけるグループ内連携が拡 大している状況も考慮の上、公正競争環境を確 保する観点から、業務委託先子会社の再委託先 等も監督対象に含めることが必要と考えます。 (イー・アクセス) ■ NTT東西殿の報告には、KDDI殿の述べ るような課題があるため、総務大臣殿は、当該 問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調 査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあ るものについては、必要な措置を講じるべきと 考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソ フトバンクモバイル) ■ 「光の道」構想の実現に向けては、競争を通	■ 事業法第31条第3項の規定の遵守のため にNTT東西が講じた措置及びその実施状況 については、同条第7項及び事業法施行規則 第22条の8の規定により、平成24年6月 にNTT東西から総務大臣に対して、その具 体的な内容が報告されており、総務省におい ては、報告された事項のうち、公にすること により、特定の者の権利、競争上の地位その 他正当な利益を害するおそれがあると認めら れる情報を除き、全てを公表しているところ であり、これにより、NTT東西が講じた措 置についての外部からの客観的な検証可能性 を担保している。 ■ 監督対象子会社等による受託業務の再委託 については、考え方47のとおり。 ■ 監督対象子会社等の役員の兼任について は、一種指定事業者の役職員が監督対象子会 社の役員を兼ねているか否かにより当該子会 社に対する監督の徹底の程度が異なることが 想定され、適正と考えられる監督の内容が変 わり得ると考えられるため、事業法施行規則

る情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 1. 電気通信事業法第31条第3項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (3) ・ 監督対象子会社のほぼ全てが再委託となっており、潜脱行為が行われるおそれ ロ. (2) ・ 集合研修やeラーニングの内容が公開されておらず、十分な研修内容になっていないおそれ ・ 事前確認・事後点検の手法が不明確であり、仮に書面のみで実施され、立入検査等、実際の監査は実施されていないとすれば不十分 ・ 再委託先の監督の方法が不明確であり、十分な監査が行われないおそれ 2. 電気通信事業法第31条第5項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (1) ・ 組織体系の報告が、設備部門のみの掲載となっており、他部門も全て掲載しなければ、組織の妥当性について検証不可能 ・ 新旧でどのように変わったか、不明であり、十分な対処になっているか確認不能	じた技術革新や新たなサービスの成果が国民にもたらされるよう、これまで機能してきた設備競争を損なわないことに留意しながら、サービス競争をバランスよく組み合わせて競争を促進していく必要があります。その点は前提としつつ、現行の機能分離措置によって設備競争を維持しながらもN T T東・西が保有するボトルネック設備の利用等における競争事業者との同等性が十分に確保されているかについて十分に検証すべきと考えます。 (K D D I) ■ 当社は、監督対象子会社が当社からの受託業務の再委託を行う場合は、再委託先の選定等について当社の承諾を義務付ける等、再委託先を通じて反競争的行為が行われないための措置を講じており、再委託先を監督対象に追加すべき等の措置は必要無いと考えます。 ・ また、委託先子会社に対する監督義務については、国会審議等における考え方を踏まえると、他の電気通信事業者に対する規制のバランスや資本関係を通じた指揮命令系統が存在しない場合の監督規制に関する実効性を総合的に勘案し、私企業に対する規制を必要最低限のものとし、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から法制化されたものと認識しており、その観点からも、現行以上に対象範囲を拡大する必要は無いと考えます。 (N T T西日本)	第22条の8第2号イ(5)の規定により、一種指定事業者に対し、自己の役職員が監督対象子会社の役員を兼ねている場合の役職について総務大臣へ報告することを求めているところである。 この点、総務省においては、N T T東西が講じた措置及びその実施状況に関し、N T T東西からの報告に基づき厳格に検証を行うとともに、講じられた措置内容の確認を行い、役員の兼任がある監督対象子会社においても、それぞれにおいて禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。 ■ マニュアル及び研修教材等については、総務省において、N T T東西からの報告書に記載された事項を踏まえ、マニュアル及び研修教材等を視認しており、監督対象子会社等によって禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。 ■ 監督対象子会社等に対する事前確認及び事後検査並びに監査部門による監査については、総務省において、N T T東西からの報告書に記載された事項等に基づき、監督対象子会社による事前確認及び自主点検が行われていること、監督対象子会社等及びN T T東西において、「電気通信業務又はこれに付随す
--	---	--

(4) ・情報セキュリティ推進部の部門名が公表されておらず、利用部門に存在しているおそれ 二. ・本規程は、具体的にどのようなファイアウォールを置いているかを確認する項目であるにも係らず、一切の公開がなされていないことから、十分な外部検証性が確保されていない へ. (6) ・接続関連情報を居室から持出すことは、原則禁止されていない。仮に、持ち出しを許可する場合は、その条件が限定列挙されていない ト. 及びチ(1) ・本項目においては、「手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件」等を求められているのにも係らず、納期にのみ着目したものとなっており、開示情報、手続き手順、使用システム等が報告対象となっていないため、インプットの同等性の検証には不十分 ・納期に係る平均日数は公表に資するデータであるにも係らず、公開されていないことから、接続約款等の納期内であっても、接続事業者とNTT東西利用部門で日数に差異があるかどうか等、同等性の外部検証が不可能 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソ	■ 監督対象子会社との役員兼任が規制を潜脱するとの意見の趣旨は必ずしも明確ではありませんが、当社は、子会社への業務委託を通じて、業務の効率化やコスト削減等を実現しており、役員兼任は当該委託業務をNTT西日本として責任を持って遂行するためのマネジメントの一方策として実施しているものです。 ・なお、子会社への業務委託にあたっては、従来より、他事業者情報・お客様情報の適切な取扱いや目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じております。また、電気通信事業法の改正を踏まえ、子会社において反競争的行為が行われる事が無いよう、禁止行為防止に関する責任者の設置、覚書の締結、社内規程の制定、社員研修や点検・監査の実施等、子会社監督のための適切な措置を講じており、公正競争上の問題はございません。 (NTT西日本) ■ 研修については、公正競争確保、禁止行為防止のための基本的知識、遵守すべきポイント等を主な内容とし、具体的事例を含めて受講者の能動的な理解を促進する形式となっており、同時に、監督対象子会社において受託業務に従事する全ての社員等に対して研修を実施していることから、監督対象子会社において公正競争条件の遵守が徹底されるために十分な内容となっております。 ・マニュアルや研修教材については、当社の業	る業務」を受委託している当事者とは別の組織により書面、実地による監査が行われていることを確認しているところである。 ■ ただし、NTT東西において上述の措置が徹底されない場合には、監督対象子会社等において禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われ、公正競争環境を阻害するおそれがあることから、当該措置の徹底について、その状況を注視していくとともに、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。
--	--	---

フトバンクモバイル) ■ NTT東・西からの報告には、以下に列記するような課題があると考えられますので、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきです。 ・監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れがある。 ・監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがある。 ・制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内容については、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿っているのか、また検証が厳格であったのか判断できない。 ・監査部門の被監査部門からの独立性が不明であり、組織の全体像を公表すべき。 ・監査は書面のみならず、立ち入り検査等も実施し、実効性を担保すべき。 ・再委託先についても研修や監査が厳格に行われるようにすべき。 ・接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができない。 ・設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間（及び開通要員の配置）の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利	務に係る内容が記載されており、経営上の秘密に属する情報であるため、公開は適切で無いと考えます。 (NTT西日本) ■ 点検・監査については、書面、実地の手法を組み合わせ実施しており、網羅性、客観性等に配慮した、公正競争条件の遵守状況のチェックに十分な内容となっております。 ・監査については、第一種指定電気通信設備の設置・管理・運営の業務を行う組織や当社のサービスを販売する業務を行う組織等とは別であって、専ら監査業務を実施する専任の部署により実施しており、その客観性は担保されていることから、追加調査等新たな措置は必要無いと考えます。 (NTT西日本) ■ 業務毎の委託額、役員兼任者の役職、接続関連情報の適正な取り扱い等に関する規程については、当社の経営情報や業務運営上のノウハウにあたるものであり、経営上の秘密に属する情報であるとともに、公開により情報セキュリティ上の懸念もあるため、公開は適切で無いと考えます。 ・禁止行為規定報告書については、毎年度総務大臣に報告するとともに、経営上の秘密に属する情報等を除き公開されており、検証の客観性は担保されていると考えます。したがって、第三者機関による監査を導入する必要は無いと考	
--	--	--

用部門と競争事業者のデータが、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断ができない。 ・コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できない。 (KDDI)	えます。 (NTT西日本) ■ 「監督対象子会社からの再委託に関して調査、検証及び措置を講じるべき」、「再委託先を監督対象に追加すべき」とありますが、子会社等に業務を委託する場合、当該委託業務については当社がお客様への提供責任を負うことから、委託先会社が業務を再委託する場合においても、子会社を通じて当社が監督の義務を負っています。 また、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、監督対象子会社に対しては再委託先の選定又は変更に際して当社の承諾を義務付け、すべての委託契約について当該承諾を実施していることから、既に現在の委託契約において公正競争は遵守されているものと考えており、更なる調査、検証及び措置並びに監督対象への追加は不要と考えます。 ・ なお、改正電気通信事業法第31条第3項の趣旨は、NTT東西の業務の大半が委託されているのが子会社であることから、NTT東西が議決権の過半数を有する子会社を対象として、NTT東西が「電気通信業務又はこれに付随する業務」を委託した子会社において禁止行為が行われないよう、適切な監督を義務付けられたものと理解しております。 当該監督義務は、他の電気通信事業者に対する規制とのバランスや資本関係を通じた指揮命令系統による監督規制の実効性を総合的に勘案	
--	---	--

	し、私企業に対する規制を必要最低限とするとともに、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から、法制化されたものと認識しており、現行以上に対象範囲を拡大する必要は無いと考えます。 (NTT東日本) ■ 「監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがある」とありますが、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、当社は当該子会社監督規定を遵守するため、監督対象子会社との間で禁止行為に関する合意書を締結し、当該合意に基づき、禁止行為に関する規程等をすべての監督対象子会社において制定させるとともに、当該規程に定めている措置を履行しているかについて当社監査部門による監査を行う等、監督対象子会社において禁止行為が行われないよう適切に監督をしていることから、監督対象子会社との役員兼任によって公正競争上の問題が生じることはないものと考えます。 ・ むしろ、監督対象子会社との役員兼任によって、改正電気通信事業法第31条第3項に規定されている子会社監督の実効性が高まるものと考えます。 (NTT東日本) ■ 監督対象子会社において実施した研修の内容は、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、公正競争の確保及び禁止行為の防止の	
--	--	--

	ための基礎的知識、遵守すべきポイント、具体的事例としています。当該事例については質問形式で回答するような要素を盛り込む等、受講者の理解が深まるような工夫をこらしたものとしています。 - また、当該研修については、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、監督対象子会社において委託業務に従事する社員等のすべての研修対象者に対して研修を実施させています。 - 公正競争マニュアルについては、上記の研修の内容をマニュアルとして明文化したものであり、社員等が常に参照できる状態にしています。 - これらの研修及び公正競争マニュアルの内容の詳細については、総務省殿の求めに応じて提出していることから、総務省殿において検証を実施できる状況になっており、これを一般に公開する必要は無いものと考えます。 (N T T 東日本) ■ 禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、監督対象子会社に関する監査については、それぞれの監督対象子会社の監査部門による監査、当社の監査部門（業務監査室）による監査の二つを実施しており、当社の「電気通信業務又はこれに付随する業務」に係る委託業務を実施している当事者以外の専ら業務監査を実施している組織により、監査を実施しています。	
--	---	--

	- また、当該監査は、監査部門がリスク・マネジメントやガバナンスの有効性について評価する観点から監査対象や方法を定め、書面による監査、実地による監査を行っていることから、公正競争を遵守する上で必要な監査体制は確保されており、更なる調査、検証及び措置は不要と考えます。 (NTT東日本) ■ 禁止行為規定遵守措置等報告書は、総務省殿により公表されており、改正電気通信事業法及び同施行規則に基づき、当社が公正競争の確保のために取り組んでいる内容について、接続事業者は確認できるものと考えます。 「第三者による監査を導入することを検討する必要がある」との意見については、当社は、改正電気通信事業法及び同施行規則に基づき、 (1) 業務委託先子会社に対する監督、 (2) 接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置 に係る措置を講じるとともに、(1)については当社監査部門によって、(2)について監視部門によって、適正に運用されていることを確認しています。加えて、改正電気通信事業法の第31条第7項において、(1)、(2)の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況について、NTT東西は毎年総務大臣に報告することとされていることから、当該措置及び	
--	--	--

	実施状況については総務省殿において検証できる状況にあり、第三者による監査を導入する等の措置は不要と考えます。 ・ なお、委託額、役員兼任等の今回公表されていない情報については経営上の秘密に該当する情報であるため、公表すべきではないと考えます。また、接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程については、会社内を運営するための事項を明文化したものであることから、これを一般に公表することは馴染まないと考えます。 (NTT東日本)	
--	---	--

(5) 機能分離の運用状況に関する検証

意 見	再 意 見	考 え 方
意見４９ NTT東西の機能分離の運用状況及びそれに対する総務省の検証について、広く情報を公開し、透明性を高めるべき。	再意見４９	考え方４９
■ 機能分離の運用状況については、その現状および検証の状況について、誰でも簡単に知ることができるよう、情報を公開して欲しい。 NTT東西のアクセス網設備に関するいわゆる「機能分離」について、H24年度よりNTT東西はその実施状況を総務大臣に報告し、適切に行われているか否かについて検証を行うこととされています。しかし、現状では「その報告が行われたのかどうか」、また、「検証した結果がどうであったのか」全く知りえない状況にあります。機能分離の運用状況に関する検証	■ イー・アクセス殿、テレサ協殿が述べているとおり、業務委託先子会社等監督、及び機能分離の運用状況については、外部検証性が十分に確保されていないため、「禁止行為規定遵守措置等報告書」の更なる内容の公開はもちろんのこと、機能分離の運用状況に関する検証結果またはその途中の状況について、広く情報が公開されるべきと考えます。 なお、テレサ協殿が述べているとおり、機能分離の「結果としてNGNのアンバンドル化も実現せず、NGNの利活用促進も図られているとは言えません」ので、総務省殿においては、	■ 事業法第31条第5項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、同条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6月にNTT東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省においては、報告された事項のうち、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表しているところであり、これにより、NTT東西が講じた措置についての外部からの客観的な検証可能性

結果またはその途中の状況について、広く情報が公開されるべきと考えます。 なお、「光の道」議論の当時、ブロードバンドの普及および利活用の促進には、ＮＴＴ東西の「構造分離」までは必要なく「機能分離」で実現可能と判断されたと思います。しかし、少なくとも現状では、結果としてＮＧＮのアンバンドル化も実現せず、ＮＧＮの利活用促進も図られているとは言えません。このような状況の中で、機能分離の運用状況の検証は非常に重要な意味を持つと考えます。是非、検証の透明性を高める工夫をお願いいたします。 (テレコムサービス協会)	「光の道」構想が実現可能か、また機能分離がサービス競争等を十分に促進させる措置となっているかについて、十分に検証すべきと考えます。 (ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	を担保している。 また、総務省においては、ＮＴＴ東西が講じた措置及びその実施状況に関し、ＮＴＴ東西からの報告に基づき厳格に検証を行うとともに、講じられた措置内容の確認（視認等を含む。）を行い、禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。 なお、ＮＴＴ東西が講じた措置及びその実施状況に関して、ＮＴＴ東西からの報告等により、総務省が行った検証の具体的な内容は、考え方５２のとおり。
意見５０ 設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関するデータを検証基準として予め規定すべき。	再意見５０	考え方５０
■ ＮＴＴ東・西利用部門と競争事業者との同等性確保について 昨年１１月に施行された電気通信事業法改正において、ＮＴＴ東・西については機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置されました。 しかしながら、機能分離の実施にあたって遵守すべき行為については、接続事業者とＮＴＴ東・西の利用部門との同等性を確保するための具体的かつ詳細な項目・指標が列挙されておらず充分とはいえません。設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関するデータを	■ 左記の意見に賛同します。 特に、ＮＴＴ東西殿の機能分離の有効性について、その検証の評価に関する透明性を確保していただきたいと思います。 (テレコムサービス協会) ■ ＫＤＤＩ殿、テレコムサービス協会殿からは、「設備構築情報の取得タイミングにおける同等性確保が必要」や「リードタイムの同等性確保の徹底が必要」、「ＮＧＮにおけるアンバンドル提供条件の同等性の確保」といった意見が述べられておりますが、これらは、現行のＮＴＴ東西殿の体制に「ボトルネック設備利用の	■ ＩＣＴ政策タスクフォースの取りまとめ（平成２２年１２月）において「アンバンドルされたボトルネック設備を自ら利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要である。」と提言されたこと等を受け、これを実現することを目的の一つとして、「基本方針」に従い、平成２３年５月に事業法、同年１０月に事業法施行規則の改正が行われたところである。 これらの改正により、事業法第３３条第４項第３号の規定により自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものではなく、かつ、同項第４号及び同条

検証基準として予め規定すべきと考えます。 なお、同等性の検証にあたっては、単に接続約款に規定された回答納期等の遵守状況を検証するのみならず、利用部門と競争事業者それぞれにおいて要したリードタイムを比較し、検証しなければ、競争の公正性を担保することができないものと考えます。 (KDDI)	同等性」における課題があることを示していると考えます。 従って、本制度の検証において、各社から挙げられた課題を整理し、例えば、KDDI殿が主張する「設備構築情報の扱い、開通までの期間、アンバンドル機能の利用条件等の同等性に係る検証基準の規定」や、前回意見書にて当社が主張した「システムの物理的分離」、「コスト削減目標の設定などによるインセンティブの付与」といった必要な追加措置を講じる必要があると考えます。 (イー・アクセス) ■ 当社は電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っております。また、電気通信事業法に定められており、設備構築情報の開示や、接続に必要な手続き・条件については、接続約款等に規定し、当社利用部門（自社）と接続事業者（他社）を同等に取り扱っております。 - また、改正電気通信事業法に則り、接続事業者との間の手続き（他社手続き）、及び、当社設備部門以外の部門との間の手続き（当社手続き）に係る申込日、回答日、工事完了日等の全データを記録・保存し、監視部門により、双方の手續とも接続約款等の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認し、総務省殿に報告しています。 - さらに、自社・他社の手續に係る工事完了までの平均日数等のリードタイム及び納期遵守率	第9項の規定により他の電気通信事業者に対し等しく同等に適用されることとなる接続約款の規定等について、当該改正により事業法第31条第6項に基づき、一種指定事業者に新たに設置されることとなる設備部門とその他の部門との間における手続等もこれに準ずるものであるか否かを監視することとされた。 これに基づく監視の結果については、事業法第31条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6月にNTT東西から総務大臣に対して、NTT東西設備部門が他の電気通信事業者との間において実施した手続の実施の経緯及び当該手續に係る接続条件が接続約款等の規定によるものであること並びにNTT東西設備部門が設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯及び当該手續に係る条件が接続約款等の規定に準ずるものであることを確認した旨の報告がなされており、総務省においてこれを検証した結果、一種指定設備をNTT東西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる。 総務省においては、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。
--	---	--

	についても総務省殿へ報告しており、その結果は各メニューとも自社・他社が同等となっております。リードタイム及び納期遵守率が同等なのは、接続約款等に規定された接続に必要な手続き・条件等について、自社と他社が同等になっている証左であると考えております。 (NTT東日本) ■ 当社は電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っております。また、電気通信事業法に定められており、設備構築情報の開示や、接続に必要な手続き・条件については、接続約款等に規定し、当社利用部門（自社）と接続事業者（他社）を同等に取り扱っております。 ・ また、改正電気通信事業法に則り、接続事業者との間の手続（他社手続）、及び、当社設備部門以外の部門との間の手続（当社手続）に係る申込日、回答日、工事完了日等の全データを記録・保存し、監視部門により、双方の手続とも接続約款等の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認し、総務省に報告しています。 ・ さらに、自社・他社の手続に係る工事完了までの平均日数等のリードタイム及び納期遵守率についても総務省へ報告しており、その結果は各メニューとも自社・他社が同等となっております。リードタイム及び納期遵守率が同等なのは、接続約款等に規定された接続に必要な手続き・条件等について、自社と他社が同等に	
--	---	--

	なっている証左であると考えております。 (N T T 西日本)	
意見 5 1 機能分離の趣旨であるボトルネック設備の同等性の確保のためには、「インプットの同等性」についても合わせて確保する必要がある。	再意見 5 1	考え方 5 1
■ インプットの同等性の確保 現行の機能分離措置については、主に設備部門とその他の部門の「ファイアーウォールの厳格化」にフォーカスした内容となっておりますが、機能分離措置の趣旨であるボトルネック設備の同等性の確保のためには、「インプットの同等性」についても合わせて確保する必要があり、具体的には、以下のような課題があると考えます。 ・ 開通工事や設備構築等に要するリードタイムの同等性 現行は、接続約款や個別契約に規定された納期は基本的に確保されるが、納期の範囲内での接続事業者と利用部門間におけるリードタイムの同等性を担保するインセンティブが設備部門に存在しない。 ・ オペレーションシステムのコスト削減インセンティブ 接続事業者の利用するオペレーションシステムは、①N T T 東西殿が利用しないこと、及び②N T T 東西殿が接続料で開発コストを漏れなく回収可能であることから、コスト削減インセンティブが存在しない。 これら課題については、本制度の検証の中	■ イー・アクセス殿の述べているとおり、「機能分離措置の趣旨であるボトルネック設備の同等性の確保のためには、「インプットの同等性」についても合わせて確保する必要」があると考えます。従って、第二十二条の七第十一号において、「手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件を記録し、これを保存させるものであること」、また第二十二条の八第三号において、「前条第十一号及び第十二号の規定により記録した手続の実施の経緯及び条件の概要」を踏まえ、少なくとも、総務大臣殿はN T T 東西殿に対し、禁止行為規定遵守措置報告書において、開示情報、手続き手順、使用システム等についても報告対象とさせることで、インプットの同等性が確保されているかを十分に検証すべきと考えます。 (ソフトバンク B B、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 設備部門とその他の部門のリードタイム等の同等性を確保する上で、「システムの物理的分離」や「コスト削減目標の設定などによるインセンティブの付与」といった手法は有用と考えます。	■ 接続約款等に規定された納期の範囲内でのN T T 東西と接続事業者の間におけるリードタイムの同等性については、考え方 5 0 のとおり。 ■ オペレーションシステムに係るコストについては、円滑化ガイドラインにおいて、「接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することが適当である。また、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、十分な説明を行うことが適当である。」とされていることを踏まえ、まずはN T T 東西と接続事業者の間で十分な協議を行うことが適当である。

で、禁止行為規定報告書や、本意見書のボトルネック設備利用に係る各社意見の内容等を踏まえて課題整理を行い、必要に応じて、例えば、設備部門とその他部門間における「システムの物理的分離」や「コスト削減目標の設定などによるインセンティブの付与」といった更なる機能分離措置の追加を検討すべきと考えます。 (イー・アクセス)	それに加え、現在、線路敷設基盤の開放情報、各種ボトルネック設備の構築情報、及びアンバンドル機能の利用条件等に関する情報の開示について、利用部門と競争事業者の間で同等性が確保されているか比較可能な形で公表されておらず、競争事業者側ではその判断ができない状態です。 ボトルネック設備の同等性の確保を図る上で、情報開示の同等性についても合わせて確保が必要です。 (KDDI) 【開通工事や設備構築等に要するリードタイム】 ・ 当社は電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っております。また、電気通信事業法に定められており、設備構築情報の開示や、接続に必要な手続き・条件については、接続約款等に規定し、当社利用部門（自社）と接続事業者（他社）を同等に取り扱っております。 ・ また、改正電気通信事業法に則り、接続事業者との間の手続（他社手続）、及び、当社設備部門以外の部門との間の手続（当社手続）に係る申込日、回答日、工事完了日等の全データを記録・保存し、監視部門により、双方の手続とも接続約款等の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認し、総務省殿に報告しています。 ・ さらに、自社・他社の手続に係る工事完了までの平均日数等のリードタイム及び納期遵守率	
--	--	--

	についても総務省殿へ報告しており、その結果は各メニューとも自社・他社が同等となっております。リードタイム及び納期遵守率が同等なのは、接続約款等に規定された接続に必要な手続き・条件等について、自社と他社が同等になっている証左であると考えております。 【オペレーションシステムのコスト削減】 ・ 当社は、オペレーションシステムの開発にあたり、事前に情報開示をおこない、接続事業者のご要望、ご意見等を伺いながら、必要最小限の開発に留める等コスト削減に努めています。 (NTT東日本) ■【開通工事や設備構築等に要するリードタイム】 ・ 当社は電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っております。また、電気通信事業法に定められており、設備構築情報の開示や、接続に必要な手続き・条件については、接続約款等に規定し、当社利用部門（自社）と接続事業者（他社）を同等に取り扱っております。 ・ また、改正電気通信事業法に則り、接続事業者との間の手続（他社手続）、及び、当社設備部門以外の部門との間の手続（当社手続）に係る申込日、回答日、工事完了日等の全データを記録・保存し、監視部門により、双方の手続とも接続約款等の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認し、総務省に報告	
--	--	--

	しています。 ・ さらに、自社・他社の手続に係る工事完了までの平均日数等のリードタイム及び納期遵守率についても総務省へ報告しており、その結果は各メニューとも自社・他社が同等となっております。リードタイム及び納期遵守率が同等なのは、接続約款等に規定された接続に必要となる手続き・条件等について、自社と他社が同等になっている証左であると考えております。 【オペレーションシステムのコスト削減】 ・ 当社は、オペレーションシステムの開発にあたり、事前に情報開示をおこない、他事業者のご要望、ご意見等を伺いながら、必要最小限の開発に留める等コスト削減に努めています。 (NTT西日本)	
意見５２ 総務省は、禁止行為規定遵守措置等報告書に認められる課題について、厳格な調査・検証及びそれに基づく是正措置を講ずるべき。	再意見５２	考え方５２
■ <全般について> NTT東西殿における機能分離等の措置は、２０１５年頃を目途に全ての世帯における超高速ブロードバンドサービス利用を実現する「光の道」構想の実現のため、サービス競争の促進等の観点から導入された施策であると理解しています。従って、総務省殿においては、「光の道」構想が実現可能か、また機能分離がサービス競争等を十分に促進させる措置となっているかについて、超高速ブロードバンドサービスの	■ KDDI殿、及びソフトバンク殿が指摘されているように、業務委託先子会社からの再委託が常態化しておりますが、再委託先は現行規制の対象外であるため、接続情報の目的外利用や業務範囲を跨いだ排他的な営業連携など禁止行為規制に抵触する事態を看過する虞があると考えます。 従って、NTTにおけるグループ内連携が拡大している状況も考慮の上、公正競争環境を確保する観点から、業務委託先子会社の再委託先	■ 事業法第３１条第５項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、同条第７項及び事業法施行規則第２２条の８の規定により、平成２４年６月にNTT東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省においては、報告された事項のうち、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表しているところ

利用率や市場シェア等の推移も含め、十分に検証すべきと考えます。 ＜ＮＴＴ東西殿の禁止行為規定遵守措置報告について＞ ＮＴＴ東西殿が２０１２年６月２９日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置報告書については、主に以下の点が問題と考えます。従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、ＮＴＴ東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 １．電気通信事業法第３１条第３項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ．（３） ・監督対象子会社のほぼ全てが再委託となっており、潜脱行為が行われるおそれ ロ．（２） ・集合研修やｅ－ラーニングの内容が公開されておらず、十分な研修内容になっていないおそれ ・事前確認・事後点検の手法が不明確であり、仮に書面のみで実施され、立入検査	等も監督対象に含めることが必要と考えます。（イー・アクセス） ■ ＮＴＴ東西殿の報告には、ＫＤＤＩ殿の述べるような課題があるため、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、ＮＴＴ東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。（ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ 「光の道」構想の実現に向けては、競争を通じた技術革新や新たなサービスの成果が国民にもたらされるよう、これまで機能してきた設備競争を損なわないことに留意しながら、サービス競争をバランスよく組み合わせ競争を促進していく必要があります。その点は前提としつつ、現行の機能分離措置によって設備競争を維持しながらもＮＴＴ東・西が保有するボトルネック設備の利用等における競争事業者との同等性が十分に確保されているかについて十分に検証すべきと考えます。（ＫＤＤＩ） ■ 研修については、公正競争確保、禁止行為防止のための基本的知識、遵守すべきポイント等を主な内容とし、具体的事例を含めて受講者の能動的な理解を促進する形式となっており、監督対象子会社において受託業務に従事	であり、これにより、ＮＴＴ東西が講じた措置についての外部からの客観的な検証可能性を担保している。 ■ ＮＴＴ東西の設備部門及び監視部門については、総務省において、ＮＴＴ東西からの報告及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和６０年郵政省令第２３号。以下「ＮＴＴ法施行規則」という。）第１４条の規定に基づき届け出られたＮＴＴ東西の組織規程により、それぞれ他の組織から独立して置かれていることを確認している。 なお、ＮＴＴ東西の組織体系は、再意見においてＮＴＴ東西が提出している組織図のとおりである。 ■ 事業法施行規則第２２条の７第６号の規定によりＮＴＴ東西が作成しているそれぞれの規程は、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報に該当するものであると認められることから、これらを公表することは適切ではない。 なお、上述の規程については、総務省においてその内容を視認しており、接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするための一定の措置が講じられていることを確認している。 おって、総務省は、ＮＴＴ東西からの報告
---	--	--

等、実際の監査は実施されていないとすれば不十分 ・再委託先の監督の方法が不明確であり、十分な監査が行われないおそれ 2. 電気通信事業法第31条第5項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (1) ・組織体系の報告が、設備部門のみの掲載となっており、他部門も全て掲載しなければ、組織の妥当性について検証不可能 ・新旧でどのように変わったか、不明であり、十分な対処になっているか確認不能 (4) ・情報セキュリティ推進部の部門名が公表されておらず、利用部門に存在しているおそれ 二. ・本規程は、具体的にどのようなファイアウォールを置いているかを確認する項目であるにも係らず、一切の公開がなされていないことから、十分な外部検証性が確保されていない へ. (6) ・接続関連情報を居室から持ち出すことは、原則禁止されていない。仮に、持ち出しを許可する場合は、その条件が限定列挙されていない ト. 及びチ (1)	する全ての社員等に対して研修を実施していることから、監督対象子会社において公正競争条件の遵守が徹底されるために十分な内容となっております。 ・マニュアルや研修教材については、当社の業務に係る内容が記載されており、経営上の秘密に属する情報であるため、公開は適切で無いと考えます。 (N T T 西日本) ■ 設備部門は、本社組織としてネットワーク部、サービスマネジメント部、相互接続推進部があり、別添資料の組織図のとおり、設備部門以外の部門から独立した組織としています。また、支店等組織として地域事業本部及び支店の設備部があります。地域事業本部の内部組織の基本構成は企画部、設備部、営業部、支店の内部組織の基本構成は企画部、総務部、設備部、営業部、法人営業部であり、設備部門である設備部は、設備部門以外の部門から独立した組織としています。 ・監視部門は、情報セキュリティ推進部としており、別添資料の組織図のとおり、他の組織から独立しています。なお、情報セキュリティ推進部では、当社サービスの提供の業務は実施しておりません。 (別添資料)	に記載されている上述の規程についての具体的な内容の全てを公表しているところであり、これにより、N T T 東西が講じた措置についての外部からの客観的な検証可能性を担保している。 ■ マニュアル及び研修教材等については、総務省において、N T T 東西からの報告に記載された事項を踏まえ、マニュアル及び研修教材等を視認しており、接続関連情報を適正に管理するための一定の措置が講じられていることを確認している。 ■ 接続関連情報を設備部門の居室外に持ち出すことについて、総務省は、N T T 東西からの報告等により、接続関連情報を居室外に持ち出すのは、相互接続に係る業務において必要となる他事業者と取り交わす契約書等を郵送する場合のほか、設備部門において他事業者との協議を行う場合、設備部門間での会議を行う場合等、真に必要と認められる場合に限定し、接続関連情報を居室外に持ち出すに当たって管理責任者の承認が必要とされていることを確認している。 また、これらを含む接続関連情報の管理について、総務省は、設備部門による自主点検、N T T 東西それぞれの「電気通信業務又はこれに付随する業務」を実施している当事者とは別の組織による書面及び実地による監査が実施されている等、接続関連情報を適正
--	---	---

・ 監査部門の被監査部門からの独立性が不明であり、組織の全体像を公表すべき。 ・ 監査は書面のみならず、立ち入り検査等も実施し、実効性を担保すべき。 ・ 再委託先についても研修や監査が厳格に行われるようにすべき。 ・ 接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができない。 ・ 設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間（及び開通要員の配置）の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータが、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断ができない。 ・ コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できない。 (K D D I)	の兼務禁止 iv 情報管理の体制 ・ 設備部門における接続関連情報の適正な管理の全社統括管理責任者として「他事業者情報管理責任者」を置くこと ・ 組織ごとに当該組織の情報管理に責任を有する「情報管理責任者」をはじめ「他事業者情報適正利用監督者」「他事業者情報適正利用推進者」を置くこと v 他事業者情報管理責任者の責務 ・ 設備部門の居室と設備部門以外の部門の居室の分離 ・ 設備部門の業務に従事する全ての社員等に対して、本規程の遵守のために必要な研修の実施 ・ 接続関連情報の管理の用に供するシステムの利用権限の管理 ・ 接続関連情報に関する安全管理措置の実施及びその取扱い状況の点検 ・ 委託先の適切な指導に関する社員等への指導・監督 vi 規程違反時の報告 ・ 接続関連情報の取扱いについて、違反その他の問題を発見したときは、速やかに対処すること。 (なお、接続業務の実施状況の監視に関する規程に基づき、監視部門にその事実及び対処等を速やかに報告のこと)	
---	--	--

	(N T T 西日本) ■ 当社は、接続関連情報を設備部門の居室外に持出することを原則禁じております。他事業者との対応等の業務上の必要のために持出す場合には、持出す情報の内容、利用目的、及び持出し方法等について、組織ごとに他事業者情報の適正な取扱いを徹底するために配置している他事業者情報適正利用推進者による承認を要することを条件としており、厳格な管理を行っています。 ・ また、当該管理状況については、設備部門から独立した監視部門により実地確認、書面確認を通じて適正であることを確認しています。 ・ 以上のように、他事業者情報の持ち出しについては、厳格な管理やその状況の監視を通じて適切な運用を行っていることから、追加の措置は必要無いと考えます。 (N T T 西日本) ■ 業務毎の委託額、役員兼任者の役職、接続関連情報の適正な取り扱い等に関する規程については、当社の経営情報や業務運営上のノウハウにあたるものであり、経営上の秘密に属する情報であるとともに、公開により情報セキュリティ上の懸念もあるため、公開は適切で無いと考えます。 ・ 禁止行為規定報告書については、毎年度総務大臣に報告するとともに、経営上の秘密に属する情報等を除き公開されており、検証の客観性	
--	--	--

	は担保されていると考えます。したがって、第三者機関による監査を導入する必要は無いと考えます。 (NTT西日本) ■ 監督対象子会社において実施した研修の内容は、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、公正競争の確保及び禁止行為の防止のための基礎的知識、遵守すべきポイント、具体的事例としています。当該事例については質問形式で回答するような要素を盛り込む等、受講者の理解が深まるような工夫をこらしたものとしています。 - また、当該研修については、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、監督対象子会社において委託業務に従事する社員等のすべての研修対象者に対して研修を実施させています。 - 公正競争マニュアルについては、上記の研修の内容をマニュアルとして明文化したものであり、社員等が常に参照できる状態にしています。 - これらの研修及び公正競争マニュアルの内容の詳細については、総務省殿の求めに応じて提出していることから、総務省殿において検証を実施できる状況になっており、これを一般に公開する必要は無いものと考えます。 (NTT東日本) ■ 禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したと	
--	---	--

	おり、電気通信事業法施行規則第22条の7第1号に定める設備部門（以下、設備部門という）は、ネットワーク事業推進本部、相互接続推進部、東北復興推進室、及び、支店の設備部としています。別添資料に示す組織図のとおり、NTT東日本本社においては、それ以外にコンシューマ事業推進本部、ビジネス&オフィス事業推進本部、及び、その他12室部があり、これら設備部門以外の部門と設備部門は独立した組織となっています。また、支店においては、内部組織の基本構成は、企画総務部、営業企画部、法人営業部、設備部となっており、設備部門である支店の設備部は設備部門以外の部門と独立した組織となっています。 ・ 上述した設備部門の組織については、従来「第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務」を実施していることから、改正電気通信事業法の施行に伴い組織の変更は実施しておらず、当該組織を設備部門として明確化したものです。 ・ また、電気通信事業法施行規則第22条の7第13号に定める監視部門は、情報セキュリティ推進部としており、独立した組織としています。 (別添資料)	
--	---	--

[illegible]

(NTT東日本)

- (1) 設備部門の体制
- (2) 設備部門と設備部門以外の部門との間で兼務の禁止
- (3) 設備部門と設備部門以外の部門の居室の分離

	(4) 研修の実施 (5) システム利用権限の管理 (6) 接続関連情報の持出し管理 (7) 委託先管理 としています。 - また、「接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程」の内容は、禁止行為規定遵守措置等報告書の「2. 電気通信事業法第31条第5項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 二. 施行規則第22条の7第6号の規定により作成した規程」に記載しており、 (1) 設備部門の範囲 (2) 接続関連情報の目的外利用の禁止 (3) 設備部門と設備部門以外の部門との間での兼務禁止 (4) 設備部門の体制 - 一 設備部門における接続関連情報の適正な管理の責任者として「情報管理責任者」を置き、設備部門の長がこれをつとめること - 一 「情報管理責任者」を補佐する役割として「接続関連情報適正利用管理者」及び「接続関連情報適正利用補助者」を設備部門を構成する組織ごとに置くこと (5) 情報管理責任者の責務 - 一 設備部門の居室と設備部門以外の部門の居室の分離 - 一 設備部門の業務に従事する全ての社員等に対して、本規程の遵守のために必要な研修の実施	
--	--	--

	一接続関連情報の管理の用に供するシステムの 利用権限の管理 一接続関連情報の持ち出し管理 一委託契約における守秘義務等の規定や委託 先における接続関連情報の取扱い状況の点 検実施等、委託先の管理の実施 一接続関連情報の適正な取扱い状況の点検 (6) 規程違反時の報告 一接続関連情報の取扱いについて、違反その 他の問題を発見したときは、速やかに監視 部門にその事実及び対処等を報告 としています。 ・ 当該規程及び管理の内容は、毎年総務大臣に 報告することとされていることから、総務省殿 において検証を実施できる状況になっており、 これを一般に公表する必要は無いものと考えま す。 (N T T 東日本) ■ 設備部門においては、接続関連情報の管理責 任者（情報管理責任者）を補佐する接続関連情 報適正利用管理者及び接続関連情報適正利用補 助者を配置し、相互接続に係る業務において必 要となる、他事業者と取り交わす契約書等の郵 送を含めて、接続関連情報適正利用補助者によ る承認がない限り、接続関連情報の持出しはで きないこととしており、接続関連情報の持出し に係る条件は限定的となっています。 加えて、設備部門とは独立した監視部門によ り、当該管理の実施状況は、設備部門が実施し	
--	--	--

	た四半期点検結果の確認、及び実地確認において適正であることを確認しており、厳格な管理・運用を行っていることから、追加の措置は不要と考えます。 (N T T 東日本) ■ 禁止行為規定遵守措置等報告書は、総務省殿により公表されており、改正電気通信事業法及び同施行規則に基づき、当社が公正競争の確保のために取り組んでいる内容について、接続事業者は確認できるものと考えます。 ・ 「第三者による監査を導入することを検討する必要がある」との意見については、当社は、改正電気通信事業法及び同施行規則に基づき、 （１）業務委託先子会社に対する監督、 （２）接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備 その他必要な措置 に係る措置を講じるとともに、（１）については当社監査部門によって、（２）について監視部門によって、適正に運用されていることを確認しています。加えて、改正電気通信事業法の第 3 1 条第 7 項において、（１）、（２）の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況について、N T T 東西は毎年総務大臣に報告することとされていることから、当該措置及び実施状況については総務省殿において検証できる状況にあり、第三者による監査を導入する等の措置は不要と考えます。	
--	--	--

	・ なお、委託額、役員兼任等の今回公表されていない情報については経営上の秘密に該当する情報であるため、公表すべきではないのではないかと考えます。また、接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程については、会社内を運営するための事項を明文化したものであることから、これを一般に公表することは馴染まないと考えます。 (NTT東日本)	
--	---	--

2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

(1) 検証の対象

意 見	再 意 見	考 え 方
意見53 販売代理店等において、加入者情報や接続関連情報の流用の疑念が拭いきれないほか、他事業者のサービスに関して誤認を招く不適切な営業活動が行われているため、NTT東西による販売代理店等の管理監督の徹底等が必要。	再意見53	考え方53
■ <概要> 当協会会員企業の事業展開エリアにおいて、NTT西日本殿における加入者情報の扱いに関する営業面でのファイアーウォールが機能していないと考えられる事例が発生しています。したがって、総務省殿においてはNTT西日本殿に対して、ファイアーウォールを確実に機能させるよう速やかに是正措置を講ずるべきと考えます。 <詳細>	■ DSL事業者協議会、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社のご意見に賛同いたします。 また、勧誘等に関する営業的な問題が継続的に起こっている実情からファイアーウォールの運用の検証に留まらず、競争事業者更の意見を聴収し、効果の上がる追加措置についても改めて検討すべきと考えます。 (アットアイ)	■ 一種指定事業者であるNTT東西は、事業法第30条第3項第1号の規定により、「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること」が禁止されている。 また、NTT東西が活用業務を営むに当たっては、「NTT東西の活用業務に関する『地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範

当協会の会員企業のお客様を対象にして、N T T東西殿の公正競争に係わる調査を実施しました。その中で下記事例１の通り報告がありました。 （事例１） ２０１２年１月以降、電話帳に載せていない番号に対し、N T Tの代理店から光回線の勧誘で何度も電話があった。なぜ番号が知っているのかと代理店に尋ねたところ、「N T Tから情報をもらっています」と言われた。（西日本エリア） 当ガイドライン別紙 「日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件 ４の４ 営業面でのファイアーウォール」に照らすと、事例１のケースでは、N T T西日本殿における加入者情報の扱いに関する営業面でのファイアーウォールが機能していないことは明かです。 したがって、総務省殿においてはN T T西日本殿に対して、ファイアーウォールを確実に機能させるよう速やかに是正措置を講ずるべきと考えます。また、併せてN T T東日本殿エリアにおいても同様の事例が発生していなか速やかに実態を調査すべきと考えます。 （D S L協議会） ■ <概要> 当協会会員企業の事業展開エリアにおいて、N T T東日本殿の代理店が虚偽の説明により営業を行なっている事例が発生しています。した	■ D S L事業者協会殿が指摘する事例が事実である場合、明らかに第一種指定制度の対象であるN T T東西殿による反競争的な行為であると考えます。 特に、N T T東西殿が上述のような反競争的行為により、接続事業者のD S Lユーザを自社のF T T Hへ乗せ替えることを進めることは、D S L事業者にとって、今後の経営に多大な影響を及ぼすと共に独占回帰をもたらすため、極めて問題視すべき事例と考えます。 従って、総務省殿は本事象について徹底的に実態調査を行い、事実である場合には厳格な改善措置を講じる必要があると考えます。 （イー・アクセス） ■ 当社との契約に基づき活動している販売代理店については、各社独自の情報に基づき営業活動を展開しており、当社から加入電話の加入者情報や接続関連情報を提供している事実はございません。 ・ また、営業マニュアルを制定し、代理店名の適正な名乗りや、サービス内容や料金についての正確なご説明を義務付けるとともに、光回線への切り替えが必須であるかのようなお客様誤認を招く営業トークを禁じる等のルールを定めています。また同マニュアルを活用した研修等を通じて、適正な営業活動に関して指導徹底するとともに、場合に応じて契約解除を行う規定を設ける等、販売代理店の適正な営業活動について厳格な対応を既に実施していることから、	囲内』についての考え方【N T T東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成２３年１１月策定。以下「活用業務ガイドライン」という。）に基づき、営業面でのファイアーウォールを確保することを求めている。例えば、加入電話やI N S 6 4といった独占的業務において獲得した顧客情報について、相当な理由がある場合を除き、これを活用業務に関する営業活動に用いる等、当該情報の本来の収集目的以外の目的に流用されることを防止するため、顧客情報を厳格に維持・管理するための措置を講ずることが必要であるとしているところである。 この点、N T T東西によれば、販売代理店に対し、加入電話の加入者情報や接続関連情報を提供している事実はなく、各代理店において独自の情報に基づいて営業活動を展開しているとしており、また、営業マニュアルを策定の上、研修等を通じて適正な営業活動に関して指導徹底をするとともに、場合に応じて契約解除を行う規定を設ける等、販売代理店に対して厳格な対応を実施しているとしている。 総務省においても、N T T東西が販売代理店との間で締結する契約書等に関し、利用者に対する正確な社名等の伝達の義務付け、事実と異なる説明の禁止、取次業務を通じて知り得た顧客情報の目的外利用の禁止、違反行為があった場合の措置を規定していること、N T T東西において販売代理店に対して営業
---	--	---

がって、総務省殿においてはN T T 東日本殿に対して、代理店の管理監督を徹底するよう速やかに是正措置を講ずるべきと考えます。 <詳細> 先述の調査において、下記事例 2 についても報告がありました。 (事例 2) N T T の工事会社と名乗る会社から「近日 N T T のメタルケーブルを撤去するため、光回線に変えないと電話が使えなくなる」と光回線への切替を誘導された。(東日本エリア) 事例 2 の工事会社と名乗る会社(以下、「当該会社」という)は実質的に N T T 東日本殿の光回線の代理店を兼ねていると想定されます。当該会社の説明は明らかに虚偽の説明であり、独占禁止法 不公正な取引方法(昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号)で定める「ぎまんの顧客誘引」および「競争者に対する取引妨害」に該当すると考えられます。また、電気通信事業法第 2 6 条で定める「提供条件の説明」の義務を果たしていないとも考えられます。このような虚偽の説明による営業は、競争事業者の営業を不当に妨害するものであるとともに、お客様にとっては極めて不利益なものであり、あってはならないものです。 加えて、当該会社の営業方法は、「N T T の工事会社」と名乗ることでドミナント企業である N T T 東日本殿のブランド力を悪用し、お客	指摘されているような措置は必要無いと考えます。 (N T T 西日本) ■ 当社との契約に基づき活動している販売代理店については、適正な営業活動について、営業マニュアル等を用いて指導徹底する等、厳格な対応を既に実施しており公正競争上の問題は生じていないと考えています。 当社としては、今後とも営業活動の適正化に努めていく考えです。 (N T T 東日本)	に関する研修・指導を実施していること等について確認をした。 以上により、N T T 東西において販売代理店等における加入者情報及び接続関連情報の流用並びに不適切な営業活動を防止するための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない。 ただし、上述の措置が徹底されない場合には、加入電話等の加入者情報や接続関連情報の流用等が行われ、公正競争確保等に支障を来すおそれもあることから、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視していくこととする。
--	--	--

様を納得、信用させるというものであり、不当に自社の利益を優先するという非常に悪質なものです。 したがって、総務省殿においてはN T T東日本殿に対して、代理店の管理監督を徹底するよう速やかに是正措置を講ずるべきと考えます。また、併せてN T T西日本殿エリアにおいても同様の事例が発生していなか速やかに実態を調査すべきと考えます。 (D S L協議会) ■ N T T西日本殿の販売代理店等において、A D S Lユーザをターゲットとした電話での「フレッツ光」の勧誘がいまだに散見されることから、接続情報の流用の疑念が拭いきれません。 また、「N T Tがケイ・オプティコムに光ファイバー線を貸しているので、ケイ・オプティコムの料金は高い」、「ケイ・オプティコムは滋賀県で加入者が多いからスピードが遅くなる」(どちらも聞き取りによる情報収集)といった、優越的地位を乱用した営業活動も見られます。 加えて、お客様に対して、弊社サービスがN T T西日本殿のサービスに比べ大きく劣後するかのような、根拠不明の誤ったサービス内容(品質、料金等)を伝えて、N T T西日本殿のサービスに誘導するケースも見受けられます。 以上のことから、N T T西日本殿が販売代理店等を十分管理監督しているか疑問のあるところであり、このような不適切な営業活動の早期		
---	--	--

是正を含めて、ＮＴＴ西日本殿による販売代理店等の管理監督の徹底を強く要望いたします。 (ケイ・オプティコム)		
意見５４ ＮＴＴ西日本のキャンペーン割引「光ぐっと割引」及び「光もっと割引」については、当該割引制度を適用した後の利用者料金について、原価を下回る競争阻害的な水準となっていないか検証する際の判断基準や考え方、検証結果等について、総務省は、速やかに公開すべき。	再意見５４	考え方５４
■ ①「光ぐっと割引」「光もっと割引」の適正性検証 弊社は昨年の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集（２０１１年度）」において、「ＮＴＴ西日本殿のキャンペーン割引『光ぐっと割引』および『光もっと割引』については、当該割引制度を適用した後の利用者料金について、原価を下回る競争阻害的な水準となっていないか、検証いただくことを要望」いたしました。 本内容に関しては、総務省殿「競争セーフガード制度に基づく検証結果（２０１１年度）」において、「電気通信事業法上問題となる行為として、独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定することや、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等が掲げられている」、「競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻		■ 「光ぐっと割引」及び「光もっと割引」を含むＮＴＴ西日本のフレッツ光サービスは、指定電気通信役務であるところであり、指定電気通信役務については、事業法第２０条の規定により、その指定電気通信役務に関する保障契約約款を定め、その実施前に総務大臣に届けなければならないとされており、当該保障契約約款が「他の電気通信事業者との間の不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき」は、当該保障契約約款を変更すべきことを命ずることができるとされている。 これらを踏まえ、共同ガイドラインにおいて、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき」に該当する具体例として、「独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な

害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していく」とされています。 このような競争事業者を排除させる可能性のある料金設定により、市場支配力を持つNTTグループによる顧客囲い込みがさらに進み、結果として、公正な競争環境を歪めるものと考えます。 以上のことから、総務省殿においては、本検証における判断基準や考え方、検証結果等について速やかに公開していただくことを要望いたします。 (ケイ・オプティコム)		競争を引き起こす料金を設定すること」、「競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること」、「競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること」等を掲げているところであり、これらに該当しないか否か等について、総務省において確認しているところである。 また、累次の活用業務の運用においても、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び小売コストの合計額を下回る等、競争阻害的な料金で提供されていないことを検証するため、収支の見込み等の提出を求めているところであり、また、その収支の状況について公表しているところである。
意見５５ NTTグループにおける料金業務の移管施策が、移動体分離やNTT再編の趣旨に反するようなグループの再統合につながらないようオープンな場において検証するとともに、定期的・永続的に検証を行うべき。	再意見５５	考え方５５
■ NTTファイナンス株式会社殿が本年７月１日より実施した、NTT東西殿、NTTドコモ殿、並びにNTTコミュニケーションズ殿の料金の請求・回収業務の統合については、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編を始めとする競争政策の流れを無視して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で、NTT法の趣旨に反する行為であり、本施策によりNTTグループ一体化の動きが既成事実化することは問	■ 株式会社ケイ・オプティコム、イー・アクセス株式会社、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社のご意見に賛同いたします。 例えば「NTT東西殿の料金をドコモショップで支払う」というような状況を考えると、NTTドコモ殿は「NTTファイナンスによる料金請求の統合」の効果により労せず集客できるという事になります。	■ NTTグループにおける料金業務の移管については、考え方４１のとおり。

題であると考えます。 そのため、喫緊の対応として、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会等のオープンな場において今後の公正競争確保の観点から十分な調査審議を行い、必要な措置を講じることに加えて、定期的・永続的に検証を行うことが必要であると考えます。 少なくとも、料金の請求・回収業務を梃子とした共同営業行為（ＮＴＴグループのサービスのセット販売やポイント等の特典制度等）がなされないよう厳正に措置いただくことが必須であり、業務委託先子会社等監督の運用状況、および機能分離の運用状況に関する検証にあたっては、上記の観点を踏まえた上で評価いただくことが必要と考えます。 （ケイ・オプティコム） ■ ＮＴＴファイナンス殿による料金請求業務統合 「ＮＴＴファイナンス殿による料金請求業務統合」については、外観上は請求書の統合であり、それによる利用者利便性の向上が訴求されていますが、実質的にはＮＴＴ４事業会社のビルディング、料金回収部門をグループ会社であるＮＴＴファイナンス殿へ集約するＮＴＴグループのリストラクチャリングであることにより注目をすべきであり、競争政策の根幹に対する問題提起であると考えます。 本来であれば、本案件はＮＴＴグループの組織問題として、これまで積み上げられてきた移	このように、既に本業務は事実上グループ会社間の相互営業の手段として機能していると考えられますので、競争事業者の意見の聴取や審議会等での検証を直ちに実施すべきと考えます。 （アットアイ） ■ 各社殿が指摘する通り、「ＮＴＴファイナンス殿による料金請求・回収業務の統合」は、実質的なＮＴＴグループのリストラクチャリングであり、なし崩し的にグループの再統合、独占回帰に繋がる事例のため、これまでの移動体分離要件や、ＮＴＴ再編、ＮＴＴ法の趣旨を形骸化させるものと考えます。また、今後も同様の目的で業務統合施策が進められることは容易に推測されます。 従って、本事例はＮＴＴ組織問題の観点から、ＮＴＴグループの規制フレームワークの再構築、及び明確化を図る必要があり、本制度及び包括的検証の枠組みで、今後新たにＮＴＴグループの統合等に係る施策が実施される場合等も踏まえ、多角的に検証して頂く必要があると考えます。 加えて、上記のフレームワークに基づき、禁止行為規制や特定関係事業者制度等が実効的に機能するように見直すべきと考えます。 具体的には、「①禁止行為規制の対象となる基準が曖昧であること」、「②規制対象外である子会社や委託先等を通して反競争的行為を行うことが実質的に可能であること」の課題があ	
---	---	--

動体分離要件、NTT再編やNTT法の趣旨に基づいて、競争政策の中で議論されるべきであり、なし崩しのグループの再統合、独占回帰につながらないようオープンな検討が必要であると考えます。 また、2014年度の包括的検証に向けて、本制度の枠組みでも課題整理や必要な措置の検討が行われるべきと考えます。 総務省殿においては、累次の公正競争要件を担保する観点から2012年3月の行政指導により講ずべき措置をNTTグループに要請し、NTTグループ各社に実施状況を毎年度報告することを求めています。万一、措置が十分に取られていないと判断される場合は、公正競争環境に与える影響の重大性を鑑みて、本案件の停止も含めた処置も視野に入れるべきと考えます。 なお、実施状況の検証においては、NTTグループ各社の報告内容、及び総務省殿における判断基準・検証方法を可能な限り開示頂き、例えば、競争政策委員会等のオープンな場で十分に検証して頂くといった透明性の高いスキームにて進めて頂く必要があると考えます。 (イー・アクセス) ■ (ア) NTTグループ統合請求 本年7月1日より、NTTグループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。本施策について総務省殿は、「当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に	るため、以下の通り見直しを行う必要があると考えます。 (ア) 該当基準の明確化 これまで競争セーフガード制度で注視事項とされた事例等をもとに、禁止行為の該当基準やその根拠を競争政策委員会等のオープンな場で議論し、例えば、ガイドライン等を策定して明確化を図る。 (イ) 市場環境や業務実態を踏まえた規制対象の見直し 市場環境の変化やNTTグループの業務実態の変化を踏まえて、潜脱行為が行われている子会社や業務委託先を規制対象や監督対象に追加することを検討。 (イー・アクセス) ■ KDDI殿、イー・アクセス殿、ケイ・オプティコム殿が述べているとおり、NTTグループの料金の請求・回収業務等の統合が公正競争に与える影響は極めて大きいものであることから、引き続き、公正競争確保の観点から、当該施策の実施自体の妥当性や実施する場合の条件(同等性等が確保され、不当な競争環境が惹起されてないか)の妥当性について、オープンな場で十分な時間をかけて検証していくことが必要と考えます。その際は、当然総務省殿の検証結果等を公開したうえで、判断基準・検証方法の妥当性について外部検証性を確保するとともに、個別の協議状況等に係る競争事業者の意見も聴取すべきと考えます。	
---	---	--

関する法律によりNTT東日本及びNTT西日本に課されている電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供についての責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められます」として、NTTグループ各社に対し、行政指導を行っているところです。本指導において、公正競争環境は一定程度確保されたものの、本施策により、NTTグループの延べ1億3千万人に上るユーザ、合わせて8兆円を超える料金債権がNTTファイナンス株式会社殿へと集約され、「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が日本電信電話株式会社（以下、「NTT持株」という。）殿の元に統合されることについては、NTTグループの組織の再統合・独占回帰という、より本質的な問題が依然として存在します。従って、本件については、引き続き、公正競争確保の観点から、当該施策の実施自体の妥当性や実施する場合の条件（同等性等が確保され、不当な競争環境が惹起されてないか）の妥当性について、オープンな場で十分な時間をかけて検証していくことが必要と考えます。その際は、当然総務省殿の検証結果等を公開したうえで、判断基準・検証方法の妥当性について外部検証性を確保するとともに、個別の協議状況等に係る競争事業者の	（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編を始めとする競争政策の流れを無視して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で、NTT法の趣旨に反する行為であり、本施策によりNTTグループ一体化の動きが既成事実化することは問題です。 また、NTTグループ各社は本施策についてお客様の利便性向上のためであることを強調していますが、ドミナント事業者同士の連携によって、競争事業者の事業活動が困難となっは、却って良質・廉価なサービスが市場に提供されなくなり、長期的には消費者の不利益につながるおそれがあると考えます。 （KDDI） ■ ご指摘の料金業務の見直しは、当社の通信サービス料金の請求・回収を効率的に実施するために、あくまで現行制度の枠内で業務運営体制を見直すものであり、公正競争にも十分配慮して実施しております。また本年3月、総務省から規制等の趣旨を確保する観点から講ずべき措置を要請されたことを踏まえ、6月に措置状況を報告しましたが、総務省の検証の結果、特段の問題は生じていないものと認識しております。	
---	--	--

意見も聴取すべきです。 また、こうしたグループ統合施策等について、ＮＴＴグループ各社は「お客様の利便性向上」のためであることを強調していますが、本来公正競争といった規制は、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するためにあるものです。これは、ある企業が不当廉売を行った場合、短期的には消費者の利益になりますが、長期的には廉売を行っている事業者自らと同等またはそれ以上に効率的な事業者の事業活動を困難にさせることになり、結果として、良質・廉価な商品または役務が提供されなくなり、消費者の不利益につながるおそれがあることと同様です。こうした行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において、明確に禁止されています。従って、政策決定者の方々におかれましては、是非とも「一事業者の短期的な視点での利便性向上」のためではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するための政策を今後も実施していただくことを望みます。 なお、万が一、今回の統合請求にあたり新設された「ＮＴＴ t a b a l ポイント」サービスによるポイント還元等による実質的なセット割引や、本施策を先例としたお客様相談窓口、保守対応、営業等の統合を今後ＮＴＴグループが実施する場合、当該サービスの提供が決して認められるべきでないのは勿論のこと、ＮＴＴ再編等の趣旨を著しく没却するものとして、即	・ なお、当社からＮＴＴファイナンス社に対して、料金業務の移管についてポイント原資の補助は一切行っておりません。「t a b a l ポイント」等ポイント還元の提供については、ＮＴＴファイナンス社の経営判断で行っているものと認識しております。 (ＮＴＴドコモ) ■ ソフトバンクグループ３社殿は、今回のＮＴＴファイナンスにおける通信サービス等料金の請求・回収業務（以下、「本業務」という。）について、「（ＮＴＴ）グループ統合施策」と断じた上で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）の不当廉売を例にとって、短期的には消費者の利益になるが、長期的には消費者の不利益につながるおそれがあると主張していますが、そもそも独占禁止法において不当廉売が禁止される所以は、①不当な手段（正当な理由なく商品またはサービスをその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給すること等）により、②競争を排除する（他の事業者の事業活動を困難にさせて市場から退出させること等）ところにあります。 本業務がこのいずれにも該当しないことは明らかです。それにもかかわらず、本業務を規制するように主張することは、広く一般消費者が長期的な視点で享受すべき利便性を犠牲にして、特定の事業者の短期的な視点での利害を優先するものと言わざるを得ません。	
--	---	--

刻、ＮＴＴ組織の在り方の見直し議論に波及する問題であると考えます。 (ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ ＮＴＴファイナンスによるグループ各社の料金請求・回収業務の統合について 本年７月より、ＮＴＴファイナンスによってＮＴＴグループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されました。２月の報道発表以降、競争事業者からは、本施策が公正競争に与える影響は極めて大きいとして、実施延期や見直しを含む指導及び情報公開等を求めてきました。これを受けて、総務省も、３月２３日にＮＴＴ東・西、ＮＴＴドコモ、ＮＴＴコミュニケーションズ、ＮＴＴファイナンスに対して行政指導を行い、ＮＴＴグループ各社に課せられているＮＴＴ法や事業法により課されている各種規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ当該措置の内容を実施前に報告することを要請していました。 ６月２８日に、競争事業者から総務大臣宛に提出した要望書に述べているとおり、ＮＴＴグループ各社からの報告内容や、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果を公開して外部検証性を確保することや、審議会等の場において、競争事業者等の意見も踏まえた上で、十分に検証を重ねるべきであるとする要望書を提出しました。 ＮＴＴグループ各社からの報告内容は公開さ	公正競争規制は、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するためにあるべきものであり、事業者がお客様の利便性向上や経営の効率化に向けて、正当な創意工夫や改善努力を通じて切磋琢磨することを阻害することがないように運用していただくことを望みます。 (ＮＴＴ持株) ■ ＮＴＴファイナンスにおける通信サービス等料金の請求・回収業務に関しては、あくまで、お客さま利便の向上と通信サービス料金の請求、回収業務の効率化を目的として、業務運営体制を見直すものであり、総務省からの要請内容も踏まえて、必要な措置を講じた上で、適切に業務運営を実施しております。 (ＮＴＴコミュニケーションズ) ■ 本施策については、現行制度の枠内で、お客様利便の向上と通信サービス料金の請求・回収業務の効率化を目的として業務運営体制を見直すものであり、実施自体問題ないと考えます。 ・ また、当社は総務省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をＮＴＴファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第３２号 平成２４年３月２３日）を受け、必要な措置を報告し、これに従って適切な業務運営を行っているとともに、その状況は総務省に毎年度報告することから、更なる検証は不要と考えます。	
---	---	--

れましたが、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果についての公開は、現時点では行われていません。についてはこれらの公開と、審議会等の公の場における十分な検証を速やかに実施すべきと考えます。 なお、総務省はＮＴＴグループの料金請求・回収業務等の統合について条件を付しているものの、本施策によりＮＴＴグループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のあるＮＴＴグループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。 (ＫＤＤＩ)	(ＮＴＴ西日本) ■ 本施策については、現行制度の枠内で、お客様利便の向上と通信サービス料金の請求・回収業務の効率化を目的として業務運営体制を見直すものであり、実施自体問題無いと考えます。 ・ また、当社は総務省殿からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をＮＴＴファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第３２号 ２０１２年３月２３日）を受け、必要な措置を報告し、これに従って適切な業務運営を行っているとともに、その状況は総務省殿に毎年度報告することから、更なる検証は不要と考えます。 (ＮＴＴ東日本)	
意見５６ 活用業務制度は、ＮＴＴ再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべき。活用業務制度が廃止されるまでは、公正競争環境に与える影響等について確認を行った判断基準・検証結果等を公表することを含め、活用業務に係る公正競争上の課題に関して外部検証性を確保すべき。	再意見５６	考え方５６
■ ②「活用業務制度」の是非 昨年１１月の改正ＮＴＴ法の施行による、ＮＴＴ東西殿における活用業務制度の認可制から届出制への規制緩和については、本年１月２４日付け２３事業者連名で提出した要望書のとおり、届出書の記載だけでは、具体的なサービス内容が不明確であり、今後を含め如何なるサー	■ 株式会社ケイ・オプティコム、ソフトバンクＢＢ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、ＫＤＤＩ株式会社のご意見に賛同いたします。 「活用業務制度」については、これまで多くの事業者が再三に渡り強い懸念を示しており制度そのものを廃止すべきと考えます。	■ ＮＴＴ再編成の趣旨は、独占的な地域通信部門と競争的な長距離通信部門を独立の会社とし、独占的な地域通信部門の市場支配力の濫用を防止し、もって公正競争の一層の促進を図るものである。一方、活用業務は、ＮＴＴ法第２条第５項の規定により、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公

ビスに利用されるか判別し難いため、結果として、ＮＴＴ東西殿によるなし崩しの業務範囲拡大を助長する恐れがあります。そもそも、ボトルネック設備を保有するＮＴＴ東西殿に対する活用業務制度は、ＮＴＴ殿の独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというＮＴＴ再編の趣旨をないがしろにするものであることから、同制度は本来廃止すべきと考えます。 本内容については、総務省殿「競争セーフガード制度に基づく検証結果（２０１１年度）（案）に関する意見及びその考え方」において、「活用業務の届出があった際は、総務省において『ＮＴＴ東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン』に沿って、公正競争環境に与える影響等について確認を行っている。」とされています。 届出制のもとでは、活用業務に係る手続きについて透明性・客観性をより一層向上させる必要があることから、届出書に具体的なサービス内容を記載する等、より詳細な情報をＮＴＴ東西殿に公開させる仕組みに改めることが必須です。 加えて、総務省殿においては、「公正競争環境に与える影響等について確認」に係る判断の基準・根拠、検証結果等について公表することを含め、活用業務に係る公正競争上の課題に関して外部検証性を確保していただくことを要望いたします。 （ケイ・オプティコム）	同時に、今後の公正競争環境を確保するためにもＮＴＴグループに係る「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」などの問題を抜本的に解決することが必要と考えます。 （アットアイ） ■ ＫＤＤＩ殿が述べているとおり、「ＮＴＴグループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決」であることから、活用業務制度は直ちに廃止したうえで、当該問題を抜本的に解決することが必要と考えます。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ 上述のとおり、そもそも活用業務制度は直ちに廃止すべきと考えますが、ＫＤＤＩ殿が述べているとおり、「公正競争上問題があるサービスであっても、まずは活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返すことで既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れ」があるため、活用業務制度が廃止されるまでは、最低限、届出からサービス開始までの間に審議会等の公の場で十分に議論する等、慎重な制度運用を要望します。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ ＫＤＤＩ殿が述べているとおり、「総務省へ	正な競争の確保に支障のない範囲内に限り営むことができるとされており、総務省において、個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認していることから、御指摘のＮＴＴ再編の趣旨をないがしろにするものではない。 ■ 活用業務に係る公正競争上の課題に関する外部検証性を確保すべきとの御意見については、ＮＴＴ法施行規則第２条の３の規定により、活用業務の届出を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項を公表するとともに、活用業務の開始の日までに、届出のあった活用業務の内容について活用業務ガイドラインに沿って確認し、当該確認の内容についても公表している。これらに基づき、競争事業者等は、ＮＴＴ法第２条第５項に規定にする範囲内で営まれることとなるか否かの指摘や具体的事例の提示を行うことが可能であることから、外部検証性は確保されている。 ■ 活用業務制度を含むＮＴＴグループに対する規制の在り方については、考え方４０のとおり。
---	--	---

■ (イ) 活用業務制度について <制度全般について> そもそも活用業務制度は、「事実上独占となっている東・西ＮＴＴの地域網のオープン化を徹底させるための措置」等をＮＴＴ東西殿に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の前提条件の一つであったと認識しています。同制度導入後、数年間においては、メタルアクセス回線等の開放政策により、ＡＤＳＬ市場をはじめとして、一定の競争が進展しました。しかしながら、ＩＰ網や光アクセス回線へのマイグレーションが進展している現状においては、ＮＴＴ－ＮＧＮや光アクセス回線の開放が、メタルアクセス回線等と同等の開放に至っていないことから、これまでメタルアクセス回線上でサービスを提供してきた多くの競争事業者の事業継続が困難なものとなっています。このようにボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることから、公正競争上、問題を生じさせることになると考えます。 また２０１１年１１月末には改正日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「ＮＴＴ法」という。）が施行され、ＮＴＴ東・西殿による活用業務制度が認可制から届出制へと規制緩和されましたが、同法施行後、２０１１年１２月２１日にＮＴＴ東日本殿から「インターネ	の活用業務の届出は具体的なサービス名は明示されることなく包括的に行われることから、同種の設備構成・提供形態による全く異なるサービスであっても、個々に活用業務の届出を行うことなしにサービスが開始される恐れ」があることから、ＮＴＴ東西殿における届出については、具体的なサービスごとに実施させたいと、それぞれ厳格に調査・検証を行うべきと考えます。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ 弊社共意見書でも述べたとおり、現状の法体系の下、ＮＴＴ東西殿がＩＳＰ業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない事態ではありますが、仮にＮＴＴ東西殿にて同種の業務拡大を企図することとなれば、当該サービスの提供が決して認められるべきでないのは勿論のこと、ＮＴＴ再編等の趣旨を著しく没却するものとして、即刻、ＮＴＴ組織の在り方の見直し議論に波及する問題であると考えます。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ 先般の当社提出意見のとおり、活用業務制度は、ＮＴＴ東・西の本来業務を地域通信市場に限定したＮＴＴ再編の趣旨を蔑ろにするものであり、本来であれば、ドミナント事業者であるＮＴＴグループによる「グループドミナンスの	
--	---	--

ット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス」（以下、「ASPサービス」という。）が申請されたことを皮切りに、2012年4月27日には同じくNTT東日本殿から「サーバ設備を利用した容量貸し及び複製・保管サービス」（以下、「クラウドサービス」という。）、同年5月21日には、NTT西日本殿からASPサービスが申請されています。認可制時代は、申請数が年間平均1.1件であったことを踏まえると、届出制への移行後は半年で3件と、実に5倍以上の申請数となっており、届出制への移行をきっかけとして、NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲拡大が進行し、公正競争上、さらに大きな問題を生じさせることになっていることは明かです。 また、NTT東西殿の業務範囲の制限は、公正競争確保のため極めて重要な法的規制であり、子会社を通じさえすれば自由に業務範囲を拡大できるというものではないと考えますが、本年6月22日、NTTの新社長は所信表明において、「NTT東、西の業務はアクセスビジネスに限定されているが、それ以外は、全くできないわけではない。子会社を通じた形とか、まだやっていける余地はあると思う。」（2012年7月2日 通信興業新聞第1面）と発言しています。こうした制度を無効化するような行為を示唆していることを踏まえると、活用業務制度自体の見直しの時期に入っていると言わざるを得ません。 従って、活用業務制度についてはただちに廃	行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないままNTT東・西の業務範囲拡大が認められてしまったところに根本的問題があり、直ちに廃止すべきと考えます。 このような状況にもかかわらず、認可制から届出制へと規制緩和されることによって、競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなることに対し、NTT東・西は、公の場での議論を経ることなく短期間で活用業務を開始できるようになることから、公正競争上問題があるサービスであっても、まずは活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返すことで既成事実化される懸念があります。また、総務省への活用業務の届出は具体的なサービス名は明示されことなく包括的に行われることから、同種の設備構成・提供形態による全く異なるサービスであっても、個々に活用業務の届出を行うことなしにサービスが開始される状況にあり、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れがあります。 このようなことが起こらないよう、総務省においては省令・ガイドラインにおいて十分な事前届出期間や競争事業者の意見を反映する公の場を設ける等を規定し、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を図るために個々のサービス単位で届出を求め厳格に調査・検証を行う等、公正競争環境を確保した上で、慎重な運用をすべきと考えます。	
---	---	--

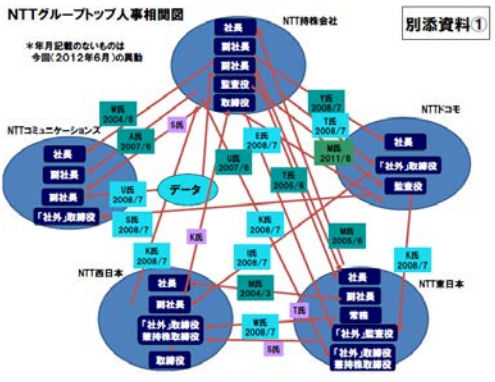
止したうえで、真の公正競争環境を確保していくため、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体であるNTTグループに係る問題を抜本的に解決することが必要と考えます。また、そもそも活用業務制度の導入の際に参考とされた米国における1982年のAT&Tの同意審決においては、旧AT&Tグループの資本分離を含んだ完全分割と引換えであったこと、及び、1996年の米国の通信法改正においても、その組織形態が検討の前提にあったことを踏まえると、今後活用業務制度を継続させるのであれば、速やかにNTTの組織形態の在り方を検討すべきです。 なお、活用業務制度が廃止されるまでは、最低限、届出からサービス開始までの間に審議会等の公の場で十分に議論する等、慎重な制度運用を要望します。 ＜上位レイヤへの進出について＞ 上述のとおり、今般NTT東西殿においては、ASPサービスやクラウドサービスといった上位レイヤへの進出が目立っています。しかしながら、現行制度においてNTT東西殿による放送分野への進出が明確に禁止されている理由として、「独占的な地域通信網のインフラを通じて通信の隣接分野であるコンテンツ（情報内容）市場へ不当な影響力が行使され、ハード・ソフト両分野にわたる一体的支配のおそれを排除するため」（「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログ	さらに、公正競争上支障があることが明白である移動体事業やISP事業等への参入の禁止、公正競争確保のための委員会等の設置による透明性確保や検証機能の強化等を実施し、その上で包括的検証において公正競争上の問題があると認定されれば、活用業務制度のみならずNTTの在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。 （KDDI） ■ 当社はこれまでも、第一種指定電気通信設備規制や、禁止行為規制、指定電気通信役務規制、業務範囲規制のほか、NTT再編成時の公正競争要件等の各種法令・ガイドラインを遵守し、公正競争の確保に努めてまいりました。また、活用業務を営むにあたっては、引き続き「NTT東西の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」等を遵守し、公正競争の確保に努めていく考えです。 ・ この活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった技術革新による新しい技術可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化され、当社はこれまでIP電話サービスの県間役務等に係る料金設定や、フレッツサービスの県間役務提供等について、認可を得て実施してまいりました。 その間において、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、プロ	
--	--	--

ラム～」２０００年１２月２１日 電気通信審議会より抜粋）と挙げられていることを踏まえると、こうした上位レイヤへの進出は、「ハード・ソフト両分野にわたる一体的支配のおそれ」があることが明らかであるため、活用業務としても本来、認められるべきでないと考えます。 また、「ＩＳＰ業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定される」と２０１１年１１月１７日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において総務省殿の考え方が示されています。この点も踏まえ、現状の法体系の下、ＮＴＴ東西殿がＩＳＰ業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない事態ではありますが、仮にＮＴＴ東西殿にて同種の業務拡大を企図することとなれば、当該サービスの提供が決して認められるべきでないのは勿論のこと、ＮＴＴ再編等の趣旨を著しく没却するものとして、即刻、ＮＴＴ組織の在り方の見直し議論に波及する問題であると考えます。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ 活用業務制度の認可制から届出制への変更について 活用業務制度は、ＮＴＴ東・西の本来業務を	ードバンド化が大きく進展し、端末やコンテンツ・アプリケーションの市場拡大と通信との一体的サービス提供が進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進む等、活用業務制度の導入時点と比べ、大きなパラダイムシフトが進展してきております。 ・ 当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、ブロードバンドの一層の普及に向けては、広く社会・経済・国民生活の中でＩＣＴの利活用を推進していくことが重要であり、そのためには情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制等を見直し、ＩＰブロードバンド市場において各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要と考えます。 したがって、活用業務制度の運用にあたっては、お客様の利便性向上・ＩＣＴ利活用の促進のためにも、スピーディーかつ安定的なサービス提供が可能となるよう運用いただくとともに、これまでの市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを実施していただきたいと考えます。 （ＮＴＴ西日本） ■ 情報通信市場は、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばＧｏｏｇｌｅやＡｐｐｌｅ等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットＰＣやスマートフ	
---	---	--

地域通信市場に限定したＮＴＴ再編の趣旨を蔑ろにするものであり、本来であれば、ドミナント事業者であるＮＴＴグループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないままＮＴＴ東・西の業務範囲拡大が認められてしまったというところに根本的問題があり、直ちに廃止すべきと考えます。 「東・西ＮＴＴの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においては、活用業務の認可要件である、電気通信事業の公正な競争を確保するためにＮＴＴ東・西が講ずべき措置として７つのパラメータが規定されているところです。本規定自体は公正競争を担保する要件が網羅されているものの、競争事業者との同等性の確保やグループドミナンスの排除等の実効性が担保されていないことから、これまで認められてきたＮＧＮをはじめとする活用業務によってＮＴＴ東・西の光ファイバシェアは７４．２％（２０１２年３月末時点「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成２３年度第４四半期（３月末））」と依然として高止まりしている状況となっています。 昨年６月８日に競争事業者２２社が総務大臣宛に提出した連名要望書でも述べているとおり、認可制から届出制へと規制緩和されることによって、競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなることに対し、ＮＴＴ東・西は、公の場での議論を経	オン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展し、お客様はその多様なサービス・選択肢を自由に選択・利用している状態になっている等、活用業務制度の導入時点と比べ、さらに加速度的に変化してきております。 - また、ＮＴＴグループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社又は特定の他社のＦＴＴＨ等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でＮＴＴグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、ＮＴＴグループのお客様だけが不利益を被ることになり、ＩＰ・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。 - したがって、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、ＮＴＴ東西の業務範囲を制限するといった電話時代の考え方を改め、過去に認可申請した活用業務において課された認可条件等のうち、実態にそぐわない不要な規制は見直し又は撤廃していただきたいと考えます。 （ＮＴＴ東日本）	
---	---	--

ることなく短期間で活用業務を開始できるようになることから、公正競争上問題があるサービスであっても、まずは活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返すことで既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れがあります。 そのためにも、省令・ガイドラインにおいて十分な事前届出期間や競争事業者の意見を反映する公の場を設ける等を規定し、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で、慎重な運用をすべきと考えます。 加えて、総務省への活用業務の届出は具体的なサービス名は明示されることなく包括的に行われることから、同種の設備構成・提供形態による全く異なるサービスであっても、個々に活用業務の届出を行うことなしにサービスが開始される恐れもあります。そのようなことが起こらないよう、総務省では個々のサービス単位で届出を求め厳格に調査・検証を行う必要があると考えます。 さらに、公正競争上支障があることが明白である移動体事業やＩＳＰ事業等への参入の禁止、公正競争確保のための委員会等の設置による透明性確保や検証機能の強化等を実施し、その上で２０１４年度の包括的検証において公正競争上の問題があると認定されれば、活用業務制度のみならずＮＴＴの在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。 (ＫＤＤＩ)		
--	--	--

意見５７ NTT東西及びNTTコミュニケーションズの共同営業行為と疑われる事例が見受けられる。総務省は、実態の調査等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講ずるべき。	再意見５７	考え方５７
■ （ウ）NTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿の共同営業行為 NTT東西殿が自社ユーザの新規獲得に当たり、併せてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTTコミュニケーションズ」という。）殿のサービスに割引を付すという事例を始め、事業法等で禁止されている共同営業行為と疑われる事例が見受けられます。これらはNTTグループの一体となった営業行為であると考えられ、電気通信事業法第３０条第３項第２号及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」（平成９年郵政省告示第６６４号）における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」 （八）（九）に実質的に該当するものと考えます。総務省殿においては、踏み込んだ実態の調査等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講じていただきたいと思います。 ・ NTT東日本殿のフレッツ光ネクスト導入を条件にNTTコミュニケーションズ殿のISP料金の値下げ提案を同一のNTT東日本営業担当が実施等 （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	■ 弊社はNTT東日本・西日本とは独立して営業活動を実施しており、再編成の主旨に反するものではありません。 （NTTコミュニケーションズ） ■ 当社はNTTコミュニケーションズ殿とは独立した営業活動を実施しており、また、当社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する情報は他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題はあります。 ・ なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと考えます。 （NTT西日本） ■ 電気通信役務の提供に関する取引条件、当社がNTTコミュニケーションズ殿の販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズ殿に提供する顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題はあります。 ・ なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案について	■ NTTコミュニケーションズによれば、NTT東西と独立して営業活動を実施しているとしており、また、NTT東西によれば、NTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や同社に提供する顧客情報その他の情報について、他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題が発生しているという論拠があるとはいえない。 ただし、これらを確保するための運用が徹底されない場合には、事業法第３０条第３項第２号及び第３１条第２項第２号並びに「NTTの承継に関する基本方針」（八）及び（九）に抵触するおそれがあるため、NTT東西とNTTコミュニケーションズとの間の販売業務の受託について、その状況を引き続き注視していくこととする。

	は、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと考えます。 (NTT東日本)	
意見５８ NTTグループ会社間の役員等の人事異動については、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸念があるため、NTTの在り方を含む競争ルール全体の見直しに当たっては、論点として盛り込むべき。	再意見５８	考え方５８
■ (エ) NTTグループ会社間の役員等の人事異動禁止 NTT持株殿を中心とした戦略的な人材配置※２については、なし崩しのグループの再統合、独占への回帰を図る動きと捉えることが可能であり、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸念があります。NTTの在り方を含む競争ルール全体の枠組みの見直しに当たっては、論点として盛り込むべきと考えます。 ※２ 別添資料１参照 (別添資料１)  (ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソ	■ 役員を選任については、出身に関わらず、電気通信事業に精通している者、あるいは当社が必要としている高度な専門知識を有するものの中から、人格、識見に優れ、役員として最も適任と思われる候補者を選定しており、公正競争上問題ないと考えます。 ・ さらに、役員の人異動に際し、退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、公正競争の確保に配慮しております。 (NTTドコモ) ■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しており、公正競争上の問題はないものと認識しております。 なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど公正競争を確保するための取り	■ NTTグループ各社の役員等の人事異動については、NTT持株がその業務を遂行するため、各グループ会社の経営実態に関する知識を必要とする場合があり得ること等から、一般に禁止することは適当でない。 また、移動体分離及びNTT再編成において、旧NTTと移動体部門との間においては在籍出向の禁止、地域会社と長距離会社においては役員兼任及び在籍出向の禁止を課している。更に、NTT東西等によれば、会社間人事異動時に全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施しているとしていることに鑑みれば、NTTグループ会社間の役員等の人事異動について、直ちに公正競争確保の観点から問題が生じているとは認められないが、「移動体分離の際の公正有効競争条件」（３）並びに「NTTの承継に関する基本方針」（一）及び（二）を実質的に潜脱する行為となっていないか等、公正競争環境を阻害するような問題が生じていないかについて、今後、必要が

フトバンクモバイル)	組みを実施しており、新たな規制を追加する必要はないものと考えます。 (NTTコミュニケーションズ) ■ 当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。 ・ なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等、人事交流によって公正競争が阻害されることがないように、公正競争の遵守に引き続き取り組んでいく考えです。 (NTT西日本) ■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東西とNTTコミュニケーションズ殿との間のルール及び移動体分離の際における公正有効競争条件を遵守しており、新たな規制を追加する必要は無いと考えます。 ・ なお、人事交流によって公正競争を阻害することがないように、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取り組みを実施しております。	あると認められる場合には、検証を行うこととする。
------------	--	---------------------------------

	(NTT東日本)	
意見５９ 「フレッツ・テレビ」サービスは、平成２０年度の要請以降もNTT東西が放送サービスの提供主体であるような誤認を与える広告が引き続きなされていることから、総務省は適切な措置等を講じるべき。	再意見５９	考え方５９
■（カ）「フレッツ」のサービス名称使用 オプティキャスト殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関しては、２００９年２月にNTT東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記するよう行政指導※３が出されていますが、依然としてNTT東日本殿が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が散見される状況です※４。 NTT法で放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにすべきであり、総務省殿においては、適切な措置等を講じるべきと考えます。 ※３「競争セーフガード制度に基づく検証結果（２００８年度）」に基づき講じるべき措置について（要請）（２００９年２月２５日） http://www.soumu.go.jp/menu/news/s-news/090225_5.html#bs1 ※４別添資料２参照	■ 「フレッツ・テレビ」の提供にあたっては、広告・CM等については、以下の内容※を掲載し、放送サービスの提供主体を明確にすることで、指摘のような誤解が生じないように努めております。また、本社に設置した広告審査組織等において、すべての広告物の審査を実施しているところであります。 ※広告物への主な掲載内容 「フレッツ・テレビ」は、NTT西日本が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、（株）オプティキャストが提供する放送サービス「オプティキャスト施設利用サービス」の契約によりご利用頂けます。 フレッツ・テレビ月額利用料６８２．５円（税込）（オプティキャスト施設利用料２１０円（税込）／月を含みます。） ※CMでの掲載内容 「フレッツ・テレビ」は地デジ受信方法のひとつであり、「フレッツ光」を利用し、（株）オプティキャストの放送サービス（地上／BS）を受信するサービスです。 フレッツ・テレビ月額利用料６８２．５円（税込）（オプティキャスト施設利用料２１	■ 「フレッツ・テレビ」サービスについては、現行のNTT法においてはNTT東西が放送事業を営むことは認められておらず、活用業務ガイドラインにおいても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえ、NTT法に基づく業務範囲規制を厳格に運用する観点から、平成２１年２月、NTT東日本に対して、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをNTT東日本による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて、明確に理解できるようにするため、放送サービス提供主体が他社であることを広告に明記すること等について周知・徹底することを要請したところである。当該要請以降、NTT東西によれば、両社が電気通信サービスを提供し、他社が放送サービスを提供することについて、誤解が生じないように広告物に明記しているとしており、総務省においても、それを確認していること等から、直ちに更なる対応を取ることが必要とはいえないが、今後、必要があると認められる場合には、更に検証を行うこととする。

(別添資料2)

「フレッツ・テレビ」に関する広告物の一例

別添資料2



(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ NTT東日本の「フレッツ・テレビ」の広告表示

従来から指摘を重ねていますが、2011年度の検証結果においても、「利用者が『フレッツ・テレビ』サービスをNTT東・西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東・西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。」とされており、2008年度の検証結果に基づく要請を受けたて講じている運用状況等について引き続き注視するとされているところですが、平成24年6月時点の広告物(別添資料参照)を見ても、「放送サービスの提供主体が他

0円(税込)／月を含みます。)」

- ・ 現在、ブロードバンド市場においては、トリプルプレイに対するお客様ニーズに応えるべく、様々な事業者が自らの経営資源の活用や他社とのアライアンスなどを通じ、映像サービスやIP電話サービス等を提供し、活発な競争を展開しています。当社も、インターネット以外のフレッツ光の新たな利用シーン・魅力として、フレッツ光と共に提供される各種映像サービスの紹介を通じて、こうしたお客様ニーズに応えていく考えです。

(NTT西日本)

- フレッツ・テレビにおいて、当社が提供しているのは、電気通信サービス「フレッツ光」及び「フレッツ・テレビ伝送サービス」であり、放送サービスの提供は行っていない。

- ・ また、当社はフレッツ・テレビの提供において、放送サービスの提供主体がオプティキャスト殿である旨を広告に明記しており、指摘のような誤解が生じないように努めているところです。
- ・ したがって、現に公正競争上の問題は生じておらず、また、放送サービスの提供主体を誤認しないための措置は既に講じていることから、新たな措置を追加する必要は無いと考えます。
- ・ 当社は今後とも電気通信サービスである「フレッツ光」、「フレッツ・テレビ伝送サービス」等の提供を通じて、インターネットのみならず、映像サービス等ますます多様化してきて

社であること」を利用者が視認しやすい表記になっているとはいえません。 N T T 東・西が放送事業を行うことは禁止されており、提供主体がN T T 東・西であるような誤解を利用者に与える広告手法は問題です。利用者への説明責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオプティキャストであり、同社との契約が別途必要なことが理解できるように目立させて表示すべきであり、注視だけでは状況が改善しない場合は更なる対応を取る必要があるものと考えます。 (別添資料)  (K D D I)	いるお客様のニーズに対して応えていく考えです。 (N T T 東日本)	
意見60 「N T T」等の名称を使用する場合は、サービスの提供主体を誤認させる恐れもあるため、「N T T」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべき。	再意見60	考え方60

■ (オ) NTTブランド使用ルール整備 NTTグループ各社が社名の一部に「NTT ●●」のように「NTT」等の名称を用いて営業することは、NTTグループによる一体的なサービス提供を想起させるおそれが高いと想定されます。また、後述のとおり、株式会社オプティキャスト（以下、「オプティキャスト」という。）殿が提供する「フレッツ・テレビ」のようにサービスに「フレッツ」等の名称を使用する場合は、サービスの提供主体を誤認させる恐れもあるため、利用者保護及び公正競争確保の観点から問題が生じないよう、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきと考えます。 （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ NTTブランドの使用 県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株及びNTT東・西に限定されている「日本電信電話」＝NTTブランドを「NTT東日本ー〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠することにより（別添資料参照）、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。 （別添資料）	■ NTT東西以外の各社の指摘によると、NTTグループでの個人情報の流用やNTTブランドを濫用した営業活動等が後を絶たないようです。 思うに、NTTグループにおけるNTTブランドの使用は、顧客や従業員等に対して不当にNTTグループの一体感を認識させ、NTT各社を分離して公正競争を確保し、ブロードバンドを普及促進しようとする制度の趣旨に反する結果を招いていると思います。 したがって、NTTグループ各社に対し、「NTT」及び「日本電信電話」の名称の使用を禁止し、各社は、それぞれ異なる名称を使用しなければならないこととするべきだと思います。 （個人） ■ ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針（平成9年11月24日公表）」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されておらず、ブランドや信頼性は企業としての経営努力の結果として獲得されるものであり、公正競争の観点から問題となるものではありません。 ・ また、フレッツ・テレビの提供においては、放送サービスの提供主体がオプティキャストである旨を広告に明記しており、指摘のような誤解が生じないよう努めているところです。 （NTT西日本）	■ 一般的に、隣接市場間で同一ブランドが使用されるケースにおける事業者選択は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も反映した複合的な結果と考えられる。現時点で、公正競争確保の観点から直ちに問題となる事象とは必ずしもいえないが、県域等子会社等のNTTグループ各社におけるNTTブランドの使用も含め、今後、ブランド力に関して公正競争の観点から問題が生じていないかどうか、引き続き注視していくこととする。 ■ 「フレッツ・テレビ」におけるサービス提供主体については、考え方59のとおり。
---	--	---

Designing The Future KDDI 「NTT」ブランドの活用(NTT東日本) 出典:NTT東日本HP(http://www.ntt-east.co.jp/aboutus/group.html)	■ ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針（１９９７年１２月４日公表）」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されていないことから、特段の制約は必要無いものと考えます。 ・ なお、当社はフレッツ・テレビの提供において、放送サービスの提供主体がオプティキャスト殿である旨を広告に明記しており、指摘のような誤解が生じないように努めているところです。 (NTT東日本)	
Designing The Future KDDI 「NTT」ブランドの活用(NTT西日本) 出典:NTT西日本HP(http://www.ntt-west.co.jp/corporate/group/)		
(KDDI) 意見 6 1 NTT東西の提供する光ポータルは、NTT東西が本来業務として認められていない移動体通信事業への事実上の進出であり、無条件に放置すべきではない。	再意見 6 1	考え方 6 1
■ 光ポータル	■ KDDI 殿の意見のとおり、それぞれの市場	■ NTT東西が提供する光ポータルについて

NTT東・西の提供する光ポータブルは、NTTドコモ等、他の携帯事業者のSIMカードを差し込むことで、3Gモバイルデータ通信が利用可能となりますが、これはNTT東・西が本来業務として認められていない移動体通信事業への事実上の進出であり、無条件に放置すべきではありません。 また、現状はNTT東・西のフレッツ光とNTTドコモとの直接的なパッケージ販売は行っていないものの、光ポータブルを使用してNTTドコモサービスを利用することが可能となっており、FTH市場とモバイル市場でそれぞれ圧倒的に高いシェアを持つNTT東・西とNTTドコモとの実質的な連携がなされております。従って、総務省においては、NTTグループのサービスを直接的・間接的に連携させるような動きについて注視するだけでなく、厳格な調査、検証を行い、問題が認められた場合には是正措置を着実に講じるべきと考えます。 (KDDI)	において圧倒的に高いシェアを持つNTT東西殿と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）殿の実質的な連携等は、市場に対して大きな影響を与えるものと考えます。共に大きな市場支配力を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿等、NTTグループの直接的・間接的な連携について、総務省殿は、公正競争上の問題が生じないように、厳格な調査及び検証を行い、必要な措置等を実施することが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 光ポータブルは3Gモバイルデータ通信が利用できるだけでなく、宅内では無線LANルータとして、屋外では公衆無線LANサービスを利用可能とするものであり、フレッツ光の利活用促進に資する通信機器であると認識しています。3Gモバイルデータ通信は、各携帯電話事業者のSIMカードを利用することで実現できますが、3Gモバイルデータ通信の役務提供及び料金設定は各携帯電話事業者が行っていることから、当社が移動体通信事業に進出しているという指摘は適当では無いと考えます。 ・ また、当社の提供する光ポータブルはSIMフリー端末となっており、各社の様々な3Gモバイルデータ通信サービスをご利用いただくことが可能で、NTTドコモ殿の3Gモバイルデータ通信サービスもそのひとつに過ぎません。したがって、NTTドコモ殿との排他的な連携	では、各携帯電話事業者が提供するSIMを利用することでモバイルデータ通信が利用可能となるが、当該モバイルデータ通信の提供及び料金設定は各携帯電話事業者が行っていることから、NTT東西が携帯電話事業に進出しているとは認められない。 また、NTT東西は、SIMフリー端末の光ポータブルを提供しており、光ポータブルを利用したモバイルデータ通信については複数の電気通信事業者のサービスを選択可能であり、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に該当するものと直ちに認められるものではないため、公正競争上問題があるとはいえない。 ■ 市場環境や競争環境の変化を踏まえたNTTグループの規制の見直しについては、考え方40のとおり。
---	--	---

	にはあたりません。 ・ むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところであり、現に、他社は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引く等固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを提供している一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件等が課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・ したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。 (NTT西日本) ■ 光ポータブルについては、携帯電話事業者が提供するSIMカードを差し込むことで、3Gモバイルデータ通信が利用可能となるものであり、3Gモバイルデータ通信の役務提供及び料金設定は、携帯電話事業者が行っていることか	
--	--	--

	ら、当社による移動体通信事業への進出ではありません。 ・ また、光ポータブルはＮＴＴドコモ殿以外のモバイルキャリアに対応する「ＳＩＭフリー」機種を提供しており、お客様はモバイルキャリアを選択いただくことが可能であることから、排他的な共同営業にはあたらず、更なる調査、検証及び措置は不要と考えます。 ・ むしろ、ＮＴＴグループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社又は特定の他社のＦＴＴＨ等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でＮＴＴグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、ＮＴＴグループのお客様だけが不利益を被ることになり、ＩＰ・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。 ・ したがって、こうした市場環境や競争環境の変化を踏まえ、電話時代を前提とした非対称規制の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直し又は撤廃していただきたいと考えます。 (ＮＴＴ東日本)	
--	---	--

3 その他

意 見	再 意 見	考 え 方
意見６２ ブロードバンドとは何かを仕切り直した上で、公正競争ではなく、セキュリティの適切な確保が重要。	再意見６２	考え方６２

■ 1、何のためのブロードバンドなのか、を考えること 正直に言えば、有線と無線では、無線を重視する消費者が多い。簡単に言えば、スマートフォンの携帯電話（デザリング）＋普通の携帯電話、などである。もはや有線にする魅力があるのか、に関して、NTT側も気づいており、すでにNTTコミュニケーションズは、050電話の重視をしている。 公正な取引かどうかをワーワー言っているうちに、無線局が置かれ、携帯電話で話をする時代となってしまった。そのことを深く認識しつつ『ブロードバンドとは何か』を仕切りなおしてはどうだろうか？ ■ 2、市場主義でないからできることもあること NTT東西は、電話帳を毎回使うか使わないかはともかく配布し、公衆電話を置いている。それは一辺倒に市場主義でないからである。しかし、電話帳の意義はだんだん薄れつつある。その理由は、電話帳が個人情報であり、これが悪用されたからである。 公正な取引を維持したいなら、極端に言えばNTTの有線（配線）部門を分社化して公益社団法人化し、会計とサービス料金を明確化すればよいだけである。そこに、各社が契約部門に監査で入り、お金を払えば、携帯電話無線局を共有化できるようにすればいいのである。NTTもおそらくそう考えている気がする。	なし	■ 本制度は、固定系ブロードバンドサービスと移動系ブロードバンドサービスの双方を対象としつつ、電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から運用しているものである。 御意見のとおり、セキュリティの適切な確保は重要と考えるが、事業者間の競争を促進し、料金の低廉化やサービスの向上を実現するための公正競争環境の整備を行うことは現在においても引き続き重要と考える。
---	-----------	---

しかし、いまだきそれ以外で有線部門でうまみがあるのだろうか。公正競争でワーワー言うべき時なのだろうか。 もしも、言われるとすれば、例えば、同じ契約会社同士と別の契約会社との電話回線のつながる速さが違いすぎる、とかであろう。 しかし、そういうものは、検査すればすぐわかることである、と考える。 それよりも、今やるべき時は、セキュリティの適切な確保ではないかと考えられる。通信の秘密をどうするか。通信の安全をどうするか。それをもっと真摯に話し合うときであろう。 公共の維持とセキュリティに見合った料金。これをしっかり議題に挙げてほしい。 (個人)		
意見 6 3 競争事業者から N T T 東西へ番号ポータビリティを行う際に、手続の不備によりユーザへの二重請求が発生している状況を踏まえ、N T T 東西の再発防止策自体の実効性があるか等の踏み込んだ検証を行うとともに、総務省が必要な指導等を行うべき。	再意見 6 3	考え方 6 3
■ (ア) N T T 東西殿への番号ポ手続きの不備によるユーザへの二重請求 競争事業者から N T T 東西殿へ番号ポータビリティを行う際に、N T T 東西殿の手続き不備により移転元事業者(競争事業者)のサービスが解約されず、ユーザへの請求が二重に行われるトラブルが発生しています。本件については、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011年度)」において弊社共より	■ 本事象に関しては、過去、番号ポータビリティ実施時において、移転先の事業者である当社から移転元の事業者への連絡が不徹底だったことにより発生したものであり、当社としては、その都度お客様および事業者への対応を行い、是正に努めてきたところです。 ・ また、本年5月からは番号ポータビリティを伴う工事オーダー作成時において、移転元事業者との工事日の事前調整漏れをチェックする等	■ 御指摘の事案については、番号ポータビリティ実施時において、移転先の事業者である N T T 東西から移転元の事業者への連絡が不徹底だったことにより発生しており、N T T 東西は、その都度利用者及び事業者への対応を行い、是正に努めてきたとしている。更に、平成24年5月からシステム面での対応を実施する等、再発防止の徹底のための更なる改善策が講じられており、それ以降、発生

意見を提出し、再意見等においてNTT東西殿は移転先事業者（NTT東西殿）から「移転元事業者への連絡不備が原因との見解により、社内における注意喚起及び再発防止措置を講じる」としました。その結果、総務省殿による本件について特段の措置等はなされず、NTT東西殿の上記措置を踏まえ当該措置の遵守状況について注視する旨の考え方が示されたと認識しています。 しかしながら、現時点（2012年6月）においても二重請求のトラブルは年間数十件のペースで発生しており、NTT東西殿が再発防止措置を講じたとされる時期以後も改善されていない状況にあります。総務省殿においては、現にユーザに不利益が発生している状況を踏まえ、NTT東西殿の再発防止策自体の実効性があるか等の踏み込んだ検証を行い、二重請求撲滅に向けて必要な指導等をして頂くことを要望します。 （ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	のシステム面での対処も実施することで、更なる改善を図ってきているところです。 ・ システム対応後、二重請求に関する事象は現在まで発生しておりませんが、引き続き、再発防止に努めていく考えです。 （NTT西日本） ■ 本事象に関しては、過去、番号ポータビリティ実施時において、移転先の事業者である当社から移転元の事業者への連絡が不徹底だったことにより発生したものであり、当社としては、その都度お客様及び事業者への対応を行い、是正に努めてきたところです。 ・ また、本年5月からは番号ポータビリティを伴う工事オーダー作成時において、移転元事業者との工事日の事前調整漏れをチェックする等のシステム面での対処も実施することで、更なる改善を図ってきているところです。 ・ 今回ご指摘の件については、工事予定日直前での工事変更により発生した事象等であり、運用フローの改善等再発防止の徹底に努めていく考えです。 （NTT東日本）	件数は大幅に減少していることを確認しているところである。本件は、必ずしも公正競争上の問題であるとはいえないが、引き続き再発防止策を徹底することが望まれる。
意見64 NTT西日本の番号情報データベースシステムから番号情報を抽出する条件として、事業者識別番号を設定し、電話帳発行を行うことは、公正競争の確保や、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインに照らして問題であり、是正措置を講ずべき。	再意見64	考え方64

■ (イ) 電話帳掲載における不利な取り扱い 現在、一部の電話帳発行事業者がN T T西日本殿の保有する番号情報データベースシステム（以下、「T D I S」という。）から情報提供を受ける際、事業者を選別して情報を抽出し電話帳の発行を行っているため、ユーザにおいては利用する電話サービス事業者によって電話番号が電話帳に掲載されないケースが出ております。電話帳発行を行うに当たって、一般的に電話帳発行事業者は、T D I Sに番号登録を行う側の電気通信事業者とは特段の個別契約を締結することがないため、事業者を選別せずに電話帳発行を行っています。しかしながら、お客様が掲載情報として想定していない事業者識別情報をT D I S情報の抽出条件として設定するために上記問題が生じていると考えられ、これにより、止む無く電話サービスの提供事業者そのものを変更するユーザも存在しています。 本事象は、結果的に競争事業者が公正な競争を行う環境を阻害しているのみならず、電話帳会社を選別せずに電話帳掲載を希望して電話番号情報を提供しているお客様の権利利益をも害しているものと考えます。加えて、掲載に当たって本来不要である事業者識別情報を利用して電話帳発行が行われている点については、個人情報保護の観点から電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第29条第2項及び第3項の抵触等が懸念されます。従って、総務省殿においては、実態の調査及び問題の検証を行ったうえで、電話番号情報の抽出条件を	■ T D I Sに登録されている番号情報には事業者識別情報が含まれていますが、これは、例えば、お客様から電話帳発行事業者（T D I S利用事業者）に対し、掲載に誤りがある等の申告があったときに、電話帳発行事業者が自らのデータベース等を修正するだけでなく、お客様からの要望を踏まえ、T D I S登録事業者へデータベース等の修正を依頼する等の対応ができるようにするためのものです。 ・ 現に、T D I S登録事業者とT D I S利用事業者は、番号情報の誤謬の訂正等について、当該情報を用いて相互に連携して対処しており、ソフトバンク殿が要望されるような抽出条件の見直しはできません。 ・ なお、ソフトバンク殿が問題視されている一部の電話帳発行事業者の電話帳の扱いについては、ソフトバンク殿と当該電話帳発行事業者との間の問題であり、当事者間で直接解決すべきと考えます。 (N T T西日本)	■ 番号情報データシステム（以下「T D I S」という。）から抽出した番号情報の電話帳への掲載に関する取扱いについては一義的には電話帳発行事業者が判断する事項であり、公正競争上の問題であるとはいえない。 なお、N T T西日本によれば、T D I Sに登録されている番号情報に事業者識別情報が含まれているのは、電話帳の掲載に誤りがある等の申告があったときに、T D I S登録事業者へデータベース等の修正を依頼する等の対応のために必要であるとしており、これを踏まえれば、事業者識別情報を含む番号情報の提供は、業務の目的達成のため必要な限度を超えておらず、また、本人の権利利益を不当に侵害しないものであり、電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン（平成23年11月改正）第29条第2項及び第3項に抵触するものではないと考えられる。
---	---	--

見直す等、是正措置を講じて頂くことを要望します。 (ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)		
意見６５ ベストエフォート回線を用いたＯＡＢ－ＪＩＰ電話サービスについては、技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきではなく、競争政策の観点からも議論を尽くした上でその是非が判断されるべきであり、それまでの間は、当該サービスの提供は見送られるべき。	再意見６５	考え方６５
■ 現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 ＩＰネットワーク設備委員会 通信品質検討アドホックグループにおいて、ソフトバンク殿の提案するベストエフォート回線を用いたＯＡＢ－Ｊ－ＩＰ電話サービスの提供について、その是非が議論されておりますが、当該サービスは、現行のＯＡＢ－Ｊ－ＩＰ電話の通信品質基準が確保されておらず、緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼすこととなります。 また、ユニバーサルサービスの在り方等、以下のような競争政策上の問題も孕んでいるにもかかわらず、こうした観点からの議論は一切なされておられません。 (１) ユニバーサルサービスの在り方について ・ 今回のソフトバンク殿の提案は、当社のフレッツ光（ブロードバンドサービス）上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電	■ 東日本電信電話株式会社のご意見に賛同いたします。 利用者のニーズからもベストエフォートのＯＡＢ－Ｊ ＩＰ電話サービスを低廉な料金で提供される事は望ましいと考えますが、今後も、広くあまねくＯＡＢ－Ｊサービスが提供されるよう、ユニバーサルサービス基金制度を見直す必要があると考えます。 (アットアイ) ■ ＮＴＴ殿のＮＧＮには、優先制御、および帯域制御の機能を有しているとＮＴＴ殿も認めているところですが、これらの機能を利用できる事業者がＮＴＴ殿のみであることは、同等性確保などの観点から問題であると言わざるを得ません。優先制御や帯域制御等の重要な網機能は、速やかに、ＮＴＴ殿自身の利用形態と等しい技術的条件で機能開放が行われるべきであると考えます。	■ ソフトバンクの提案に基づくベストエフォート回線を用いたＯＡＢ－ＪＩＰ電話サービスの実現方式については、情報通信審議会における審議の過程においては、明示的に安定品質以外の品質基準に適合しないとのデータは得られなかった。このため、平成２４年９月２７日付け情報通信審議会答申において示されたとおり、当該方式は、その測定データに基づき判断する限り、現時点では安定品質以外の品質基準を概ね満足していると考えられる。 また、当該方式については、優先制御機能がアンバンドルされていない中で、講じうる限りの措置を実施し、ふくそう時にも通信品質を確保するとしている。このため、その背景等に鑑みて、安定品質に関して実施条件を付す等した上で、個別に承認されたものである。 当該方式の承認に際しては、今後のＮＧＮ

話のみメニュー」を低廉な料金で提供する場合、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。 ・ 仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するのであれば、当社もこれからPSTNマイグレーションを控えている中で、IPによる電話サービスの提供方法を抜本的に見直さざるを得ません。 ・ 逆に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるというのであれば、(2)のようなアンフェアな競争下において、当社はユニバーサルサービス責務を果たすことが困難となるため、ユニバーサルサービスの定義そのものを抜本的に見直すことが必要です。 ・ 現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をNTT東西の内部補填により賄っていますが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのOABJ-IP電話サービスを低廉な料金で提供するようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出が進み、NTT東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることから、ユニバーサルサービス基金制度の抜本的な見直しが必要です。 (2) ネットワーク利用料の負担の公平性について ・ 今回、ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分の	情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会 報告でも指摘されているとおり、これら優先制御機能等がNTT殿のNGNにおいて機能開放されていないことが要因で、NTT殿以外の事業者がOAB~J IP電話に参入できませんでした。今回、特例措置ではあるものの、NTT殿以外の事業者による参入を積極的に認めた点においては、開放に向けた動きのひとつとして評価できます。 しかしながら、ソフトバンクテレコム株式会社殿(以下SB殿という)の提案方式は、慢性的に品質が確保できない場合はドライカップパによる迂回を実施するとあります。この提案方式は事実上、大手通信事業者のみが採りうるものであり、弊社ははじめとした多くの競争事業者はこの方式によりOAB~J IP電話を提供することが困難です。そのため、NGNにおけるOAB~J IP電話が、NTT殿のみによる独占的提供状況は回避されるものの、いまだに完全な競争環境ではありません。これらの状況を回避するためにも、NGNの機能開放や技術基準の見直しを早急に行うべきと考えます。 (Zip Telecom) ■ 弊社はOAB~J IP電話の通信品質に係る技術基準を見直すべきと考えます。昨今の固定電話の利用環境やニーズは、PSTNを構築した当初とは大きく変わっています。世界的にも稀である日本の技術基準は、不必要に競争や発展を阻害しており、固定電話が持つ新たな可能	における音声の優先制御機能等のアンバンドルの検討状況も踏まえるため暫定的なものとし、従来のOAB-J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたものであることから、競争条件を抜本的に変更するものではないと考えられる。 また、負担の相違については、当該方式が、ベストエフォート・ネットワークを利用するために生ずるものであり、以上を踏まえれば、直ちに競争上の問題となるものではないと考えられる。なお、当該方式による電話サービスは、NTT東西のフレッツ光の利用を前提として提供されるものであり、事業法施行規則第14条第3号の役務に当たらないことから、ユニバーサルサービスに該当しないものと考えられ、現時点においてユニバーサルサービスの定義を見直す必要はないと考えられる。 また、都市部等の競争エリアにおけるIP化の進展に伴うユニバーサルサービスへの影響については、既にコスト算定上の補正を措置済みである。 ■ NGNのオープン化については、上述の情報通信審議会答申において、「競争事業者がNGNにおいてアンバンドルされた音声の優先制御機能等を適切に利用できるよう、引き続き必要な取組を行うことが適当」とされている。NGNのオープン化については、現在「PSTNマイグレーションに係る関係事業
---	--	--

ネットワーク利用料を負担することなく O A B J - I P 電話サービスを提供しようとしており、通話料を無料にしてくることも想定されますが、当社を含む O A B J 電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料（コスト）について通話料で回収することを前提に事業を運営してきたところであり、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しいと考えます。 ・ このように既存事業者が、現実的に採り得ない仕組みで O A B J - I P 電話サービスの提供を認めることは、これまでの O A B J 電話市場における競争環境を根本的に覆し、現行の P S T N 並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じ O A B J 電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れないなどの点について、競争政策上の観点から検討が必要です。 したがって、本件については、技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきではなく、十分に国民からのコンセンサスを得るとともに、競争政策の観点からも議論を尽くした上でその是非が判断されるべきであり、それまでの間は、当該サービスの提供は見送られるべきであると考えます。 （N T T 東日本） 【ベストエフォート O A B J - I P 電話サービスについて】	性を減減させ、ひいては日本における電気通信分野の技術革新を抑制させるものです。特に、日本の技術基準は技術的実現手段を細かく定義するものであり、S B 殿の提案方式のような、新たな技術等の開発を大きく萎縮させるものです。このように技術的基準を厳格に定義しているのは、世界的に見ても稀です。世界の多くの国は、技術的中立性のスタンスに立ち、通信品質や品質維持のための技術的手法等は通信事業者が自由に選択し、提供します。日本においても、技術的な実現方法でなく提供役務の品質評価に重点を置き、自由な競争を促進すべきであると考えます。 （Z i p T e l e c o m） ■ N T T 殿が主張された「通話料を無料にしてくることも想定される」との点については、N T T 殿が提供するひかり電話の「もっと安心プラン」は、利用者が支払う料金を超えた金額の無料通話が付されていることから、同様の指摘が当てはまると考えます。 （Z i p T e l e c o m） ■ N T T 東西殿の意見に賛同いたします。 情報通信審議会 情報通信技術分科会（I P ネットワーク設備委員会）において、ベストエフォート回線による O A B ~ J I P 電話サービスの提供の是非について、技術的な観点から検討されているところですが、次の懸念から、特例措置の適用によるサービス提供は認められる	者間の意識合わせの場」等において議論が進められているところであり、引き続き関係事業者間で協議が行われることが適当である。 ■ なお、通信品質に係る技術基準を見直すべきとの御意見については、今後の参考とさせていただきます。
--	--	--

・ 現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 ＩＰネットワーク設備委員会 通信品質検討アド ドックグループにおいて、ソフトバンク殿が 提案する「ベストエフォート回線を用いたＯＡ ＢＪ－ＩＰ電話サービス」の提供の是非につ いて議論されていますが、当該サービスにつ いては、現行のＯＡＢＪ－ＩＰ電話の通話品質基準 が確保されておらず、緊急通報呼が繋がらな くなる可能性もある等、国民生活に支障を及ぼ すことになることに加え、以下のとおり、技術 的な問題だけでなく、競争政策上の極めて大 きな問題を孕んでいるため、もっぱら技術基 準等を扱う場の議論のみで容認されるべきで はなく、競争政策の観点から、十分議論を 尽くした上で、その是非を判断する必要が あり、それまでの間は、当該サービスの提 供は見送られるべきであると考えます。 (１) ユニバーサルサービスの在り方について ・ 今回のソフトバンク殿の提案は、当社の フレッツ光（ブロードバンドサービス）上 で提供することを前提としているため、 ユニバーサルサービスには該当しませんが、 同様の方式で「電話のみメニュー」が低 廉な料金で提供されるようになった場合 に、当該メニューがユニバーサルサービス に該当するか否かが明確になっていま せん。 ・ 仮に、当該メニューがユニバーサルサ ービスに該当するとされるのであれば、 当社もこれからＰＳＴＮマイグレーション を控えている中で、ＩＰ電話サービスの 提供方法を抜本的に見	べきでないと考えます。 (１) 不公平な競争環境の形成 ＯＡＢ～Ｊ ＩＰ電話のサービスを提供する 既存事業者は、現行の技術基準に則って、 相応の設備投資等を行った上で、サービ ス提供してきたところですが、ベストエ フォート回線によるＯＡＢ～Ｊ ＩＰ電 話サービスを提供する新たな方式（以下、 提案方式とする）は、既存の提供方法に 比べ、設備投資を大幅に抑制できること から、特例措置の適用によって技術基準 に差異が生じることになれば、提案方式 が既存の提供方法に対して著しい競争優 位性を有することは明らかです。 したがって、特例措置の適用により提供 方法毎に技術基準の差異が生じれば、競 争上の公平性を欠くとともに、提案方式 による市場支配が進行することで、現行 の技術基準の実効性が失われることから、 特例措置の適用は認められるべきでな いと考えます。 (２) 利用者の利益に及ぼす影響 ＩＰネットワーク設備委員会 報告（案） において、「提案方式は、技術基準（特に 安定品質）に適合していると結論づけら れない」としながら、特例措置を適用し たサービス提供が認められることとなれ ば、当該サービスの利用者は、緊急通報 を安定的に確立できない等の不利益を被 る可能性があり、人命および国民の安心 ・安全が脅かされる恐れがあることから、 特例措置の適用は認められるべきでな いと考えます。	
--	---	--

直さざるを得ないものと考えます。 ・ 逆に、当該メニューがユニバーサルサービスには該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるとされるのであれば、（２）に後述するような競争中立性を欠いた競争環境下において、当社はユニバーサルサービスを提供する責務を果たすことが困難となるため、ユニバーサルサービスの定義そのものを抜本的に見直すことが必要になると考えます。 ・ また、現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をＮＴＴ東西の内部補填により賄っているところですが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのＯＡＢＪ－ＩＰ電話サービスを低廉な料金で提供するようになると、都市部等でのＰＳＴＮユーザの流出が進み、ＮＴＴ東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることから、ユニバーサルサービス基金制度についても抜本的に見直すことが必要になると考えます。 （２）ネットワーク利用料の負担の公平性について ・ 今回、ソフトバンク殿は、当社のＮＧＮとＩＳＰ接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなく、ＯＡＢＪ－ＩＰ電話サービスを提供しようとしており、当該サービスの通話料を無料にしてくることも想定されますが、当社を含むＯＡＢＪ電話	また、当該サービスの提供の是非を判断するにあたっては、同分科会における技術的な視点からの検討に加えて、当該サービスに関係するさまざまな視点から広く検討がなされるべきと考えます。 （ケイ・オプティコム） ■ 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申（平成２３年１２月２０日）」にあるとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためには、ＮＴＴ－ＮＧＮについて、一層のオープン化措置を検討していくことが必要であると考えます。他方、情報通信審議会情報通信技術分科会ＩＰネットワーク設備委員会報告（以下、「報告」という）に記載されているとおり、現在に至るまで、ＮＴＴ東西殿は第一種指定電気通信設備であるＮＴＴ－ＮＧＮにおいて電話役務に係る重要な機能アンバンドルを行なっておらず、競争事業者はＮＴＴ－ＮＧＮにおけるＯＡＢＪ－ＩＰ電話を提供できない状況が継続していることから、ＮＴＴ東西殿のみが事実上当該サービスを独占的に提供している環境にあります。 また、報告には「競争事業者がＮＧＮにおいてアンバンドルされた音声の優先制御機能等を適切に利用できるよう、引き続き必要な取組を行うことが適当である」と記載されています。弊社及びＮＴＴ東西殿は、数年前よりＮＴＴ－ＮＧＮにおける音声の優先制御等のアンバンドル協議を行ってきたところですが、ＮＴＴ東西	
--	--	--

サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料（コスト）について、電話サービスの通話料で回収することを前提に事業を運営してきたところであり、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的には難しいと考えます。 ・ このように既存事業者が、現実的に採り得ない仕組みでＯＡＢＪ－ＩＰ電話サービスの提供を認めることは、これまでのＯＡＢＪ電話市場における競争環境を根本的に覆し、現行のＰＳＴＮ並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じＯＡＢＪ電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から十分検討する必要があると考えます。 （ＮＴＴ西日本）	殿からは弊社提案方式での実現が困難であると回答いただいたものの、その回答に、困難であることの具体的かつ詳細な理由についての説明はありません。また、実現性のある提案を行うためのＮＴＴ－ＮＧＮの情報の開示若しくは代替案の提示もいただけないことから、弊社は適切な具体的要望を行うことができておらず、数年経過した現在においても協議に大きな進展はないところです。すなわち、競争政策の観点からは機能開放を進めるべきとされているにも係わらず、ＮＴＴ東西殿によって開放若しくはそれに係る協議が一向に進展しない状況です。 ＮＴＴ東西殿が指摘されるように、ＯＡＢＪ－ＩＰ電話の国民生活に対する重要性や競争政策の観点からも、現在停滞している機能アンバンドルの接続協議が進展するべく前向きな対応を行っていただきたいと考えます。なお、本アンバンドル協議を適切に進展させるには、ＮＴＴ東西殿においてＮＴＴ－ＮＧＮの情報開示を行うことが必要であると考えます。 また、ＮＴＴ－ＮＧＮのアンバンドル議論においては、その影響が長期間にわたり国民生活や企業活動全体に及ぶものであることから、通信事業者間の接続協議のみでなく、国民が議論に参加可能であるオープンな場において消費者の視点にたった議論もなされるべきであると考えます。 （ソフトバンクＢＢ、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）	
--	---	--

	■ 情報通信審議会情報通信技術分科会 I P ネットワーク設備委員会通信品質検討アドホックグループにおいて弊社が行った提案方式（以下、「提案方式」という）は、N T T－N G Nのブロードバンド回線上で実現するものであり、ユニバーサルサービスには該当するものではありません。また、ユニバーサルサービスの適用は、提案方式に係わらず技術基準の是非とは無関係であることから、本提案とは切り離して議論すべき事項であると考えます。 なお、N T T東西殿を含めた光サービスへの移行が大きな流れとしてある中で、提案方式だけがユニバーサルサービスの維持を危うくするとの指摘はあたらないと考えます。 （ソフトバンク B B、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル） ■ P S T N並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利かどうかについては、「現行の品質基準において、O A B J－I P電話の提供方法のバリエーションを拡げる」と報告書にも記載のあるとおり、P S T N並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資をしているものであり、ネットワーク利用料の負担の公平性が図れていないものではないと考えます。提案方式は、N T T－N G Nのアンバンドルが実現しない現状であるものの、市場からの強い要望に応えるために提案したものです。本提案方式においては、本来N T T－N G Nのアンバンドルが	
--	--	--

	適切に行われていれば不必要であった設備投資等を行っていることから、NTT東西殿の指摘とは異なり、当該方式により参入する弊社が、既存事業者よりも競争上不利な側面を多分に有するものと考えます。弊社としては、本提案がもつ不利な競争環境を早急に改善させるためにも、アンバンドル協議を進展させるようNTT東西殿へ引き続き要請していく考えです。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ まず、NTT-NGN網に係るコストは、各加入者がNTT-NGN網利用料として負担しています。また、弊社は、ISP(VNE)専用となる区間について接続料として負担しています。その他、ひかり電話に相当するSIPサーバ及び関連する伝送部分を弊社網内に構築し、当該コストを通話料等で回収するものでありNTT東西殿と同様であることから、提案方式は利用料の公平性を欠いたものではありません。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 今回のベストエフォート回線によるOABJ-IP電話についての提案方式を認めることは、加入者網やOABJ-IPのための品質維持や、その他位置固定などに設備投資を行ってきた各事業者の投資意欲を減退させる恐れがあり、結果的に設備競争によってもたらされる	
--	---	--

	ダイバーシティ確保や多様なサービスによるユーザ利便性の向上を阻害することにもなりかねません。 従って、本件についてはユーザにとっての品質の確保及び設備競争の保持の観点から十分に検証を行い、適否の判断を行うことが先決です。 (ＫＤＤＩ)	
意見６６ 地下管路等に接続事業者が共同収容を行うに当たっては、接続事業者とＮＴＴ東西殿との損害賠償に係る契約内容が片務的であるため、総務省にて検証を行うべき。	再意見６６	考え方６６
■ 地下管路等の共同収容について ＮＴＴ東西殿所有の地下管路等に接続事業者が共同収容を行うにあたっては、接続事業者とＮＴＴ東西殿との損害賠償に係る契約内容が片務的であり、貸主としての接続事業者とＮＴＴ東西殿との公正性もしくは同等性が確保されていないと考えております。 ボトルネック設備の利用条件の公正性・同等性を確保する観点からも総務省殿にて検証を行うべきと考えます。 (イー・アクセス)	■ ご指摘については、設備の貸主としてリスクを免責させていただくための条項であり、当社地下管路等をご利用いただく際の条件の一つとさせていただいておりますが、具体的な内容をお伺いし、協議させていただく考えです。 (ＮＴＴ東日本) ■ ご指摘の条項については、設備の貸主としてリスクを免責させていただくための条項であり、当社の地下管路等をご利用いただく際の条件の一つとさせていただいておりますが、イー・アクセス殿が何らか懸念されている事項があるとのことであれば、その具体的な内容をお伺いした上で、協議させていただく考えです。 (ＮＴＴ西日本)	■ ＮＴＴ東西の地下管路等に接続事業者が共同収容を行う際の契約内容については、まずは、接続事業者からの要望を踏まえ、ＮＴＴ東西と接続事業者の間で協議を行うことが適当である。
意見６７ ＦＷＡはＤＳＬ同様もはや時代遅れの技術であるので、ＤＳＬと同じく通信速度にかかわらず超高速ブロードバンドに含めな	再意見６７	考え方６７

いこととするべき。		
■ 本件ガイドライン案第3ページ注5は、下り30Mbps以上のFWAを超高速ブロードバンドとしています。しかし、FWAの場合、回線を複数の利用者で共用している場合がしばしばあると思いますが、このような場合は、下り30Mbps以上という要件をどのように判定するのでしょうか？ 私の意見では、FWAは、DSL同様にはや時代遅れの技術であると思うので、DSLと同じく通信速度にかかわらず超高速ブロードバンドに含めないこととすべきだと思います。 この点、DSLは、メタル回線であるのに対し、FWAは、光回線を用いているから異なるとも考えられます。しかし、回線がメタルであるか光であるかは、利用者の利便性にとって重要でなく、この点にこだわるのは、妥当でないと思います (個人)	なし	■ 本意見募集及び再意見募集は、公正競争レビュー制度運用ガイドライン中「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」の対象となる事項について行ったものであり、同ガイドライン自体を対象として行ったものではない。 ■ なお、FWAに関しても、下り30Mbps以上となるサービスが存在するならば、超高速ブロードバンドに含めている。